

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80 1 2 3 4 5

始



貢

2.5.24

訂修
史歷本日學中

卷上

官修編書圖

士學文

著盛葛芝

社會式株

田神・院書治明・京東

6. 12. 22

内交

明治天皇御製

進みたる世に生れたるうなゐにも
むかしの事をまづ教へなむ

修訂發行につきて

本書さきに一たび改訂を經たれども、其の後、實地教授の諸君より寄せられたる適切なる助言と、著者の注意にのばりし考案とに基き、更に一大修訂を加へ、こゝに改版發行せしむ。挿入地圖の増加、挿入繪畫の精撰、参考欄の増加、對照年表の改補を始め、本文に於ける編章の區分・敍述の順序等にも多少の改訂を試みたり。しかも本書編述の根本方針に於ては、初版以來毫も變更する所なし。蓋し幾分たりとも、教授上・學習上に便益多からしめ、教科書としての任務を全からしめんとする著者の微意に外ならざるなり。

大正六年九月

著者識

例 言

一、本書は、中學程度の學校に於ける第一・第二年級の日本歴史教科書に充てん目的を以て、編纂したるものにして、主として、明治十四年七月、新に制定せられたる中學校教授要目に基き、傍ら編者が中等教育に於ける經驗を參照せり。

一、中等教育に於ける歴史科は、國民精神教育の中心學科として、重要な地位を占むるものなり。従つて本書に於ては、此の點に最も留意し、國家消長の跡を敍すると共に、わが國體の尊嚴を明にし、また偉人烈士の事蹟にして、學德修養に資すべきものは、これを掲ぐるにつとめたり。

一、本書は、授業時數との關係を考へ、教材の選擇・敍述の繁簡に注意し、力めてその要綱を述ぶるに止め、分量超過の通弊に陥るを避

けたり。されど事の参考すべきもの、及び教材をして興味あらしむべき詩歌・逸話等は、これを参考欄に附記し、適宜講話し得る組織となせり。

一、本書は、時代の前後につきて、明確なる概念を與へ、また大勢の推移につきて、連絡したる智識を授けんことに意を用ひ、本文と密接なる關係を有する年表を附し、毎期の終に、概括表を加へ、各時代の終に、その時代史實の總括をなし、以て断片的智識を與ふるに止るの弊を防げり。

一、系圖は、その前後連絡を明にし、一目瞭然たらしむるの必要あるを以て、卷尾に附錄として、その重なるものを一括して附載せり。されどまた、各章に現はるる人物の系圖的關係も、その必要に應じて、上欄に記入し、錯綜せる史的事實の了解に便ならしめたり。

一、歴史教授に於て、繪畫・地圖は最も大切な材料なり。故に本書は、

出處正確にして、本文と適切なる關係を有する繪畫を加へ、また生徒智力の程度を考へ、大體の觀念を與ふるに必要な地圖・畧圖を挿入して、參照の便に供せり。從つてこれが説明に勉め、生徒をして、學科的興味を多からしめんことは、教授の經驗に富める教師諸君に向つて切望する所なり。

大正元年十月

著者識

訂修中學日本歴史上卷

目次

皇室御略系

第一編 上古史

第一章 神代	一
第二章 神武天皇	四
第三章 崇神天皇 垂仁天皇	七
第四章 日本武尊	二
第五章 朝鮮半島の内附 文物の傳來	五
第六章 仁德天皇 雄略天皇	六
第七章 朝鮮半島の變遷	三
第八章 佛教の傳來 蘇我・物部兩氏の爭亂	二
第九章 聖德太子	二

第十章 蘇我氏の無道

上古史總括

第二編 中古史

第一期

大化の新政より
奈良時代の終まで

- 第一章 大化の新政
第二章 蝦夷の服屬 新羅の朝鮮半島統一
第三章 律令の撰定

- 第四章 奈良奠都 隼人及び西南諸島の服屬
第五章 聖武天皇 奈良時代の佛教文物

- 第六章 和氣清麻呂
第七章 平安奠都 蝶夷の鎮定

第一期概括表

平安奠都より
藤原氏失權まで

第二期

- 第八章 朝鮮半島の變遷 渤海の入貢
第九章 嵐峨天皇 佛教の新宗派 漢文學
第十章 摄政 關白

- 第十一章 藤原道真
第十二章 地方の情況 承平・天慶の亂
第十三章 藤原氏家門の爭

- 第十四章 平安時代の文物
第十五章 刀伊の入寇 前九年の役

第二期概括表

第三期

後三條天皇の新政より
平氏滅亡まで

- 第十六章 後三條天皇 院政
第十七章 後三年の役
第十八章 源平二氏の盛衰
第十九章 平氏の滅亡

第三期概括表

中古史總括

附 錄

略年表（上の一、二）

物部氏略系

蘇我氏略系

藤原氏略系

平氏略系

源氏略系

參照地圖（第一圖—第三圖）

訂修 中學日本歴史 上卷目次終

○傍注ノ年代ハ第一行ハ御在位年間
第二行ハ崩御ノ年代ヲ示シタルモノ

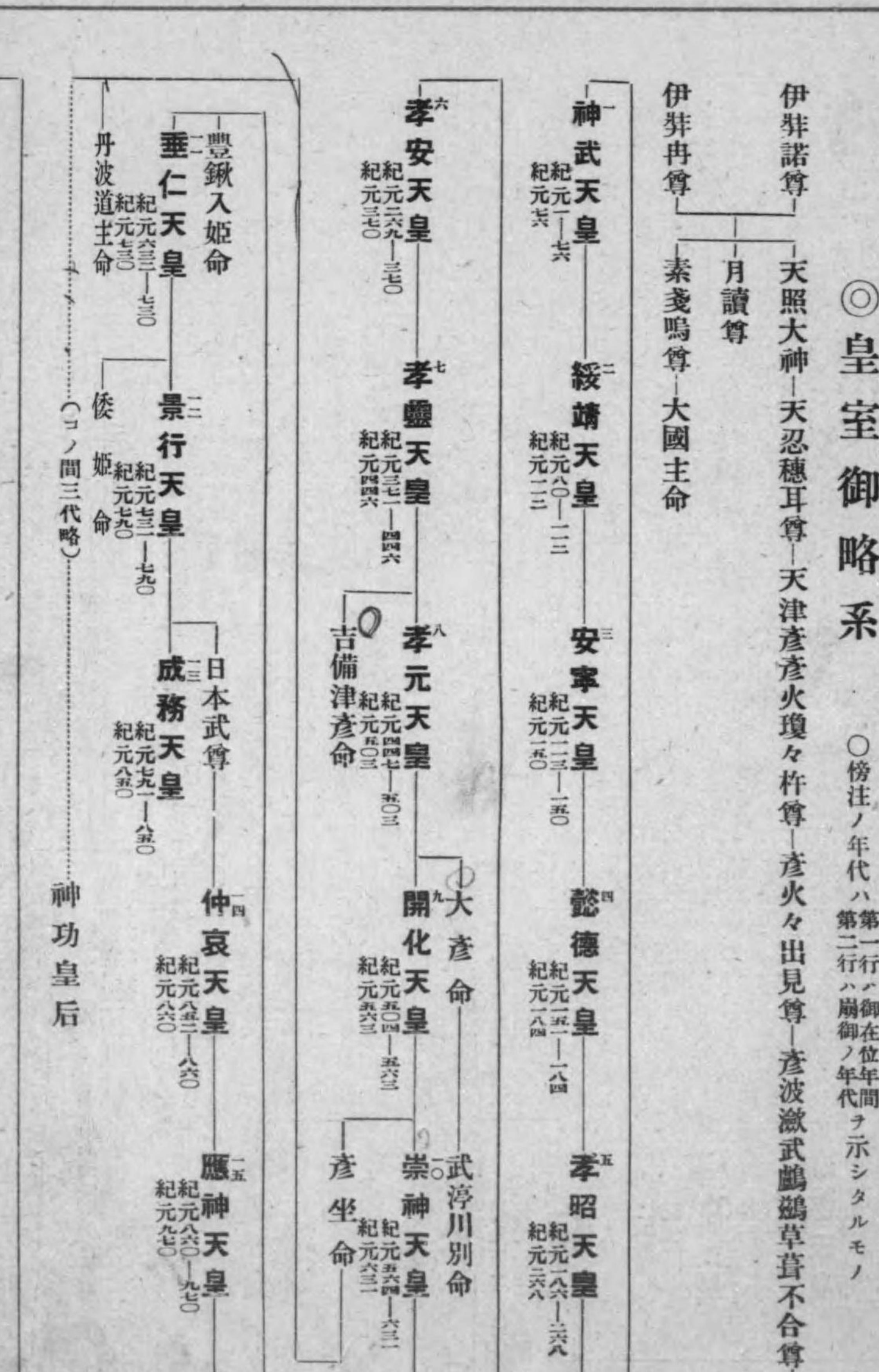
◎皇室御略系

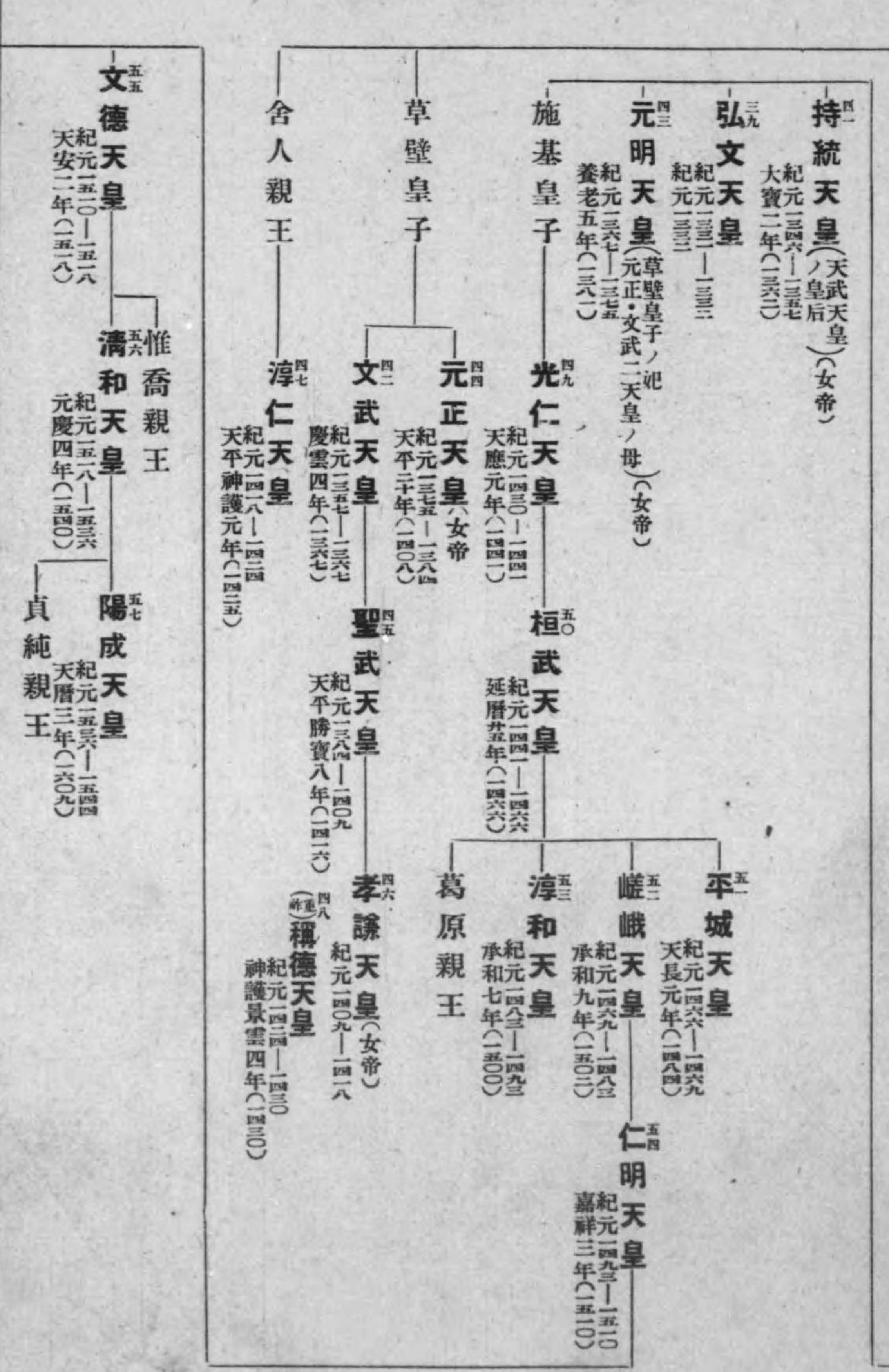
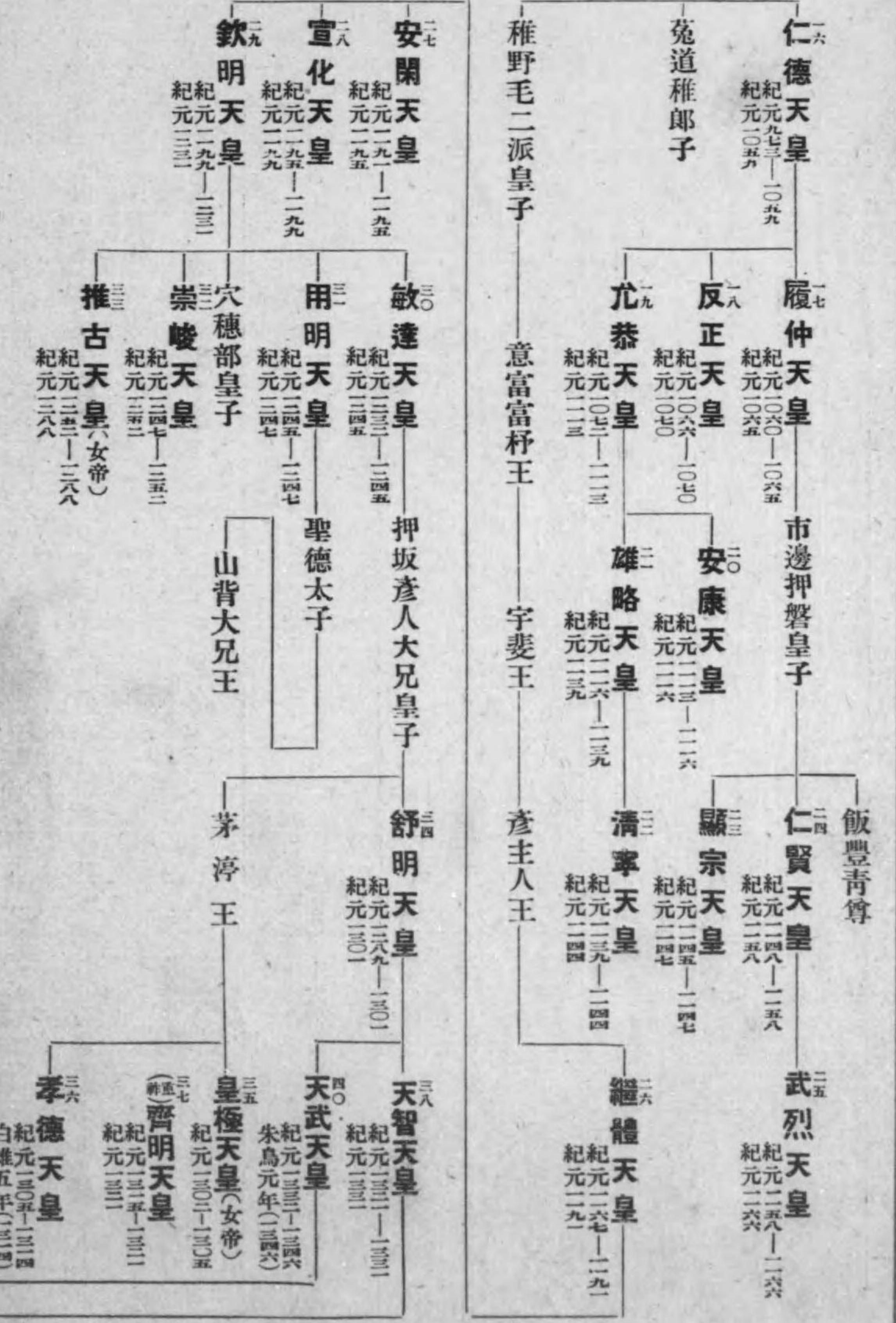
伊弉諾尊
天照大神—天忍穗耳尊—天津彦彦火瓊々杵尊—彦火々出見尊—彦波瀬武鷦鷯草葺不合尊

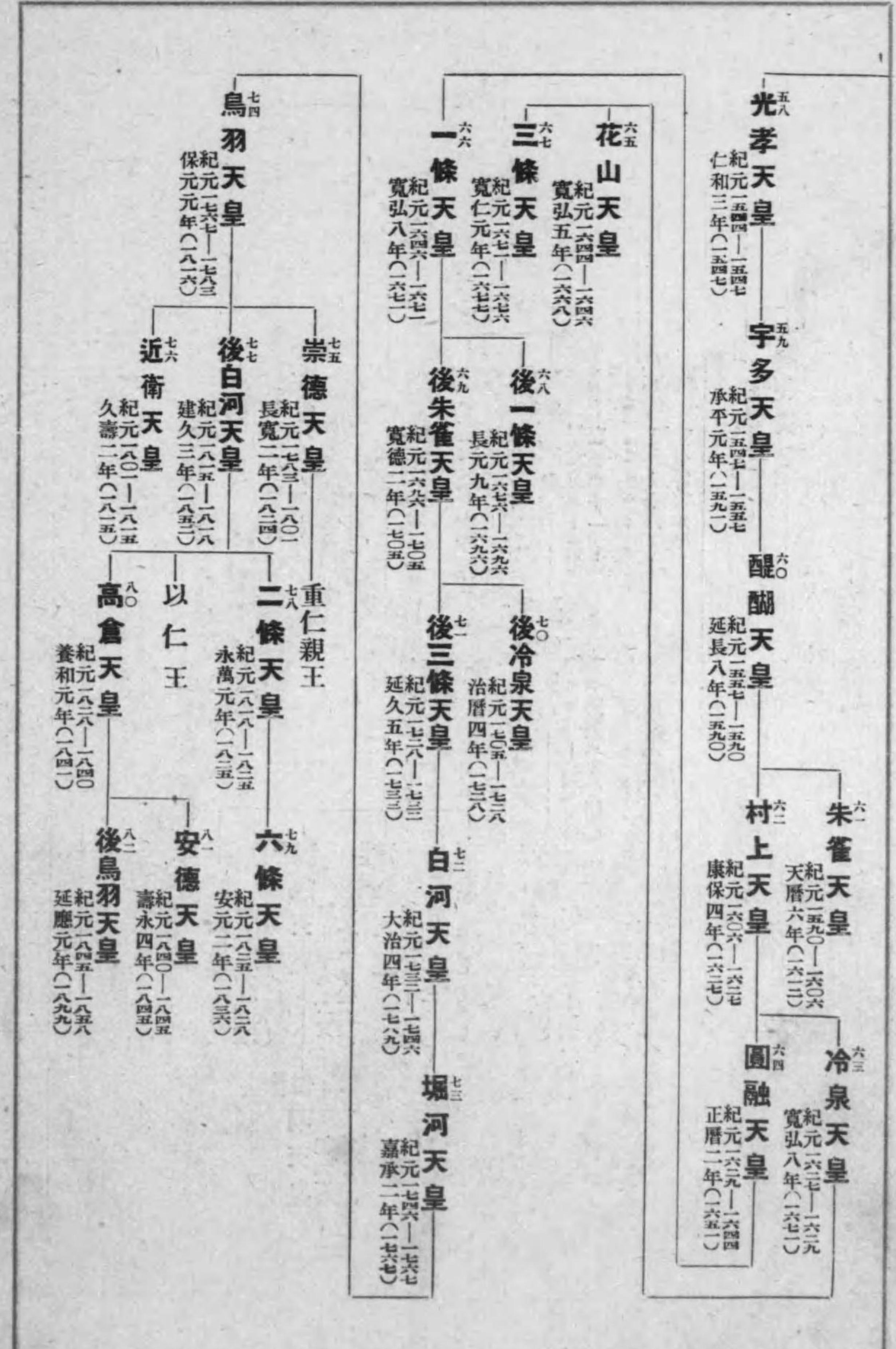
月讀尊

伊弉冉尊

素戔鳴尊—大國主命







金剛神像

この像は奈良東大寺法華堂(一に三月堂といふ)壇後北面の厨子内に安置す。天平五年本堂創立以來保存せらるゝ佛體の一なり。左手拳をなし、右手金剛杵をとりて大喝睥睨するの状、活動變化の妙を極む。像は塑土を以て製作せられたるものにして、全身金碧を以て華麗なる色彩を施せり。古來秘佛として、容易に開扉せざりしが故に、塑像なるにも拘らず、千二百年後の今日、尙損所少く、色彩歷然として、天平時代製作の面影を見るべし。誠に奈良時代に於ける雄偉にして且華麗なる佛體の好標本と云ふべし。

訂修 中學日本歴史 上卷

文學士 芝 ● 葛 盛 著

國初より蘇我氏滅亡まで
開闢より紀元一三〇五年に至る

第一編 上古史

第一

第一章 神代



我が國民の誇

太古の二神

上古史 第一章 神代

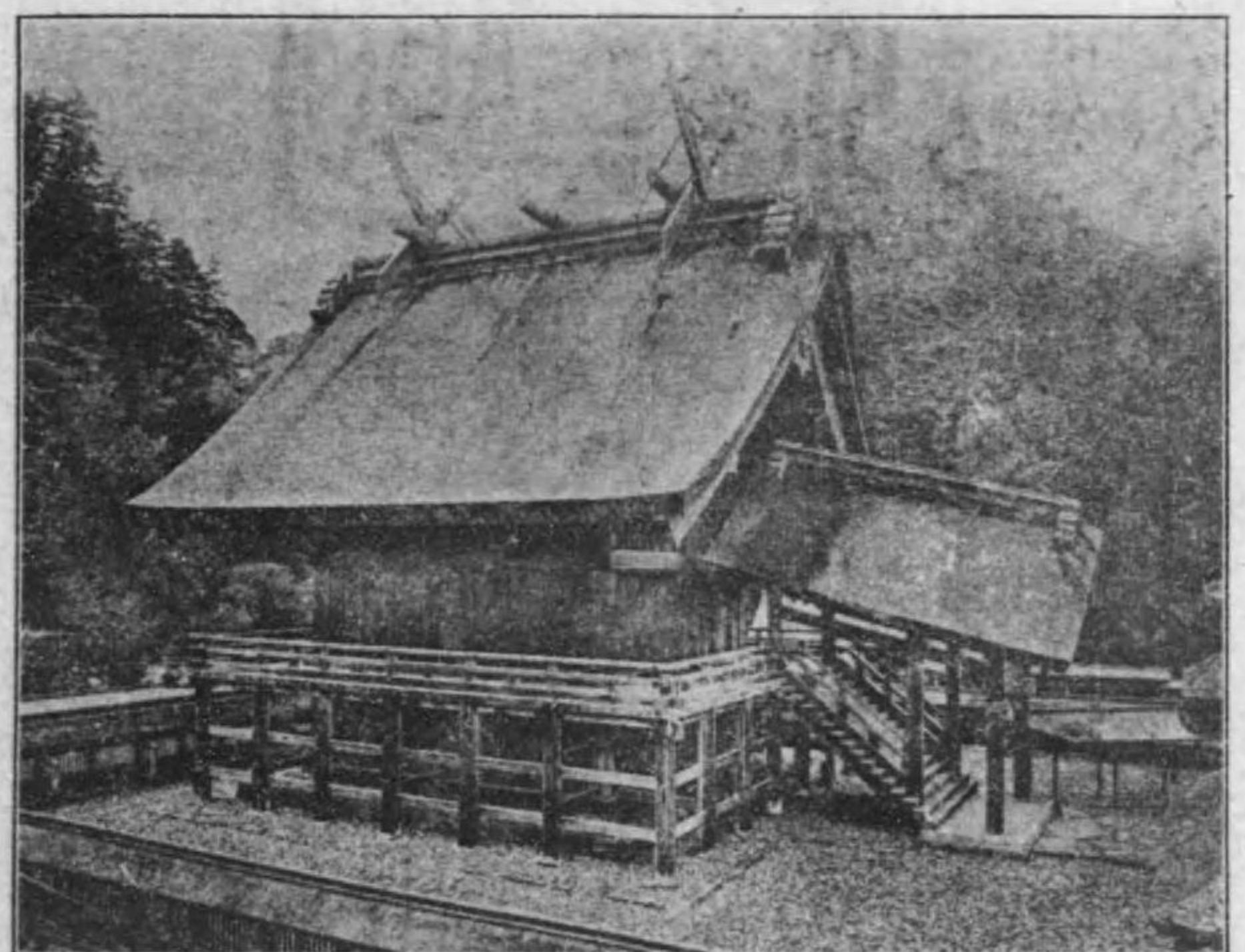
我が國體 我が大日本帝國は、上に萬世一系の天皇をいだき、下に忠愛無比の國民ありて、古より今に至るまで、一度も、外國の侮を受けたることなし。
かかる國柄は、世界にたぐひなき所にして、また實に我が國民の大なる誇とすべき所なり。

國のはじめ 傳へいふ、我が國太古、伊弉諾尊・伊弉冉尊と

天照大神

素戔鳴尊

叢雲劍



申す男女の二神おはして、**大八洲國**をつくり給ひ、また**天照大神・素戔鳴尊**を生み給へり。天照大神は、御德いと高く、高天原を治めたまへり。御弟**素戔鳴尊**はあらあらしき御行多く、しばしば大神を苦しめられて、出雲に下りたまひ、そこにて賊を平げ、叢雲劍を得て、大神に奉り給ひき。

大國主命の國土獻上

素戔鳴尊の御子に、**大國主命**と申

伊弉諾尊	伊弉冉尊
月讀尊	天照大神
素戔鳴尊	
大國主命	

皇基の遼遠

す神あり。御父につきて、出雲を治め給ひ、**少彦名神**と力をあはせて、國土を開き、従はぬものどもを平げ、醫藥の法をも教へ給ひしかば、德化四方に及びたり。天照大神は、御子孫をして、此の國を治めしめ給はんとて、經津主神・武甕雷神を遣はして、この國を上るべきことを傳へしめ給ひしに、大國主命は、謹みて、詔を奉じ、杵築宮に退かれたり。今の出雲大社はこの神を祀れるなり。

天孫降臨

大神、乃ち御孫瓊杵尊に勅して、豐葦原瑞穗國は、我が子孫の君たるべき地なり。汝皇孫、ゆいて治めよ。天日嗣のさかえませんこと、天壤とともに窮なかるべし」とのたまへり。萬世動きなき我が皇基は實にここに定まれり。大神また八咫鏡・叢雲劍・八坂瓊勾玉を尊に授け給ひき。之を三種の神器と云ふ。この時、大神は、この鏡を見ること、我を見

三种の神器

るが如くせよ」とおほせられき。これより神器は、代々の天皇相傳へまして、皇位の御しるしとなし給へり。

かくて瓊瓈杵尊は群神を率ゐて、日向に降り、高千穗宮に居給ふ。瓊瓈杵尊より、御子彦火火出見尊・御孫鷦鷯草葺不合尊まで、三世の間は、日向に都し給へり。以上を神代といふ。

参考

一 大八洲國とは、今の本州・四國・九州・淡路・隱岐・對馬・佐渡及びその屬島の總稱にて、多くの島々の國といふ意なり。豊葦原千五百秋瑞穂國といひ、葦原中國などといふも、皆大八洲國と同じく、帝國の古名なり。

二 天孫降臨の時に、瓊瓈杵尊に隨從せし主なる神々は、天兒屋根命(中臣氏の祖)太玉命、齋部氏の祖天忍日命(大伴氏の祖)等なり。

鷦鷯草葺不合尊

第二章 神武天皇

天皇の東征 神武天皇は、鷦鷯草葺不合尊の御子なり。初め、天皇日向にいまししが、東方いまだ王化に浴せざりしか



ば、皇族たちと東征の謀を立て給ひ、舟師を率ゐて、日向を發し、豊筑紫安藝吉備を経て、浪速に至り、河内を経て、大和に入らんとし給へり。

大和平定 時に、大和には長髓彦といふものあり。天神の御子饒速日命を奉じて、勢甚だ盛なりしかば、皇軍容易く進むこと能はず。天皇よりて路を轉じて、紀伊より

金色の鷦



宮原櫛

これにて立に址の宮原櫛の古りあに南東の山傍欽は宮神原櫛
移を之ひ賜を所侍内舊の所御都京は應神りこふいとりのも
りな山傍欽ち即はるゆ見に方後中圖りのものもるたて建し

天皇の即位 ここに於て、天皇都を欽傍山和の東南なる櫛原の地にさだめて、即位の禮を挙げ給ひ、大ず。されど長髓彦は尙降伏せざりしかば、饒速日命、長髓彦を誅して歸順す。その近傍の賊ども相つきて平ぎ、大和全く平定せり。

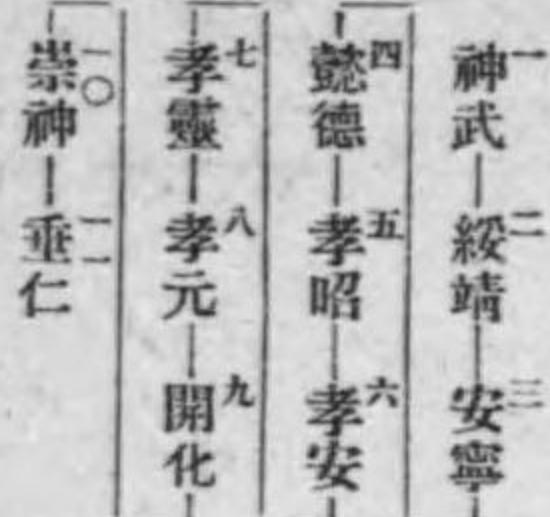
紀元元年

國主命の後なる五十鈴媛を立てて皇后となし給ひき。これ實に我が國の紀元元年なり。

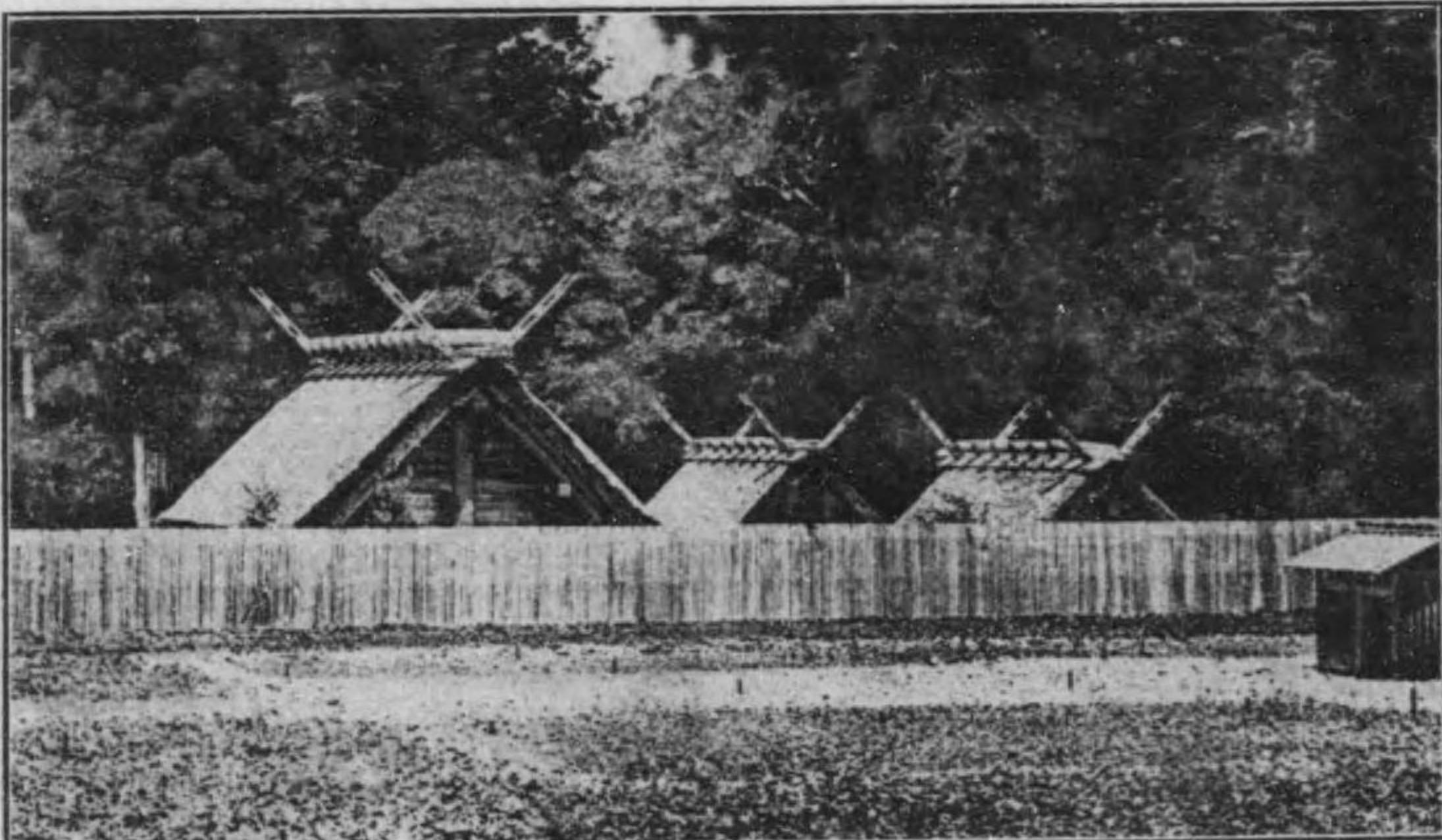
天皇の政治 かくて天皇は天種子命天兒屋根天富命太玉命の後をして、祭祀を司り、兼ねて朝政をたすけしめ道臣命天忍日と饒速日命の子可美眞手命物部氏とには、武備にあづかりて、宮門を守らしめらる。また地方には、國造・縣主をおきて、その地の政を行はしめ給ひき。

参考

金鷦勳章は、この神武天皇御東征の折の靈瑞に因みしものにて、陸海軍人の武功抜群の者に授け給はんとて、明治二十三年二月十一日紀元節の日金鷦勳章の制を定め給へり。その制一級より七級まであり。こゝに示したるは功二級の金鷦勳章なり。



第三章 崇神天皇 垂仁天皇

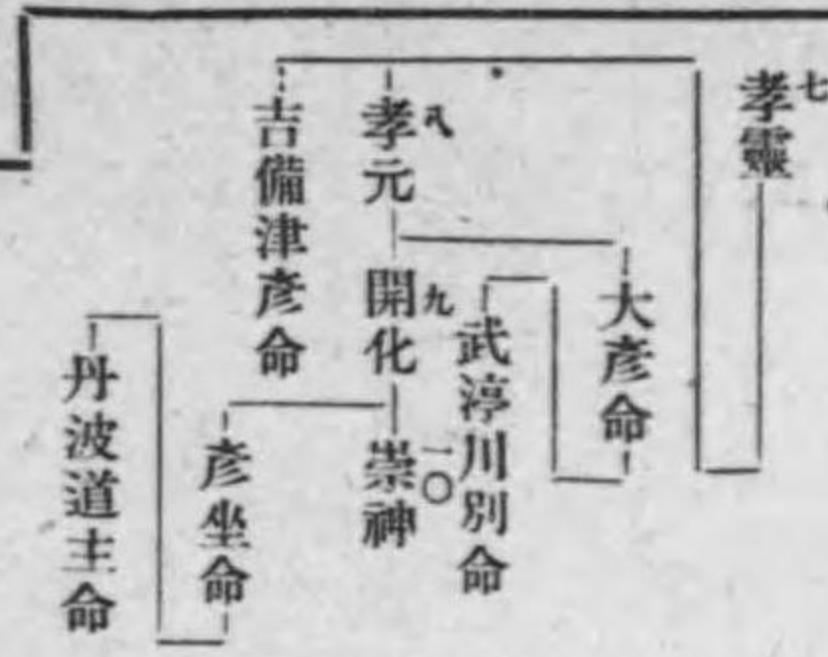


上古史 第三章 崇神天皇 - 垂仁天皇

めたまひき。また、池溝を掘らし
めて、人民に農業をすすめ、或は
船を造りて、運送の便をはから
しめ給へり。かく御心を民事に
留め給ひければ、産業盛になり、
天下よくをさまりたり。
垂仁天皇の政治 垂^{スギ}仁^{ミコト}天皇
もまた民事に御心を用ひ給ひ、
多くの池溝を開きて農事をす
すめ給へり。
神^{ミコト}天^{アメノミコト}の御代
皇大神宮 天皇の御代に、再
び鏡劍を笠縫邑より、伊勢度會^{ワタラヒ}
の五十鈴川のほとりにうつし

神め給へり

垂仁天皇の政治 垂仁天皇
もまた民事に御心を用ひ給ひ、
多くの池溝を開きて農事をす
すめ給へり。
神田の耳
皇大神宮 天皇の御代に、再
び鏡劍を笠縫邑より、伊勢度會
の五十鈴川のほとりにうつし



笠縫邑

神器の奉遷 神武天皇の後八代を経て、崇神天皇位に即き給へり。天皇は敬神の御心深く、三種の神器と同殿に居たまふは、神威をけがすおそれありと思召され、鏡・劍をば、大和の笠縫邑に遷して、そこに祀りたまひ、別にこれを模造して、八坂瓊勾玉とともに、宮中に安置し給へり。

四道將軍の派遣 この頃遠き國々には、未だ王化にうる
ほはざるものありしかば、天皇は、四人の皇族をえらび、大彦
命を北陸に、武渟川別命を東海に、吉備津彦命を西道(山陽)
丹波道主命を丹波路(山陰)に遣はして、四方を平げしめたま
へり。これを四道將軍といふ。後また、皇子豊城入彦命をして、
東國を鎮めしめたまひき。これより、皇威は、ますます遠きに
及べり。

産業の發達

この御代にはじめて人口をしらべ、調を定

九

The illustration shows several items arranged in two rows. The top row includes a cylindrical vessel, a figure in traditional armor, a horse-drawn carriage, and a sword. The bottom row includes a large jar, small fragments, a chain, and decorative beads. Labels in Japanese identify these items: 墳輪筒 (Tumulus wheel cylinder), 墳輪土偶 (Tumulus wheel clay figure), 墳輪土馬 (Tumulus wheel clay horse), 玉子切 (Spherical bead cutter), 丸玉 (Round bead), 管玉 (Tube bead), 金環 (Gold ring), 頭椎鉤 (Cervical vertebra hook), 勾玉 (Hook-shaped bead), and 土器 (Earthenware).

まつり、皇女
倭姫命をし
て、これを祀らしめ
給へり。今の大神
宮是なり。

殉死の禁 天皇

は仁慈の御心深く
ましまししかば、こ
れまで行はれたる
殉死の風を禁じ給
ひ、野見宿禰の議を
用ひて、土にて造り
たる人馬等の形を、墓の周圍にたてて、之に代へしめらる。こ



野見宿禰
埴輪

まつり、皇女倭姫命をし
て、これを祀らしめ
給へり。今の大神宮
是なり。

欠

夏が前後矣

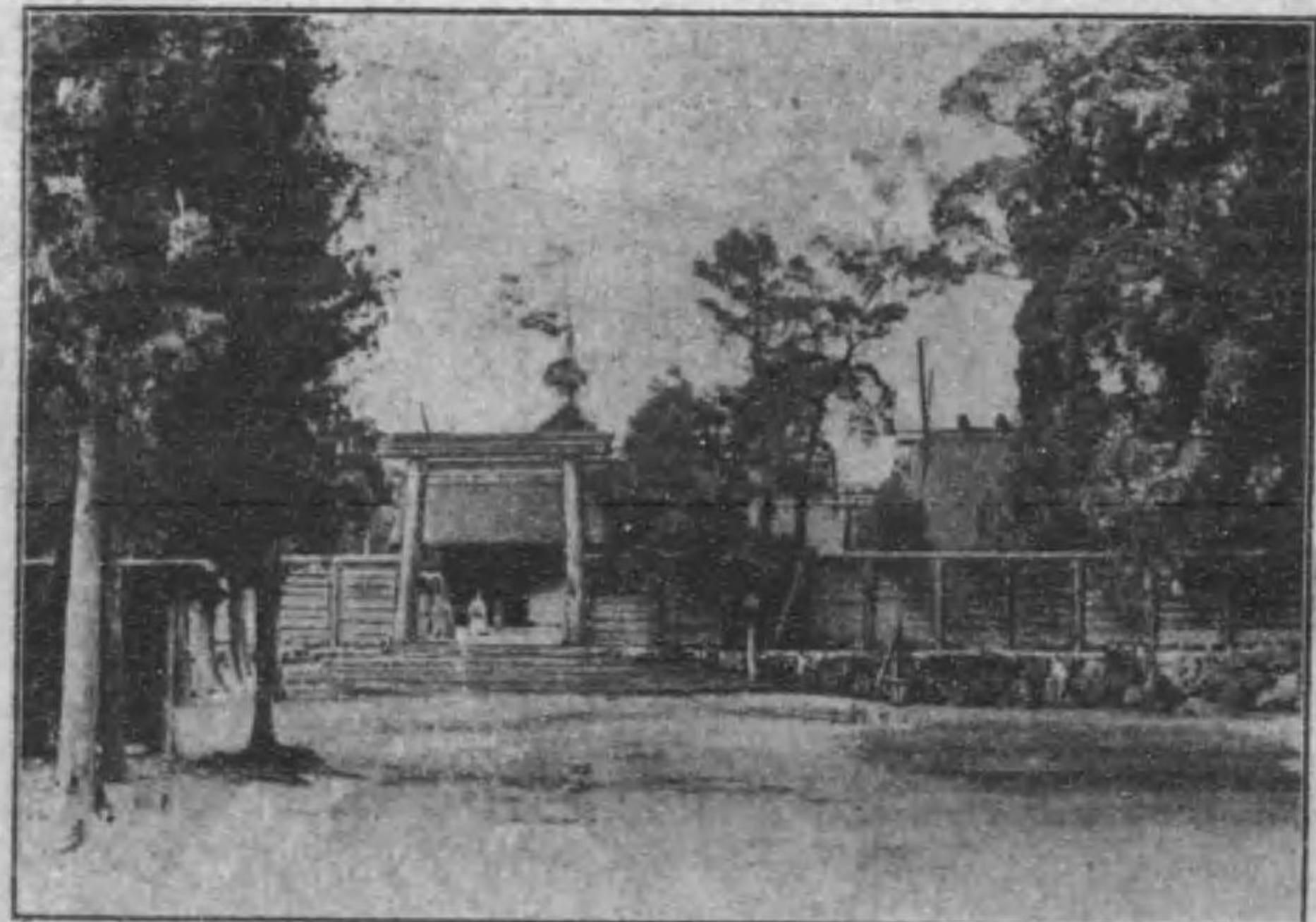
蝦夷征伐の發
端

日本武尊の蝦夷征伐

重仁
倭姫命
景行
成務
日本武尊

草薙劍

蝦夷征伐 天皇、さきに、武内宿禰をして、蝦夷の有様を視察せしめ給ひしことありしが、その叛くに及び、再び日本武尊をして、之を征伐せしめ給へり。尊は先づ、伊勢皇大神宮に詣で給ひて、御叔母倭姫命より、叢雲剣を受け給ひしが、駿河に到り給ひ、賊の火攻にあひ給ひし時、かの剣を抜きて草を薙ぎ、反りて賊を焼き殺し給ひき。これよりこの剣をば、草薙剣と申すこととなれり。尊は進みて相模より上總に渡りたまひ、なほ進んで、陸奥の賊を平げたまひ、更



熱田神宮

日本武尊の薨
去

熱田神宮

に、甲斐・信濃を経て、尾張に出て、近江の賊を討ち給ひしが、ここにて御病にからせられ、つひに伊勢の能褒野にて薨じ給へり。彼の劔は、尾張にとどめたまひしかば、後そこに宮を立てて之を祀れり。今の熱田神宮是なり。

征伐後の東國經營 その後、天皇は東國に行幸ありて、尊の定め給ひし國々を見給ひ、また御諸別王豊城入彦命の曾孫をして東國を治め給ひき。

地方制度の整頓 此の如く東西の國々平定せしかば、次の成務天皇の御代には、濱河の形勢によりて、國縣を分ち、國造・縣主・稻置等を定めて、地方の制度を整へ給ひ、また朝廷には大臣を置き、武内宿禰を之に任じ給へり。是に於て、朝廷の威勢益々四方に振ひたり。

参考

成務天皇

日本武尊は、初め小碓尊と稱し給ふ。その賊魁川上梶帥を誅し給ふに臨み、梶帥その武勇に感じ、日本武尊の御名を奉れり、又尊の蝦夷征伐に向ひ給ふや、遂次相模より上總に渡らんとして、海上暴風の難に遭ひ給ひしが、妃弟橘姫尊は御身代りにと神に祈りて海に投じ給ひ、風浪靜かなることを得たり。尊これを追慕し給ふこと切なるものあり、上野碓日嶺に登り給ふや、東南を望み、吾嬬者耶と三嘆し給へり、因りて山東諸國をアヅマの國といふなりと云ひ傳ふ。

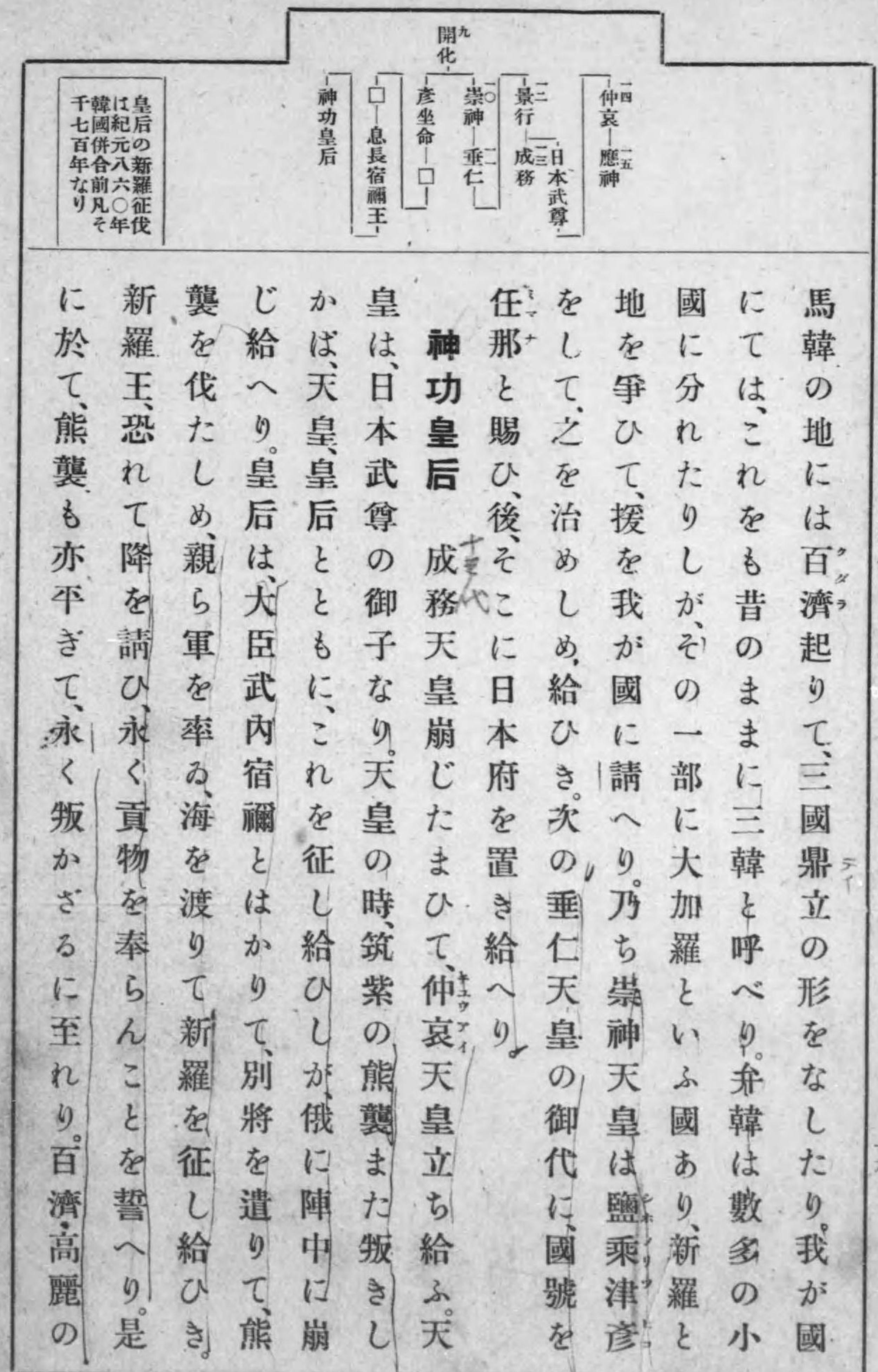
上古の朝鮮半島

冊尾第一圖參照
紀元六百年の頃

第五章 朝鮮半島の内附 文物の傳來

三韓 朝鮮半島はわづかに對馬水道を隔つるのみにて、我が國と連なれるが故にはやく神代より交通ひらけ、關係甚だ深かりき。開化天皇の御代の頃に至りては、この半島の北部は、支那の漢の領地となり、南部は馬韓・弁韓・辰韓に分れ、之を三韓と呼べり。

任那及び三國 その後、崇神天皇の御代の頃に、半島の北部に高麗新に國を建て、辰韓の地には新羅起りしが、ついで



馬韓の地には百濟^{ハサツ}起りて、三國鼎立^{テイリツ}の形をなしたり。我が國にては、これをも昔のままに三韓と呼べり。弁韓は數多の小國に分れたりしが、その一部に大加羅といふ國あり、新羅と地を争ひて、援を我が國に請へり。乃ち崇神天皇は鹽乘津彦をして、之を治めしめ、給ひき。次の垂仁天皇の御代に、國號を任那^{タチナ}と賜ひ、後、そこに日本府を置き給へり。

神功皇后 成務天皇崩じたまひて、仲哀天皇立ち給ふ。天皇は、日本武尊の御子なり。天皇の時、筑紫の熊襲^{クマアシ}また叛きしかば、天皇、皇后とともに、これを征し給ひしが、俄に陣中に崩じ給へり。皇后は、大臣武内宿禰とはかりて、別將を遣りて、熊襲を伐たしめ、親ら軍を率ゐ、海を渡りて新羅を征し給ひき。新羅王、恐れて降を請ひ、永く貢物を奉らんことを誓へり。是に於て、熊襲も亦平きて、永く叛かざるに至れり。百濟・高麗の

朝鮮半島の内属

二國も相ついで降り、朝鮮半島我が國に屬せり。

應神天皇 ⁸⁰⁰ 皇后筑紫凱旋の後、應神天皇を生み、ながく政

を攝し給へり。應神天皇は益、皇威を張り、また頻に朝鮮半島の文物をとりいれ給へり。

・遺物の傳來

朝鮮半島の國々は、早くより支那と交通して、其の學問・工藝を傳へ、文化大に開けたり。されば、彼我交通の繁くなるに隨ひ、その文物をも我に傳ふるに至れり。應神天皇の御代に、百濟より阿直岐^{アチャ}來朝し、ついで博士王仁^{ワニ}も來りて、論語・千字文などを獻ぜり。これ我が國に漢字の傳はり始なりとす。皇子菟道稚郎子^{ウヂノワキラコ}此の二人を師として學びたまひ、頗る經籍に通じ給へり。後、支那の人阿知使主^{アチミス}父子も多くの人々を率ゐて、朝鮮半島より來りしが、これらの人々の子孫は、大和河内に住み、代々朝廷に仕へて、記録を掌れり。阿

阿知使主
(東文氏の祖)

王仁
(西文氏の祖)

阿直岐

東西文氏
弓月君
(秦氏の祖)

知使主の子孫を東文氏といひ、王仁の子孫を西文氏といふ。
工藝の傳來　またこの御代に、支那の人弓月君は、數多の人々を率ゐて百濟より歸化し、織物の法を傳へしが、天皇は更に使者を支那に遣はして、機織・裁縫の工女を求めしめ、益此の業の進歩を圖り給へり。この外、朝鮮半島より、織工・鍛冶・木工及び酒造家等も渡來し、各其の技を傳へしかば、我が國の文物工藝これより發達せり。

参考

阿知使主の子孫の一部は東文氏といひしが、また漢氏と稱して產業に從事せしものもすくなくからず、弓月君の子孫は秦氏と稱し共にその一族繁延して我が殖産に力を致せり。

第六章 仁德天皇 雄略天皇

仁德天皇　應神天皇崩じ給ひし後、ほどなく皇子仁德天皇位に即き給ひ、都を難波^{大阪}にうつし給へり。當時難波は

難波の都

天皇の政治

東西交通の要地たりしを以てなり。

天皇深く御心を政治に留め給ひ、堀江を掘り、池溝を開き、堤防を築きなどして、民業の發達をすすめ給へり。また仁慈の御心厚く、かつて炊烟の稀なるを見て、民の貧しきを察し給ひ、六年の間貢物をゆるし給ひき。されば、天皇の御代には、國富み民豊にして、天下太平を樂みたり。

大臣と大連　天皇の皇后磐之媛は、武内宿禰の孫にして、その御腹なる履中^{チユウ}反正^{シャウイン}允恭^{ギヤウ}の三天皇相ついで位に即き給ひ、天皇の御兄弟に及べる新例を開かれたり。これよりして武内宿禰の子孫は大に榮え、これより出でたる蘇我^{スガ}・平群^{ヒグン}・葛城^{カツガ}等の諸氏は、何れも大臣となり、大連となれる大伴・物部の二氏と共に、相ならびて朝政を輔けたり。

雄略天皇　允恭天皇の後、安康天皇を経て、雄略天皇位に

武内宿禰
蘇我石川麻呂^{スガイシロ}・滿智^{マツチ}
平群木菟^{ヒグンムタ}・真鳥^{マニラ}・鷦^{サシ}
葛城襲津彦^{カツガシヅヒコ}・磐之媛^{スガノメ}
玉田^{タケダ}・圓^{マツ}

皇位の御兄弟
に及べる新例

武内宿禰

仁德
允恭
雄略
安康
清寧

即き給へり。天皇は御性質勇猛にましましがど、深く御心を民政に留め、産業をすすめ、また使を遠く支那に遣はして、縫織の工女を召し給ひ、皇后もまた親ら蠶を養ひたまひければ、産業大に發達したり。又農業の神なる豊受大神を丹波より迎へて伊勢の度會の山田原に祀られたり。後世皇大神宮を内宮といひ豊受大神宮を外宮といふ。かくて産業のすすむに従ひ、諸國より貢の品も多くなりしかば、天皇は新に大藏オホカラをたてて之に納めしめられ、蘇我滿智マツチをしてこれを掌らしめらる。是に於て、蘇我氏の勢漸く大となれり。

履中
市邊押磐皇子
顯宗
仁賢
武烈

豐受大神宮

大藏の設置

顯宗・仁賢の二天皇 清寧天皇ついで立ち給ふ。天皇御子おはさざりしかば、履中天皇の二皇孫を播磨より迎へて、嗣とし給ふ。顯宗・仁賢の兩天皇是なり。仁賢天皇の皇子武烈天皇ついで立ち給ふ。時に大臣平群眞鳥不臣の振舞ありしか

平群氏衰ふ

應神
稚野毛二派皇子
意富富杼王
彦主人王
繼體
宣化
安閑

参考

一 藤原時平が仁德天皇を詠じ奉りし歌に、高タカどのにのほりて見れば、天の下四方にけぶりて今ぞ富みぬる。

二 雄略天皇嘗て山に狩し給ひし時、一匹の暴猪出でたるに、舍人恐れて逃げしかば、天皇怒りて弓にて之を突きとめ、御足を擧げて踏み殺し給へり。天皇更に舍人を責めて之を誅せんとし給ひしが、皇后之を諫め給ひしかば、天皇御心釋けて、その罪を許し給ひ。朕は狩して善言を得たりと宣へり。亦以て皇后内助の功多かりし一端を察すべし。皇后御名を幡枝姫ハタヒメといひ仁德天皇の皇女なり。

第七章 朝鮮半島の變遷

高麗・新羅の叛服 初め朝鮮半島の我に内属するや、任那に日本府を置きて之を治めしめ、半島南部には、一時その威令もよく行はれたりき。然れども、高麗は國力の強きをたの

みて、しばしば貢物を怠り、新羅も漸く强大となりて、百濟・任那を侵して叛服常なし。

吉備田狹叛く
紀大磐叛く

我が鎮將の謀叛 加ふるに、雄略天皇の御代には、任那の國司吉備田狹新羅と謀を通じて叛き、顯宗天皇の朝には、紀大磐^{アキ}任那によりて反し、高麗に通じて、半島に王たらんとせしが、百濟の兵に攻められて敗走せり。かく我れより遣はしたる鎮將さへも、彼の地によりて叛するに至りしかば、半島の事益、困難となれり。

大伴氏衰運に
向ふ

大伴金村の失策 然るに、繼體天皇の御代に、大連大伴金村は、百濟の請ふがままに、任那の地を割きて之に與へしかば、任那もまた我を怨むにいたり、半島いよいよ動搖せり。この失政によりて、大伴氏またその衰運を招くに至れり。ついで新羅は任那を侵しければ、天皇近江毛野を任那に遣はさ

磐井の叛

れしに、新羅は我が筑紫の磐井と結びて、その軍を遮りしかば、天皇大連物部麤鹿火^{アラカヒ}を遣はして、まづ磐井を誅せしめたまひき。ついで毛野は、彼の地に至りしかども、其の處置宜しからざりしかば、かへつて騷亂を大にしたり。

日本府の滅亡

かくて、欽明天皇の御代に至り、新羅益強大となり、百濟・任那を攻めて、つひに任那を滅し、日本府をも毀てり。時に紀元一千二百二十二年なり。朝廷軍をやりて、百濟と共に新羅を討たしめたれど、我が軍利なくして敗れ歸り。その後、代々の天皇また任那の恢復に力を用ひ給ひしが、つひに其の効なかりき。

参考

新羅征伐の軍中調伊企讐^{フキノイキナ}が捕虜となりて、尙屈せず、新羅王を罵り、又百濟に使せし膳^{カシハダ}巴提便^{ハタヒ}が、子の爲に虎を殺せる話は、この欽明天皇の御代の事なり。

任那は崇神天皇より御代に内附し、凡そ六百年に至る
紀元一二三年

始 第八章 佛教の傳來 蘇我・物部

兩氏の争亂

司馬達等
百濟王佛像經論を獻す

佛教の傳來 印度に起れる佛教は、早く支那に流入し、更に朝鮮に傳はりしが、つひに我が國にも傳來するに至れり。さきに、繼體天皇の御代に、支那の人司馬達等といふもの、佛像をもたらし來りて、佛教を弘めんとしたれども、未だ廣く行はるるに至らざりしが、欽明天皇の十三年に、百濟王は更に佛像・經論を獻じて、盛に其の功德を説きしかば、ここに始めて流行の端緒を開けり。

拜佛可否の論

稻目と尾輿
稻目は之を禮すべしといひ、大連物部尾輿は中臣鎌子と共に、之に反対し、外國の神は、之を拜すべからずと主張せり。よ

稻目と尾輿

りて、天皇は佛像を稻目に賜ひて、試に之を拜せしめ給ひき。稻目、乃ち、己の家を寺となして、ここに安置せり。偶、疫病大に流行せしかば、尾輿等、これ神の罰なりと奏して、寺を焼き、佛像を難波の堀江に投じたり。

蘇我溝智……稻目
馬子——蝦夷——入鹿
堅鹽媛 繁明妃
小姉君 欽明天皇
ヲアネヤミ 穴穂部・粟飯母

馬子と守屋

蘇我氏と物部氏 當時大臣家の葛城平群二氏は、既に衰へ、大連家の大伴氏も、金村の頃より衰へたれば、蘇我・物部の二氏相ならびて朝廷に仕へ、互にその権力を争ひしが、今又佛教の事につきて、兩氏意見を異にし、次の敏達天皇の御代には、稻目の子馬子大臣となり、尾輿の子守屋大連となり、各父の志をうけて、はげしく相争へり。

物部氏の滅亡 敏達天皇崩じ給ふや、皇弟穴穂部皇子は守屋と結びて皇位を望み給ひしが、事成らずして、馬子の擁立せる皇弟用明天皇即位し給へり。これよりして、馬子は大

欽明
敏達
用明天皇
穴穗部皇子
崇峻
推古

（母我堅媛）
（母我小姫君）
（母我堅媛）
（母我堅媛）
（母我堅媛）

女帝の始

推古天皇

に勢を得たりしが、天皇の御子厩戸皇子は、またいたく佛教を信じ給ひければ、馬子は皇子と親しみ、益、權勢を張るにつとめたり。既にして用明天皇崩じたまふに及び、守屋はまた穴穂部皇子を立てんとせしかば、馬子は遂に皇子を害し、また守屋を攻めて之を殺したり。物部氏ここに亡ぶ。

これより馬子の專横ますます甚しく、崇峻天皇いたく之をにくみ給ひしが、天皇崩じて、敏達天皇の皇后炊屋姫位に即すを推古天皇とす。我が國女帝の始なり。

参考

佛教は今を距る凡そ二千四百年前印度の王族の中より出でたる釋迦の開きたる宗教なり。釋迦は支那の孔子と殆ど同時代の人なり。佛教は釋迦の死後二百年餘をへてはじめて印度の全部にひろまり、さらに三百年ばかりにして印度の北方より支那に傳はり、又三百餘年の後百濟に入り、百濟より我が國に傳來せり。

第九章 聖德太子



聖德太子

聖德太子の攝政 推古天皇の御代には、厩戸皇子、皇太子として、政を攝し給へり。皇太子聰明にして、博學多藝、よく天皇をたすけて、心を政治に留め、朝鮮半島及び支那大陸の文物を探りて、諸般の制度を改め給ひしが、皇位をうぐるに至らずして薨じ給へり。世に聖德太子と申す。

制度の改革 太子は冠位十二階を定め、之を諸臣に賜ひて、其の等級を明にし、憲法十七條を定めて、官民一般の守るべき心得を示し給ひ、また始めて暦を天下に頒ち給ひき。

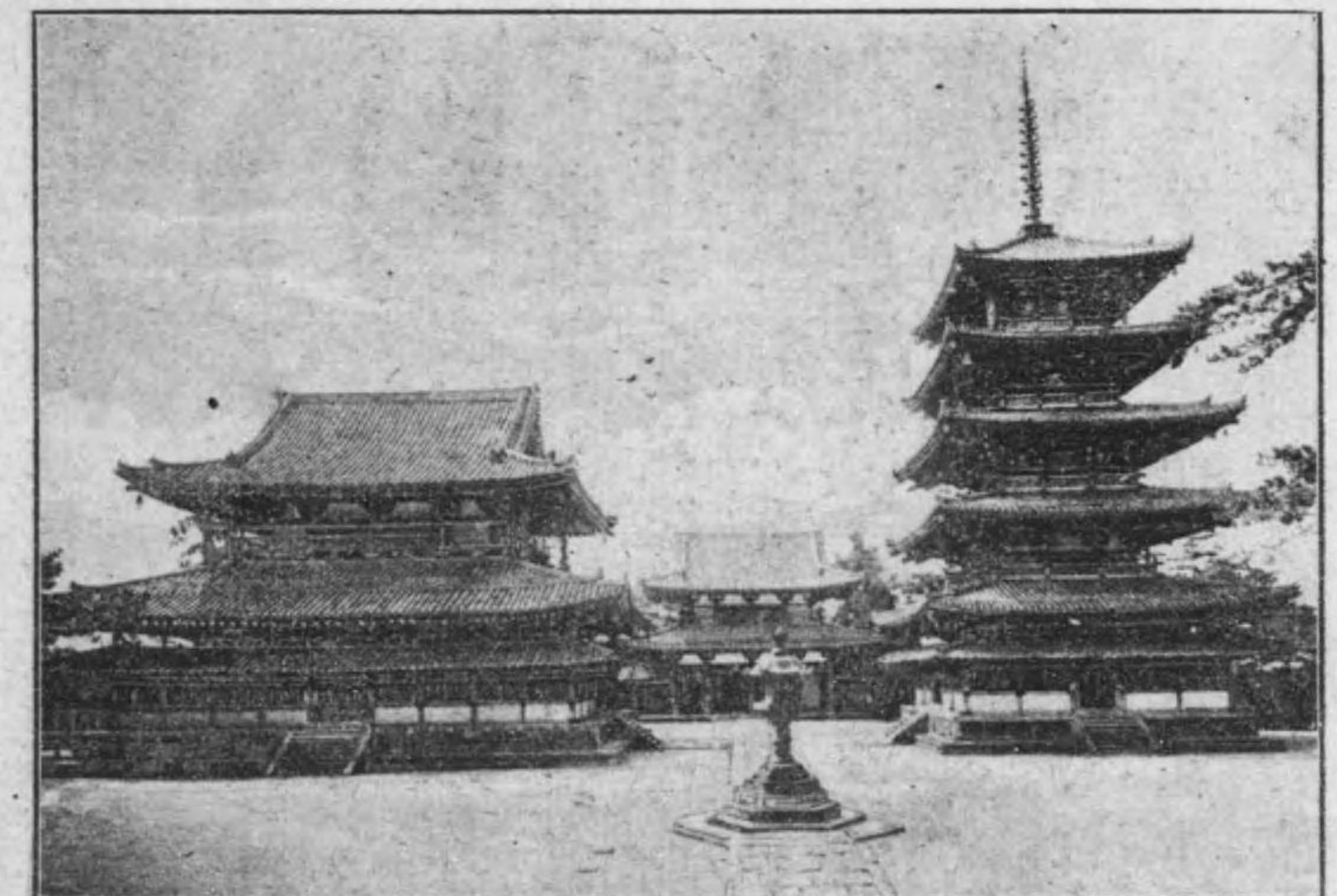
暦

冠位十二階

憲法十七條

紀元一二六七年

遣隋使

この留學
と化學僧の
凡そ新派
三十餘年
に先づは
派遣生・留

寺 隋 法

閑な年來以立創の其は塔重五び及堂金のそりあに郡駒生國和大
りなつてのもの古最の中物築邦本るせ存現年百三千ところす

支那への使節派遣
推古天皇の十五年小野
妹子をして、隋の國に遣
はし、國書を送り、始めて
支那と直接の國交を開
き給へり。翌年、隋の使妹
子に從ひて來りしが、そ
の還るや、復、妹子を大使
となし、再び隋に遣はせ
り。この時留學生・留學僧
等多く從ひ行けり。この
後、隋亡びて、唐起るに及
び、舒明天皇の御代には、

遣唐使

犬上御田鉄及び藥師惠日を遣はし、國交を修められたり。之
を遣唐使の始とす。かくて、これらの留學生は歸朝して、彼の
地の文化をつたへ、大化革新の源をなせり。

佛教の興隆

太子

尊三迦釋
冥御の子太徳聖てしに佛銅金るせ置安に内堂金寺隆法
るへ給めしら作てしな師佛鳥が族遺御の子太に爲の福
るかかに作製の(三八二一元紀)年一十三皇天古推のも
天王寺・大和の法隆寺の如きは、最も有名なるものなり。
美術・工藝の進歩 佛教の興隆に伴ひて、朝鮮半島より、寺
法隆寺



尊三迦釋

冥御の子太徳聖てしに佛銅金るせ置安に内堂金寺隆法
るへ給めしら作てしな師佛鳥が族遺御の子太に爲の福
るかかに作製の(三八二一元紀)年一十三皇天古推のも

子は、また深く佛教
を信じ給ひければ、
馬子とともに、その
興隆に力を盡し給
ひ、所々に寺院をた
て、また佛像を造り
たまへり。攝津の四
四天王寺

工・佛工・瓦工・畫工等相つきて來朝しければ、建築・彫刻はいふ
までもなく、繪畫・織縫・刺繡等の術も、大に進歩したり。名高き
佛工には、鳥佛師トリブッシャ出で、繪畫には高麗より來れる僧曇徵有名
なり。

參考

- 一 冠位十二階とは、大德冠・小德冠・大仁冠・小仁冠・大禮冠・小禮冠・大信冠・小信冠・大義冠・小義冠・大智冠・小智冠にして、諸臣に之を授け、以て上下尊卑を明にするの道を開けり。

二 我が國より隋に遣はしたる國書には、「東天皇敬白」西皇帝、「又は」日出處天子致書、「日没處天子」などとありて、對等の文言を用ひられしは、亦以て太子の御見識を窺ふを得べし。

第十章 蘇我氏の無道

蘇我氏の暴横 聖德太子かくれ給ひて後數年にして馬子も死し、その子蝦夷大臣となり、舒明天皇を立て奉ります。威權をほしいままにせり。次の皇極天皇の御代には蝦

夷なほ大臣として政を専らにし、その子入鹿は、暴横父にもまさり、聖徳太子の御子山背大兄王ヤマハシノミコトの人物あるを嫉みて、之を害し奉り、また己の家を宮と稱し、己の子を王子といふなど、僭上の振舞甚だしかりき。

中大兄皇子と中國鎌足

忠烈の志厚く、蘇我氏の専横を憤り、之を滅ぼさんと欲し、英明なる中大兄皇子ナカノオホエと交を結び、また蘇我石川麻呂・佐伯子麻呂等をかたらひて助となし、ひそかに時の至るを待てり。かくて、鎌足は三韓入貢の日を期して、中大兄皇子と共に、入鹿を大極殿に誅せり。蝦夷はその免れざるを知り、圖書家寶を焼きて自殺せり。蘇我氏の宗家ここに亡ぶ。時に紀元一千三百五年なり。

倉磨—石川磨

紀元一三〇五年

上古史總括

國初より蘇我氏滅亡まで、其の間甚だ長しといへども、之を大勢上より見れば、前後の二期に分ちて、考ふることを得べし。前期は、建國の業成り、ついで内治を整へ、皇威の擴張を計りし時代なり。天孫の降臨・神武天皇の東征等によりて、建國の基礎ここに確立せり。然れどもその政治の及ぶところ、なほ僅に近畿地方に限られしを、崇神天皇の御代に於ける四道將軍の派遣、景行天皇の御代に於ける熊襲・蝦夷の征討等によりて、皇化四方にひろまり、つひに神功皇后の新羅征伐によりて、我が領土は朝鮮半島まで及べり。

後期は、支那の文物・工藝しきりに入り來り、我が國の文化を進めし時代なり。朝鮮半島服屬の結果として、應神天皇の御

建國の大業

領土の擴張

文物の進歩

代に、始めて學問・工藝の傳來あり。雄略天皇の御代には種々の職工來りて、我が國の産業大に進歩したり。殊に推古天皇以後は、支那との交通また開けて、その文明は、直接我が國に傳はり、中古の文明の源をなしたり。

又この間にありて、大臣家の葛城・平群二氏相ついで衰へ、大連家の大伴氏も勢を失ひ、物部・蘇我二氏肩を並べしが、たまたま佛教のことにつきて、二氏反目の度を高め、つひに物部氏は蘇我氏のために滅ぼされ、一時蘇我氏全盛の勢となりしが、専横のあまり自らその滅亡を招けり。かくの如く政權を握りし主なる家柄も、相次いで勢を失ひしかば、ここに政治の局面も一變するに至れり。

名門の盛衰

第二編 中古史

大化の新政より平氏滅亡まで紀元一三〇五年より一八四五年に至る凡そ五百四十年間

第一期 大化の新政より奈良時代の終まで

凡そ百四十年間

第一章 大化の新政

革新の發端 孝德天皇は御姉皇極天皇の禪を受けて立ち給ふや、中大兄皇子を皇太子とし、中臣鎌足を内臣に任じ、左右大臣を置き、始めて年號を立てて御即位の元年を大化元年とせらる。太子鎌足と謀り、主に隋唐の制に倣ひ、諸般の制度を改め、大に新政を施し給へり。かつて支那に留學して、その制度文物に通ぜる高向タカヒロ立理タケル・僧旻ヨウモン等も、また天皇の顧問に備はれり。

革新の大詔 大化二年改新の詔を發し給ひ、從來臣連國

紀元一三〇六年

年號之初
紀元一三〇五年

公地公民
國司郡司
班田收授の法
租庸調

造等が私有せし土地・人民を收めて、公地・公民となし國・郡を區劃し、國司・郡司を設くることとし、戸籍をつくり、班田收授の法を立てて、人ごとに口分田オノブタツを給ひ、稅法を改めて、租庸調の三種と定められたり。

中央集權
八省百官

中央政府の組織 ついで、中央政府の官制を定め、八省・百官を置き政務を分ち掌らしめ、世職の風を改め、人々の才能によりて、官位を授けたり。是に於いて、郡縣の制始めて備はり、中央集權の實成れり。之を大化の新政といふ。

参考

一 皇太子中大兄皇子まづ率先して其の所有し給ひし土地人民を朝廷に返上し、以て其の範を示し給へり。その時の御詞に曰く、天に雙つの日なく、國に二人の主なし。この故に天下を兼併せて萬民を使ふべきはただ天皇のみなりと。
二 班田收授の法とは、土地を人民に分ち與へて、これを耕作せしめ、一定の年限を経れば、一旦これを朝廷に收め、更にその年の人口に應じて、土地を人民に分つ法なり。後、大寶令の時、男子には田二段、女子にはその三分の二、年限は六年等、委しき制度定まりたり。

三 稟とは田地の收穫の中より稻を納めしむるをいひ、調とは織物その外の產物を納めしむるをいひ、その納高等につきても詳しき規定ありたり。

第二章 蝦夷の服屬 新羅の朝鮮

半島統一

越蝦夷征伐 孝德天皇崩じて、皇極天皇再び皇位にかへり給ひ、齊明天皇と申す。中大兄皇子なほ皇太子として政を輔け給へり。さきに日本武尊の征伐によりて、東方の蝦夷は皇威に服せしと雖も、日本海沿岸なる越蝦夷は、いまだ従ひまつらざりき。されば、孝德天皇の御代にも淳足・磐船^{スツタリイハフ}二柵^{コシキ}を築きて、之に備へしめ給ひしが、齊明天皇の御代に至りて、遂に阿倍比羅夫^{アベヒラフ}の大征伐を見るに至れり。比羅夫は舟師を率ゐて、越蝦夷を伐ちて、これを平げ、淳代・津輕の二郡の

淳足・磐船の

二柵

阿倍比羅夫

日本武尊の
十年後凡そ百五夷

肅慎を伐つ

郡領を定め、渡島の蝦夷をもなづけ、更に蝦夷を嚮導として、肅慎^{シカシハセ}を伐ちたり。肅慎は、この頃、滿洲一帶の地に住める種族なり。これよりして、東北大に定まれり。

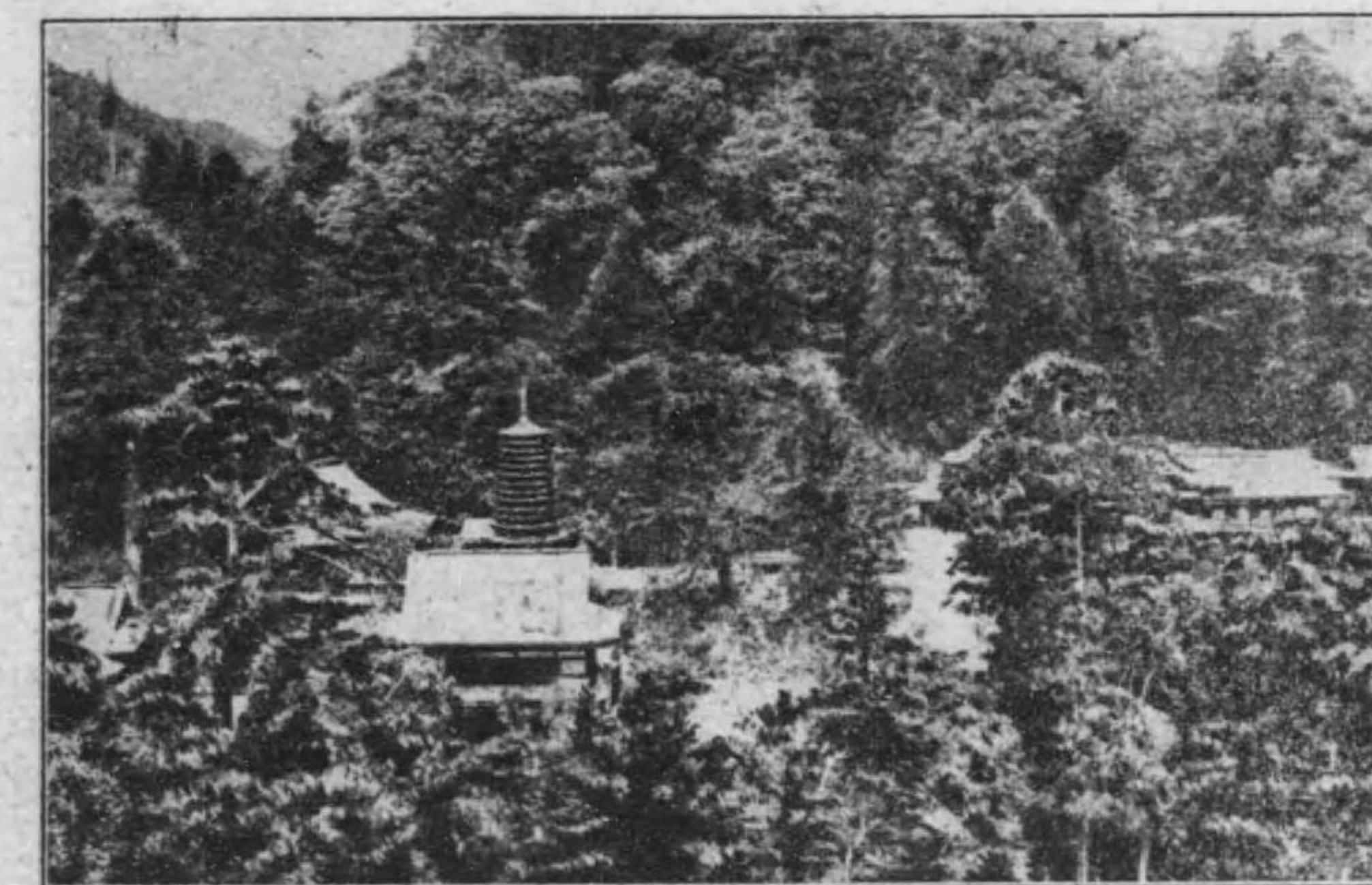
新羅企は御齊明天皇親征の御代に四百六十年の後凡そ百年の後凡そ百年の滅亡	新羅企は御齊明天皇親征の御代に四百六十年の後凡そ百年の後凡そ百年の滅亡
-------------------------------------	-------------------------------------

百濟の滅亡
高麗の滅亡

百濟・高麗の滅亡 さきに、任那の滅びてより、歴代の天皇、これが恢復をはかり給ひしが、其の効なかりき。しかるに、支那にては、唐起りて隋に代り、勢盛なりしかば、新羅は、唐と結び、その援を得て、つひに百濟を攻め、その王を降したり。百濟の遺臣等、恢復をはかり、援を我に請ひしかば、齊明天皇、これを許し給ひ、皇太子とともに、筑紫にまで下り給ひき。既にして天皇行宮に崩じ給ひしが、我が軍、唐と戦ひて利あらず。百濟つひに滅びたり。その後五年にして、高麗もまた、唐の爲めに滅ぼされたり。ここに於て新羅征伐以來、我に服屬せし半島の地は、

安東都護府

今や全く我が手を離ることとなれり。



社 神 山 談

りな社幣官格別今る祀を靈の足鎌りあに峰武多郡城磯國和大は社神山談

は、高麗を滅ぼしし後、安東都護府を平壤に置きて、その地を治めしめしが、新羅の文武王英邁にして、百濟の故地を略し、遂に唐に叛きて平壤を陥れ、ほば朝鮮半島を統一せり。

新羅の半島統一

唐にて

天智天皇 皇子は、筑紫より還り給ひて、

第三章 律令の撰定

近江の大津宮に即位し給ふ。これを天智天皇と申す。天皇英邁にましまして、さきには孝德・齊明の二天皇の皇太子として改新の政治に盡し給ひ、また中臣鎌足に命じて、始めて令を定めしめ給ひしが、即位の後にも益々諸政を整へたまへり。

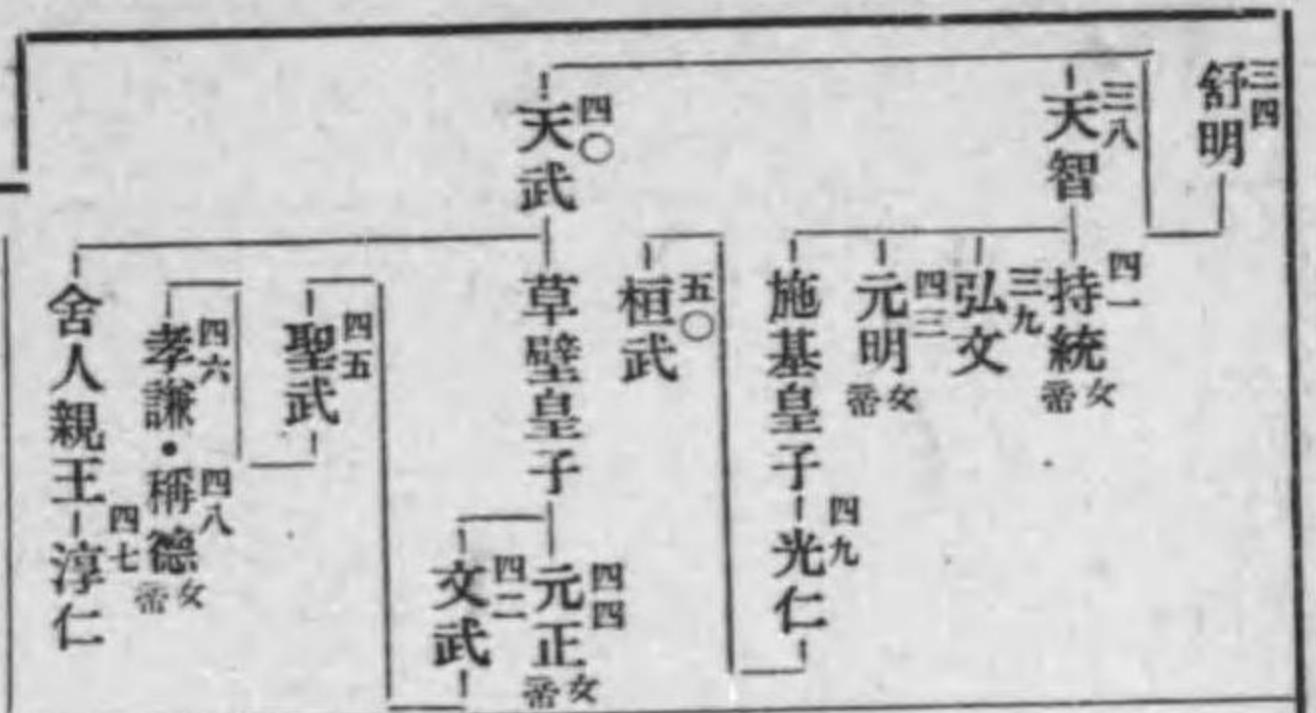
藤原鎌足 天皇即位の翌

年、鎌足薨す。鎌足はよく天皇をたすけ奉りて、中興の大業を成せり。その病重くなるや、天皇親しくその邸に臨みて、病を問ひ給ひ、また、藤原の姓を賜ひ、大織冠^{ショク}を授け給ふ。後、大和多武峯に祀られ、子孫藤原氏を稱して繁榮せり。



足 鎌 原 藤

り 藤原氏のおこ



天武天皇 天智天皇崩じ給ひて後、御子弘文天皇を経て御弟天武天皇位に即きたまふ。天武天皇また御心を政治に留め給ひ、都を大和にうつし、大化の新政を補ひ正し給ふ所あり。天皇崩じて、皇后位に即きたまふ。持統天皇と申す。ついで天武天皇の御孫文武天皇立ちたまへり。

大寶律令 律令は、天武天皇の御代に、一度修正せられしが、文武天皇に至り、忍壁親王・藤原不比等等に勅して、さらにこれを修正せしめ給ひ、大寶元年に成れり。これを大寶律令といふ。律は今の刑法にあたり、令は行政上必要なる種々の法則を定めたるものなり。この後、元正天皇の養老二年更に多少の修正ありしも、大體は動かずして、永く我が國政治の根本となれり。

律令の制度 大寶令の定めを見るに、官制は、中央政府に

紀元一三六年

律令の意義

官制

神祇・太政の二官あり。太政官には、太政大臣・左右大臣等あり、中務・式部・治部・民部・兵部・刑部・大藏・宮内の八省をすべたり。地方官には、京都に、左右京職、攝津に攝津職あり。九州には、太宰府を置き、一般の國郡には、國司・郡司を置けり。官位は、親王には、一品より四品まで、諸臣には、一位より初位まで十四階、諸臣には、一位より初位まで三十階（正従一位より正従三位より正従八位上下まで二十階及び大少初位上下の四階）あり。この位階の制のみは、永く行はれ、明治の初年までも、略其の形式を存せり。この外、また兵制・學制・田制・稅法等、諸般の制度悉く備はれり。又律には、刑罰に、笞杖・徒流死の五等あり。各種につきて、それぞれ輕重ありたり。

第四章 奈良奠都 隼人及び西南諸島の服屬

要 帝都經營の必



奈良の眞都 神

武天皇以來、天皇新に位に即き給へば、大方は皇居を遷し給ふの例にして、其の規模も従つて小なりき。然るに、今や、國運も次第に進歩し、支那との交通も盛になりたれば、壯大なる帝都の必要を生ずるに至れり。是に於て、元明天皇

奈良時代

紀元一三七〇年

聖德太子の國
史撰修

古事記成る

凡そ千二百年前

の和銅三年、都を奈良に奠め給へり。新都は、唐の制にならひて、之を營み、内裏・諸官省をはじめ、市街條坊まで、よく整ひたり。之を平城京といふ。これより後、光仁天皇まで、七代七十餘年間の帝都たり。此の間を奈良時代といふ。

國史地誌の撰修 是より先、聖德太子は國史を撰し給ひしが、蘇我氏の亡びし時、概ね焼け失せて傳はらず。是に於て、天武天皇の御代には、稗田阿禮に勅して、我が國の古傳を暗記せしめ給ひしことありしが、元明天皇の御代に至り、太安麻呂に命じて、阿禮の暗記せるままを記して上らしめ給へり。これを古事記といふ。今に残れる最も古き歴史の書なり。天皇はまた、諸國に詔して、國々の產物・地味・古傳等を書き上げしめ給へり。之を風土記といふ。これわが國の地誌の始なり。ついで、元正天皇の御代には、舍人親王等に勅して、漢文を

日本書紀成る

以て日本書紀を撰せしめ給ひしが、これを始めとして、六國史相ついで成れり。



和同開珎 藏より和銅を出せるにより、和銅と改元し、銅錢を作れり。和銅開珎これなり。されど民間に

ては物品交換の習慣になれて錢を好み。朝廷種々獎勵の法を設けて、後漸く行はるるに至れり。

隼人の服屬 大隅・薩摩は熊襲の地にして、其の民屢々叛きて征討の軍を煩せり。此の頃は隼人と稱し、その一部は、はやく皇威に服し、都に出て、朝廷に仕へしが、一部土着のものは容易に朝命に従はず。元正天皇の御代にも、また叛きしかば、大伴旅人をして之を討ち平げしめられたり。これより隼人は漸くその勢を失ひ、つひに我に歸服するに至れり。

大伴旅人

和同開珎



奈良の大仏

この像は奈良東大寺の本尊盧舍那佛にして、世に奈良の大佛と稱せらる。その高さ五丈三尺五寸、面の長さ一丈六尺、廣さ九尺五寸、目の長さ三尺九寸、口の長さ三尺七寸、胸の長さ一丈八尺、腹の長さ一丈三尺、臂の長さ一丈九尺、掌の長さ五尺六寸、銅座の高さ一丈、蓮片大小五十六枚より成る。我が國に於ける古今第一の大作なり。この鑄造は天平十五年聖武天皇の御發願にその端を發し、十年の歲月を経て、孝謙天皇天平勝寶四年に至り、全くその功を竣れり。現存の大佛像は治承四年平重衡の兵火及び永祿十年松永久秀の兵火に遇ひ、再度の修理を経たるものなり。又この大佛を蔽ふべき大佛殿は、その建立の當初にありては、極て宏大なるものにして、高さ十五丈六尺、東西二十九丈ありしといふ。然るにこれも前記の火災に遭ひ、建久六年一旦再建せられしも、永祿の兵火後は久しく建立せられざりしが、元祿十四年に至り、僧公慶四方を勧進して、その工を起し、寶永五年落成せり。これ現存の大佛殿にして、高さ十五丈六尺、東西十八丈八尺、創立當時のものに比し規模小なりと雖も、尙ほ木造建築としては、その廣大なること世界に冠たりといふ。

施藥院と悲田院

藤原鎌足

不比等
武智麿仲麿
房前
宇合
廣嗣
百川
麻呂
宮子文武夫人
光明子聖武母
光明子聖武皇后

からも出家し給ふに至れり。

光明皇后

天皇の皇后は、藤原不比等の女にして、光明皇后と申す。あつく佛教を信じたまひ、天皇と共に、その興隆に力を盡し給ひ、また慈悲の御心深く、施藥院・悲田院などを立てて、貧病者孤兒を恵み給へり。

佛教の興隆

かく天皇・皇后共に佛教を信じ給ひければ、佛教は非常なる隆盛を見るに至り、從つて、名僧も多く出でたり。それらの僧侶の中には、僧行基ヤクギの如く、諸國をめぐりて、教を弘め、かたはら多くの民益を興し、天皇の厚き御信任を受けしものもありしが、又上下尊信の厚きをたのみて、よからぬ行をなせしものもありたり。藤原廣嗣ヒロツヅルの兵を太宰府にあげたるも僧玄昉ゲンバンの所行をにくみてのことなり。

美術・工藝の進歩

佛教の盛なるに伴ひ、建築・彫刻をはじ

天平時代

め、繪畫・織物・刺繡・漆器等の美術・工藝は、著しく發達して、頗る精巧を極めたり。美術史上に於て、天平時代と稱するは、此の時代をいへるなり。奈良の正倉院の御物の中には、此の時代の美術品少からず。世界に稀なる寶物として尊重せらる。

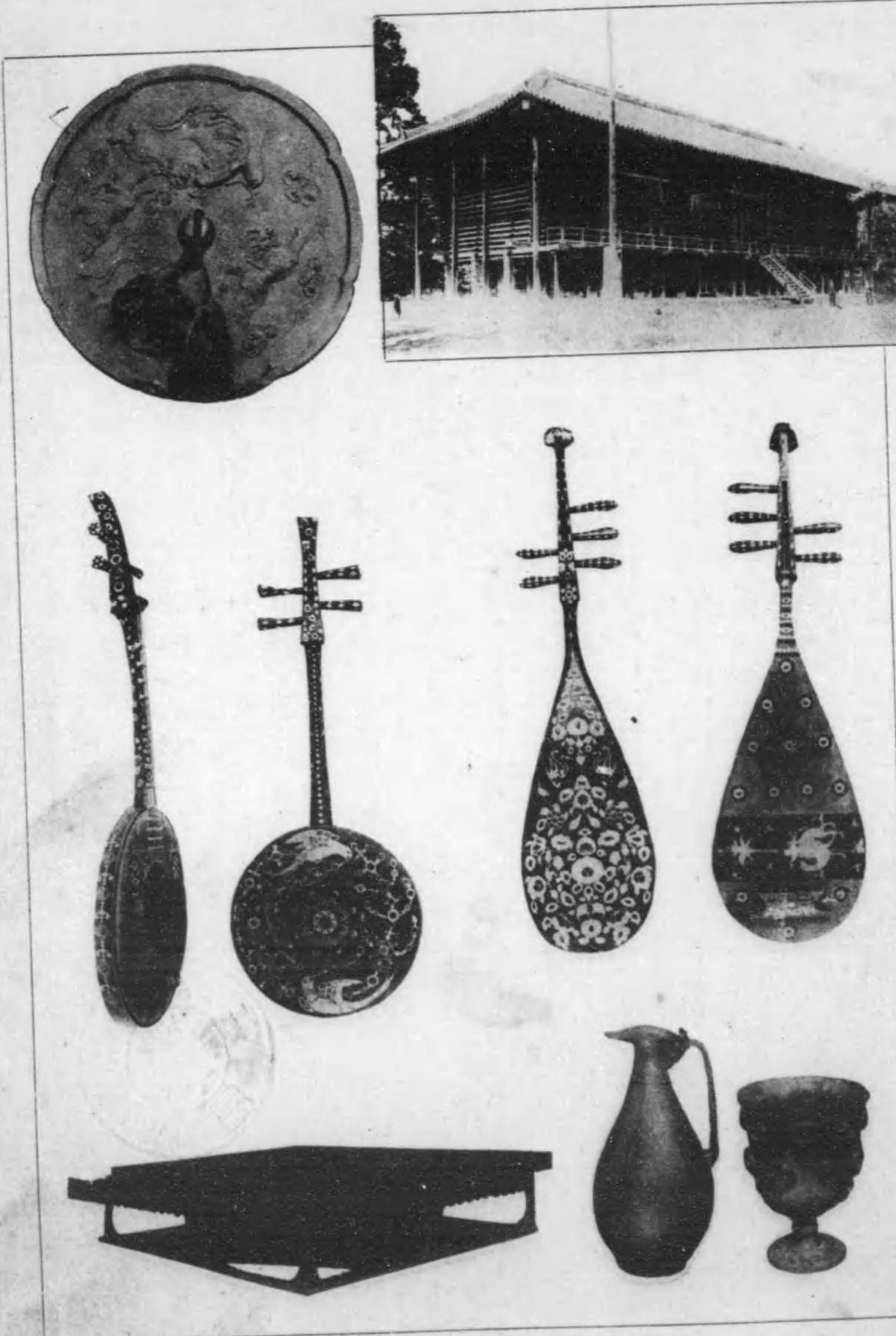
文學の發達 また、この時代には、支那との交通盛にして、學制もととのひたれば、漢文學の進歩も著しきものありたり。留學生中、吉備・眞備・阿倍・仲麻呂の如きは、才學のほまれ高く、眞備は、歸朝の後、官・右大臣に進みしが、仲麻呂は留りて唐に仕へ、遂に彼の地にて死せり。和歌もまた盛にして、さきには、柿本人麻呂名高く、此の時代には、山部赤人・山上憶良・大伴家持等あらはれたり。萬葉集は、これらの人々の歌を集めたるものなり。

かくの如く、奈良時代は、佛教の盛なりしのみならず、制度よ

漢文學

和歌

萬葉集



正倉院と御物

八角鏡

直徑一尺四寸五分、
重さ十三斤十五兩、
背面には、鳥獸及び
花の模様あり。

正倉院寶庫

正倉院は奈良東大寺大佛殿の北方
にあり、おもに聖武天皇の御遺物
等を納めたる勅封の寶庫なり。そ
の構造は三稜形の木材を積み重ね
たる所謂校倉アゼクラにして、床下九尺
よく濕氣を防げり。創建以來星霜
千余年、よく當時のまゝ存して
今日に及べり。

螺鈿紫檀五絃琵琶
全長三尺五寸八分、横徑表面一尺
裏面九寸三分、螺鈿は貝と龜甲と
を交へ用ひ龜甲の下に彩文あり。

螺鈿紫檀五絃琵琶
全長三尺五寸八分、横徑表面一尺
裏面九寸三分、螺鈿は貝と龜甲と
を交へ用ひ龜甲の下に彩文あり。

木製紫檀基局
局面方一尺六寸二分
高四寸一分、紫檀にて作られたる基盤な
るが、象牙にて裝飾せられたる抽斗あり、一方を引けば他
にて、實に精巧を極めたるものなり。

白琉璃瓶
胴徑四寸六分
高九寸
も珍らしきものなり。

白琉璃瓶
この二種は何れも玻璃製にて最
高九寸
千年以前の玻璃器は世界に於て稀有のものなり
といふ。

白琉璃盃
口徑二寸八分
高三寸七分
も珍らしきものなり。

くことのひ、文物また著しき進歩發達をなせり。

参考

- 一 太宰少貳藤原廣嗣は、不比等の孫なるが、立防真備の二人を退けんと、その任地太宰府に於て兵を擧げたり。朝廷大野東人をして討ち平けしめたり。後、立防は退けられしが、真備はなほ用ひられて功勞少からざりき。
- 二 文化的進むと共に風俗も次第に華美に流れ、衣服も從來筒袖にして裾短く左衽なりしが、元正天皇の御代より袖潤く裾長き右衽のものとなれり。又板葺草屋を改め瓦にて屋根を葺き、赤き繪具にて柱などを塗ることもこの時代より始れり。
- 三 されば奈良の都の繁榮は、世人の耳目を驚かしたりとおほしく、時の人は、「あによし、奈良の都は、咲く花の匂ふが如く、今盛りなり、など」とうたひて、その文明をほめたたへたり。されど地方に至りては開化の度も甚だ低かりしが如く、當時の歌に家にあれば筈カケにもる飯を、草枕旅にしあれば椎の葉にもる」といふものあるを見れば、都の繁榮に引きかへて田舎の未開を察すべし。
- 四 阿倍仲磨の歌、天の原ふりさけ見れば春日なる三笠の山に出でし月かも。
大伴家持の歌、海行かば水づく屍、山行かば草むす屍、大君の邊にこそ死なめ、願みはせじ。

第六章 和氣清麻呂

孝謙天皇 聖武天皇は、位を皇女に譲り給へり。これを孝

惠美押勝

謙天皇と申す。天皇も、また佛教を信じ給ふこと、父天皇に劣りたまはざりき。天皇、藤原不比等の孫仲麻呂の才學あるを愛したまひて、政に與からしめたまひしが、そのすすめによりて、位を天武天皇の御孫なる淳仁天皇に譲り、自ら太上天皇として、なほ政を聽きたまへり。

藤原仲麻呂の反

仲麻呂は、上皇の御信任日々にあつく、姓名を惠美押勝と賜はり、威權ならぶものなかりしが、僧道鏡の重く用ひらるるに及び、仲麻呂不平に堪えず、つひに反をはかりて、誅せられたり。この亂のために、天皇も亦廢せられて、淡路にうつされたまひ、上皇再び位に即き給へり。これを稱徳天皇と申す。

道鏡の無道

かくて、道鏡はますます天皇の御信任を得、太政大臣禪師となり、づいで法王の位をさへ授けられ思の

宇佐の使



社 神 王 護

清氣和てしに社幣官格別るるに通丸鳥區京上市都京は社神王護
じれら祭に山雄高郡野葛國城山やるす薨呂麻清め初る祀を呂麻
治明ひ賜を號神の神明大王護ひ給しみ嘉を忠誠のそ皇天明孝が
りせ遷に地の今月一年九十同し稱と社神王護年七治明の皇天

ままにすべての政治を執り行へり。

和氣清麻呂の忠烈

時に太宰の主神習宜阿曾麻呂宇佐

八幡の教なりと稱し、道鏡をして、天位に即かしめは、天下益太平ならん」と奏せり。天皇乃ち和氣清麻呂を宇佐に下して、更に神教を受けしめ給へり。清麻呂やがて歸りて、「我が國は、開闢以來、君臣の分定まれり。天日嗣は、必ず皇緒を立てよ。無道のものは、速に除くべ

藤原百川

し、との神の教を、はばかる所なく奏上せり。道鏡大に怒り、清麻呂の官をうばひ、大隅の國に流したり。されど清麻呂の一言によりて、全く道鏡の非望を挫くことを得たり。

光仁天皇の即位 やがて、天皇崩じたまひければ、藤原百川等、相はかりて、天智天皇の御孫を迎へて、皇太子としたり。皇太子は、まづ道鏡を下野に流し、清麻呂を召し還し給ひき。ついで、皇太子位に即き給ふ。之を光仁天皇と申す。天皇即位の後政治をはげみ、前々よりの弊害を改められたり。

参考

一 光仁天皇の時、始めて天皇の御誕生日を天長節と稱し、群臣に宴を賜へり。
ニ 清麻呂の姉を廣蟲といふ。孝謙天皇に仕へて信任せらる。後尼となり法均尼といへり。慈悲の心あつく、罪ある人を救ひ、また孤兒を多く拾ひあけて養ひたり。

第一期 括表

一 律令撰定時代	大化の新政	中央集権の政 人才の登用
二 奈良時代	邊境の状況	阿倍比羅夫蝦夷・肅慎を征す 新羅の强大・我國の半島放棄
佛教の興隆	律令の撰定	近江令・大寶律令・養老律令 諸制度の完備整頓
奈良奠都	奈良奠都	壯大なる帝都建設の必要 平城京の規模
文物の進歩	歴代天皇の御信仰	諸大寺の建築・東大寺・國分寺等 名僧の輩出・行基其他 佛教隆盛の弊害・玄昉・道鏡の徒 文運の發達・國史・地誌の撰修・詩文と和歌 美術工藝の發達・天平時代

第二期 平安奠都より藤原氏の失權まで 凡そ二百八十年間

第七章 平安奠都 蝦夷の鎮定

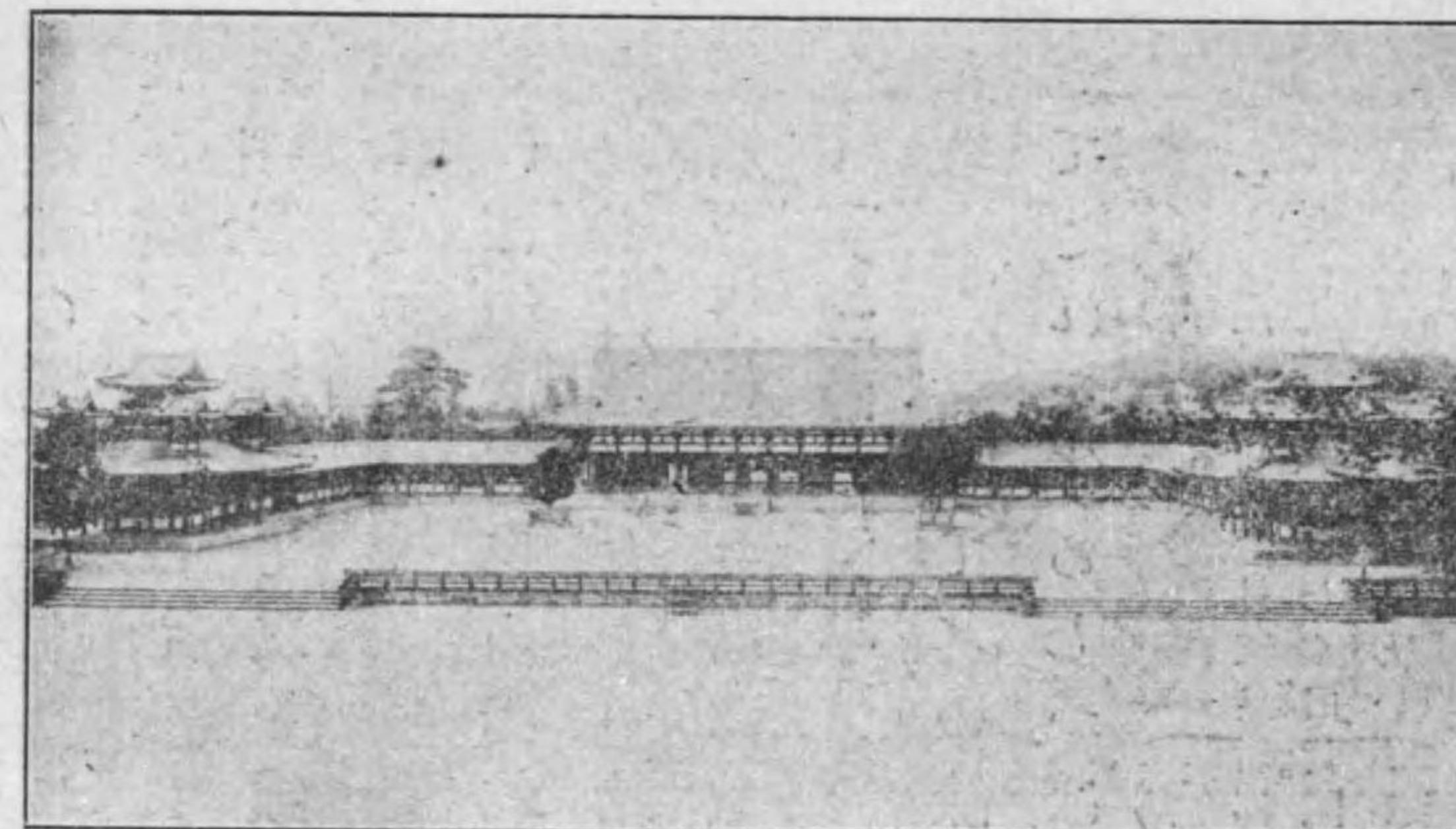
桓武天皇の即位 光仁天皇位を皇太子に譲り給ふ。之を桓武天皇と申す。天皇、英明にましまして、前代の弊政を革新し給ふ所多く、内は遷都の事業を起し、外は遠く蝦夷を鎮定して、皇威を遠境に及ぼし給ひき。



長岡京

冊尾第三圖参照

平安奠都 天皇、初め都を山城の長岡に遷し給ひしが、その造営未だ完く成らざる



宮 神 安 平

りのものもるたし模を殿極大の京安平構結のそる祀を皇天武桓てりあに都京

に延暦十三年、更に今のが京都の地に遷し給ひ、平安京と稱し給へり。新都は、平城京にならひ、更に其の規模を大にしたるものにて、その正北部の中央に、大内裏を設け、皇居・諸官省、皆其の内にあり。朱雀大路、左右兩京の中央を北より南に通じ、その他大小の道路縱横に通じて、市街の區劃よく整ひたり。これより明治天皇の明治二年、東京奠都のことあるまで、一千七十五年間の帝都たりき。

冊尾第二圖參照

蝦夷の鎮定 さきに、奈良時代に、蝦夷屢々叛きしかば、たびたび將軍を遣はし、殊に聖武天皇の御代には、多賀城^{前陸}・秋田城^{後羽}等を築きて、之を鎮むるにつとめ給ひしも、其の功著しからざりき。

坂上田村麻呂

されば、桓武天皇の御代に至り、坂上田村麻呂^{サカノタケル}を征夷大將軍となし、之を討たしめ給へり。田村麻呂勇略あり、進みてその巣窟を平げ、また膽澤城^{アハハ}_{陸中}を築きて、鎮所となせり。

蝦夷餘類の討平 その後、嵯峨天皇の御代、文室綿麻呂^{ムシヤマワタマロ}また蝦夷を討ちて、其の餘類を平げ、膽澤城に鎮守府將軍を置きてこれを鎮めしかば、これより東北の地、漸く平定したり。

参考

一 延暦十三年十月天皇新都に遷り給ふ。翌十一月詔して曰く、「この國、山河襟帶して自ら城をなす、宜しく山背國を改めて山城國となすべし。子來の民、謡歌の輩、異口同辭に號して平安京といふ。亦宜しくこれに從ふべし」と。山城の文字、平安京の名ここに起る。

文室綿麻呂

二 坂上田村麿^{サカノタケル}は阿知使主の子孫にして菟田麿の子なり。選ばれて蝦夷征討の任に當り功を樹てしが、嵯峨天皇の朝、樂子の亂を平げて功あり弘仁二年薨す。年五十四。田村麿は形貌雄偉、丈け五尺八寸、胸の厚さ一尺二寸、目は麿の眼の如く、鬚は黄金の絲筋をかけたる如く、その怒れる折に眼を廻らせば獸も皆仆る。されどその笑ふ時は形なつかしく、稚き子もおぢ怖れず抱かれしといふ。

第八章 朝鮮半島の變遷 渤海の入貢

新羅の朝貢 新羅は、さきに唐の力を借りて、我が國に敵し、以て百濟を滅し、朝鮮半島を一統したりしが、その後、數年にしてまた入貢し、引きつづきその朝貢をたたざりき。然るに聖武天皇の頃より、新羅の態度漸く變じ、その勢盛なるを恃みて、禮を我が國に缺くこと多かりき。よりて、淳仁天皇は征伐の議を決し、軍備をなしたまひしが、當時、我が國は、國內を治むるに急にして、之を實行する能はざりき。爾後禮を失ふことますます甚しく、遂には我が邊海を騒がしたれば、仁

新羅征伐の議

明天皇の御代には、太宰府奏して、新羅人の入境を禁ぜんことを請ふに至れり。

高麗の一統 新羅は、文武王の後、明君出でて、いよいよ民政に留意し、また唐に仕ふることをも怠らざりしかば、數世起す。王建高麗國を

新羅の牛島一統
以来二百六十餘年



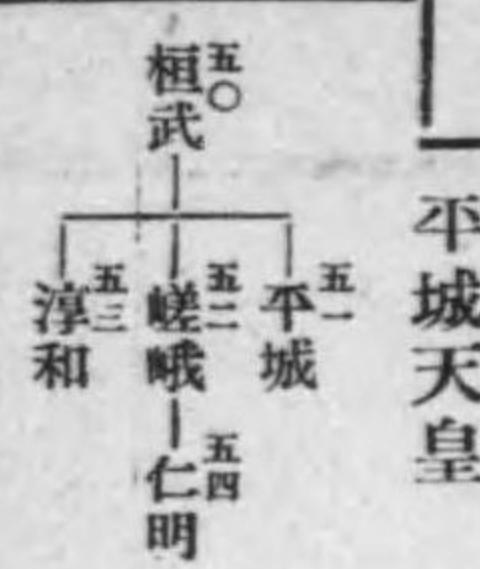
の間は國運大に進みたり。然れども、その後、佞臣權を弄して、國政漸く亂れ、諸所に叛くものありしが、王建なるもの出でて、開城(京畿)に據り、國を立てて高麗と號し、新羅を滅しつひに、これに代りて、朝鮮半島を一統せりて、朝鮮半島を一統せり。

り。時に朱雀天皇の承平六年なり。
渤海の入貢 これより先、新羅の北方、滿洲の地に、靺鞨部と稱する族ありしが、國を建てて渤海と稱し、國勢日に盛にして、一時東方の大國となれり。聖武天皇の御代に、始めて、使を我が國に遣はして入貢し、我が國よりも使を遣はしたりしが、桓武天皇の御代に至りて、入貢の期を定め、醍醐天皇の頃まで交通絶えざりき。

第九章 嵐峨天皇 佛教の新宗派

漢文學

藥子の亂 桓武天皇崩じて、平城天皇位に即き給へり。天皇は、またはやく位を皇弟嵯峨天皇に譲り給ひき。時に、藤原藥子といへるもの、上皇の寵を受けしが、兄仲成とはかり、再



平城天皇

藤原宇合・清成
種織・仲成
薬子

大寶令制定後凡
そ百十一年

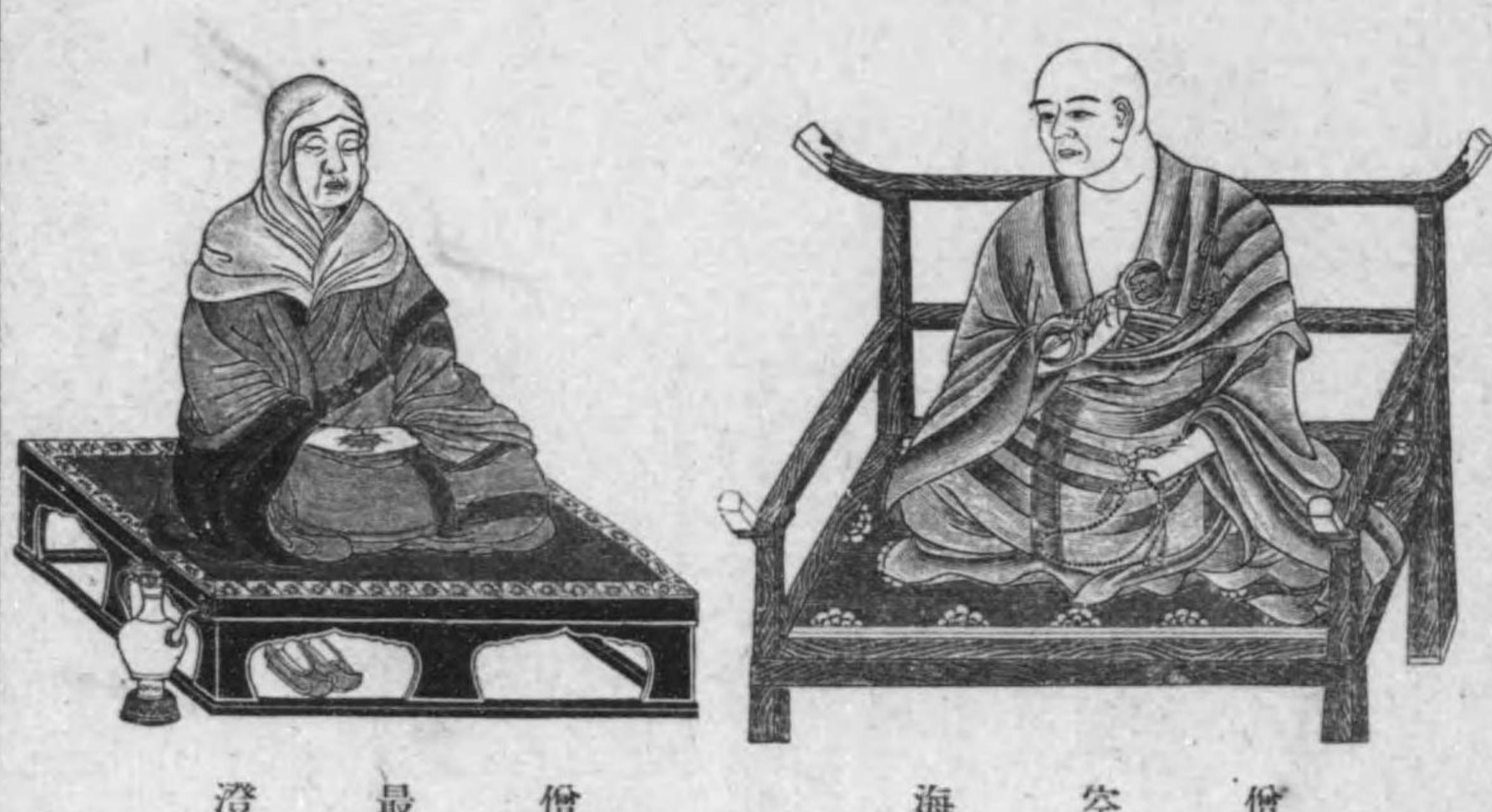
最澄 空海

び上皇を位に即けたてまつり、おのれ權勢を專にせんとせしが、事あらはれて、薬子は自殺し、仲成は誅せられたり。
藏人所と檢非違使廳 嵐峨天皇は、この事變のありし少し前に、藏人所を設けて、機密の文書を掌らしめしが、ついで、また、檢非違使といふ官をおきて、警察のことを行はしめ給ひき。この後、藏人所・檢非違使廳共に漸く權力を加へ、大寶令の制度も、時代の變遷と共に、次第にかはりゆけり。

佛教の新宗派

さきに、桓武天皇の時、最澄・空海の二高僧、出でて、新しき宗派を開き、佛教界の腐敗を一洗したり。最澄は、近江の人にして、比叡山に延暦寺をはじめ、後入唐して、歸朝の後、天台宗をひろめたり。傳教大師の號を賜はる。空海は、讃岐の人なり。また入唐して真言宗を傳へて歸朝し、紀伊の高野山に金剛峯寺を開きたり。弘法大師の號を賜はる。空海

八宗 神佛混合



最澄 僧

空海 僧

また博學多藝にして、書畫詩文に巧なるのみならず、民利をおこしたることも亦少からざりき。この二宗派おこりて、奈良時代の六宗三論法相華嚴律成實俱舍に加へて、八宗となれり。是より先、奈良時代に神佛調和の思想起りしが、この二僧は、更にこの神佛調和の説をひろめ、後には本地垂跡の説成立するに至れり。かぐ我が國人敬神の心をうつして、佛教に向はしめしかば、佛教益ひろまれり。

漢文學の隆盛 平城・嵯峨・淳和

六一

の三天皇は、皆文學を好み給ひしかば、奈良時代より盛なりし漢文學は益發達せり。嵯峨天皇は、ことに詩文にも巧にし

て、かつ書道を能くし給へり。當時、

清夜幸同燒

嵯峨天皇宸筆「清夜幸同燒」

僧空海・橋逸勢と

共に世に三

筆と稱せり。

その外、小野

篁・大江音人。

金剛界灌頂

僧空海筆蹟「金剛界灌頂」

橋逸勢筆蹟「爲津爲染」

三筆
著名の學者

私立學校

不比等

南家
武智麻呂
仲麻呂

北家
房前
真橘
内麻呂

冬嗣
良房
順子
仁明夫人

基經
養子
仲平
時平

式家
宇合
廣嗣
清成

京家
麻呂
種繼
仲成
葵子

宮子文武夫人
光明子
孝謙母后

参考

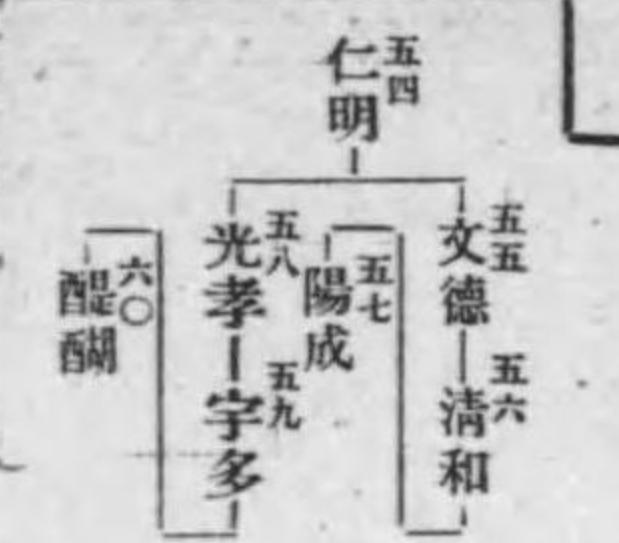
私學校の主なるものは、和氣氏の弘文院・藤原氏の勸學院・在原氏の獎學院・橋氏の學館院等にして、僧空海も綜藝種智院を建てて、平民を教養したり。

第十章 摄政 關白

藤原氏の四家

藤原氏は、さきに鎌足・不比等、朝廷に仕へて大功ありしが、不比等の女宮子は、文武天皇の夫人となり、光明子は、聖武天皇の夫人となりて、孝謙天皇を生み、ついで皇后となりしかば、藤原氏は、皇室の外戚となり、漸く威權を重ねたり。その子孫分れて南家・北家・式家・京家の四家となり、一門榮えしが、中にも北家最も盛になれり。

藤原房前
藤原冬嗣



北家の隆盛 北家の祖を房前といふ。其の孫内麻呂は、平城・嵯峨の兩朝の右大臣となり、其の子冬嗣は、嵯峨天皇の御代に、藏人頭となり、淳和天皇の御代には、左大臣に進み、其の女順子は、仁明天皇の後宮に入りて、文德天皇を生み奉りしかば家運益々隆盛となれり。

藤原房前
藤原冬嗣
人臣太政大臣
の始

任ぜらる。人臣として太政大臣となるは、これを始とす。また其の女明子は天皇の女御となりしが、その生み奉れる清和天皇は御年僅に九歳にて、即位せられしかば、良房外戚を以て攝政となれり。人臣にて攝政となるは、これを始とす。

藤原基經の關白 清和天皇、位を陽成天皇に譲り給ふ。良房の養子基經すでに攝政たりしが、ついて、太政大臣となる。天皇御病氣の故を以て位をのがれ給ひ、文德天皇の御弟、基

關白の始

經の推戴によりて位に即き給ふ。これを光孝天皇といふ。天皇時に御齡已に長ぜさせ給ひしを以て、基經攝政を罷めしが、天皇は特に勅して、大小の政、舊の如く先づ基經に白して後、奏せしめ給ふ。これより基經の威權更に加はれり。次代宇多天皇の御代にも、亦基經に勅して、萬機巨細となく太政大臣に關白せしめよ」とのたまへり。關白の名ここに起る。

第十一章 菅原道眞

菅原道眞の登用

野見宿禰

菅原古人・清公

是善一道眞



天 醒 酬 天

宇多天皇の政治 宇多天皇は、かねてより、藤原氏の専權を悪ませ給ひしかば、基經薨じて後は、また關白をおかず、親ら政を決し給ひ、また菅原道眞をあげ用ひ給ひぬ。道眞は是善の子にして、學德共にすれ、またよく政治に通ぜり。眞を信頼したまふこと厚く、天皇はこれによりて藤原氏の勢を抑へんとはし給へるなり。天皇ほどなく位を醒酬天皇に譲り給ひ、髪をそりて法皇と稱したまへり。

道眞の配流 醒酬天皇即位の後、基經の子時平を左大臣に、道眞を右大臣に任じて、共に政をたすけしめらる。法皇、道眞を信任したまふこと厚く、天皇とはかりて、道眞を關白に

時平の讒奏



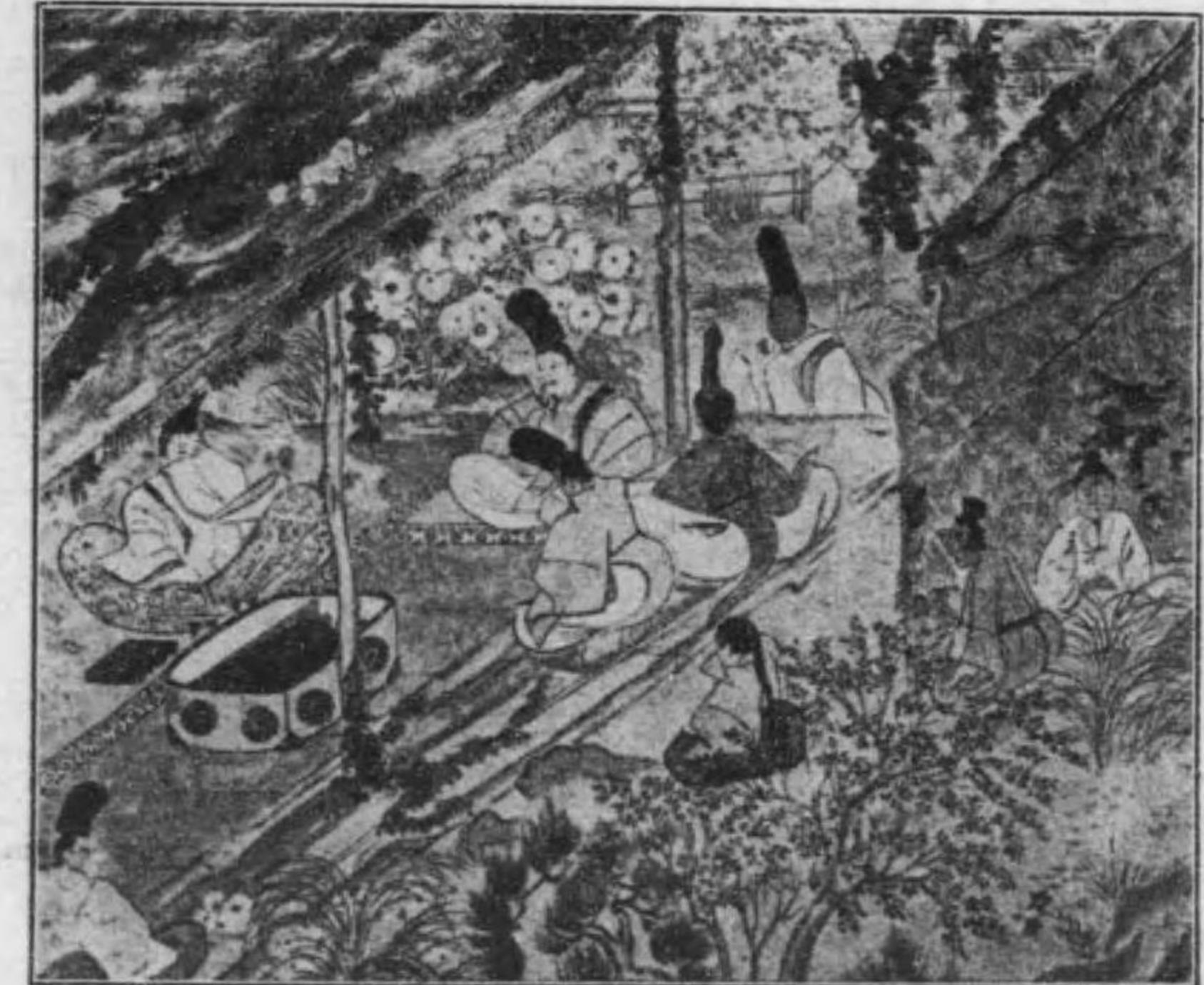
北野神社

祀を眞道原菅てしに社中幣官りあに市都京は社神野北
な靈の眞道て建に野北を祠中年曆天の皇天上村め初る
りなり起の社神野北れこりへいと神天滿天てし稱り祀

擧げんとしたまひしが、道眞は、固く辭し奉りき。しかるに、時平は、かねて、道眞の聲望おのれにまされるをねたみ居たるに、今又この事を洩れ聞きて、益、心平かならず、つひに道眞は廢立の志ありと讒奏しければ、道眞は、にはかに太宰權帥におとされたり。道眞筑紫に在ること三年にして薨せり。後、天皇、道眞の官を復したり。民間にても、其の徳を慕ふもの多く、神に祀りて、天満天神といふ。

延喜の治

天皇御在位三十三年、この間、世は太平無事に



真道原菅るけ於に所配
(節一の巻繪起緣神天野北)

して、都の文化著しく進歩したるのみならず、天皇また寒夜御衣を脱ぎて、民の寒苦をおもひやりたまひしほどの仁君におはしたれば、時の年號によりて延喜の治と稱し、たてまつれり。然れども、その裏面にありては、藤原氏の弊政甚しく、地方騷亂の萌はやくここに發せり。

参考
道眞の筑紫に遷さるる時、宇多法皇にたてまつりし歌に「流れゆく、我はみくづと、なりはてぬ、君しがらみと、なりてとどめよ」といへるあり、又配所にありて君恩のかたじけなきを思ひて、去年今夜侍清涼、秋思詩篇獨断腸、恩賜御衣今在此、捧持毎日拜餘香」とよめるは、如何に君を思ふ心の厚かりしかを見るべし。

第十二章 地方の情況 承平・天慶の亂

朝臣の榮華 平安

奠都以來うちつづきたる太平になれて、多くの朝臣等は奢侈榮華を事とし、邸宅をかざり、花月にうかれ、詩歌管絃の樂に日を送りて、政務を怠りしかば、國政漸く振はずなれり。

地方の情況 され



宅邸の族貴

もるす稱と造殿庭謂所てに造構の宅邸の族貴代時安平はるせ示にこころす臥起の人主れこりな向南ね櫛てしに殿正は殿庭るあに央中りなの住の婦主は對の北ひ云と屋の對のものもるあに方三の北西東のこりた所むりなとこして出でりよれこはふいと方の北てしさを妻の人貴りな所む

る朝臣政務を怠

莊園

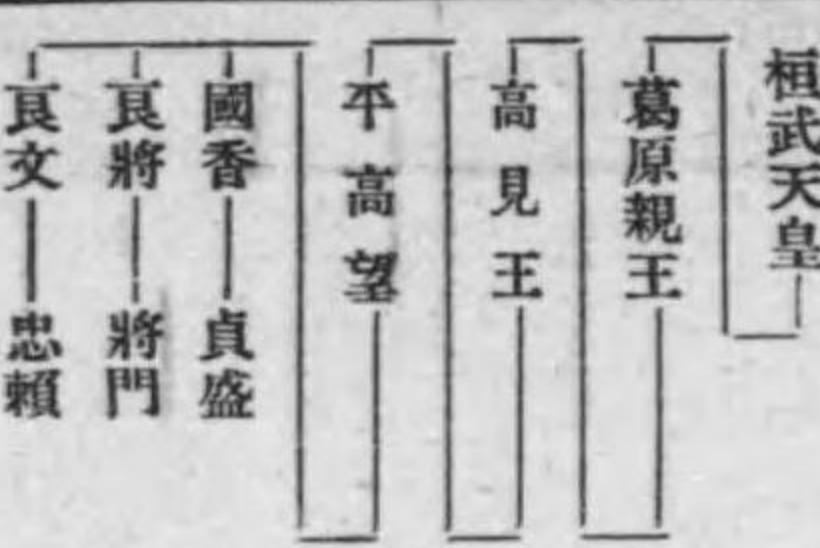
皇族賜姓

ば地方の制度も大にみだれ、班田收授の法は、いつしかすたれて、公卿・豪族は、その力あるにまかせて、或は山野を開墾し、或は他人の田園を併せて、之を私有し、國司をも輕蔑して、租税を納めざりき。當時これらの私有地を稱して莊園といへり。かくて政府の收入減少するが故に、國司は重稅を取り立てて、之を補はんとしたれば、人民は困苦に堪へかねて失踪し、或は莊園に集りて課稅を免れんとしたり。しかのみならず、兵制すでに破れて、武威振はず、盜賊各地に横行しければ、豪族等は私兵を養ひて、これに備ふるに至れり。

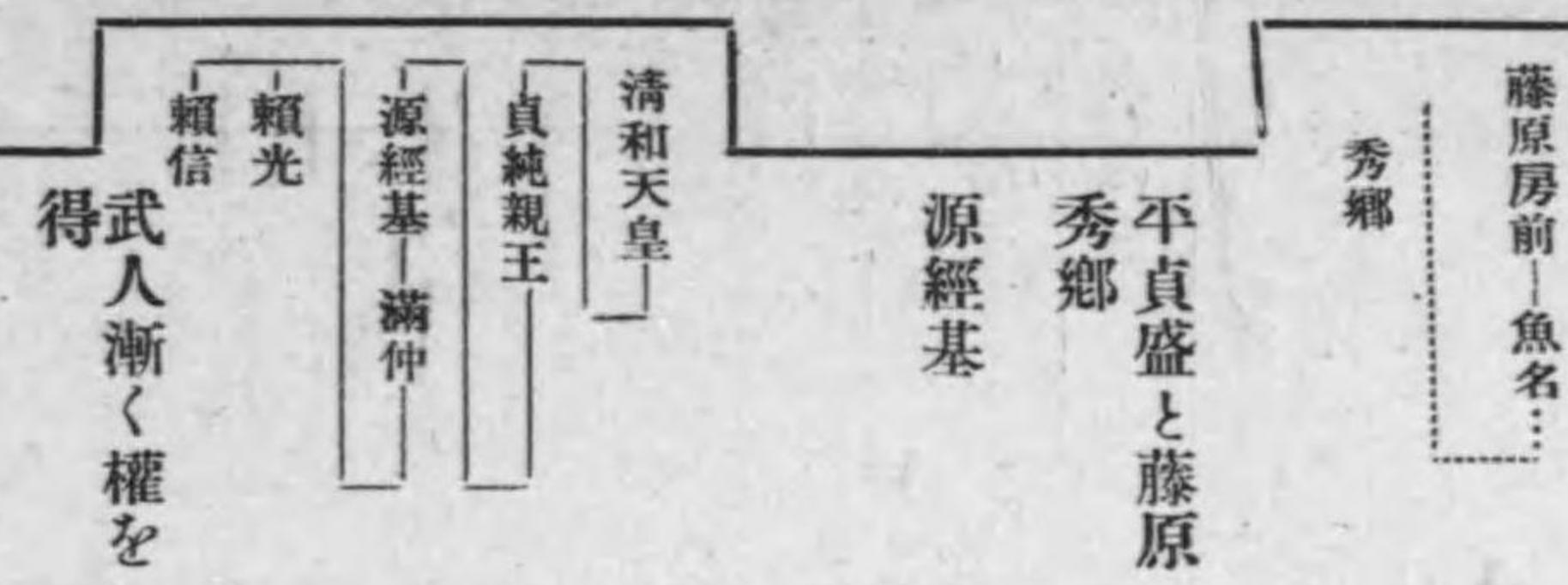
武士の起り 皇族は、もと、五世までを王といふ定めなりしが、桓武天皇の時、皇子にも、姓を賜ふこと始まり、此の後、皇族の臣下に列せらるるもの多くなれり。中にも、清和天皇の皇孫經基フネモトより出でたる源氏、桓武天皇の曾孫高望タカモチより出で

たる平氏、最も顯れたり。これら源・平二氏の人々及び藤原氏の一門にて、志を都に得ざるものは、多くは出でて國司となり、つひにその地に土着し、廣き土地を占め、多くの兵士を蓄へ、常に豪族の首領と仰がれ、勢力を地方に振へり。

將門・純友の叛 時に、京都にては、醍醐天皇につき、朱雀天皇立ち給ふ。この御代に、平將門なるもの、亂を東國におこせり。將門は、桓武天皇の曾孫高望の孫なり。はじめ高望平氏をたまはり、上總介に任せられ、其の一族、東國にはびこれり。將門、武勇人にすぐれ、都に出でて、攝政藤原忠平に仕へ、檢非違使たらんことを望みしが、聽かれされしかば、大に怒りて、下總にかへり、諸所を掠め、朱雀天皇の承平五年には、伯父常陸大掾ダイジョウ平國香クニカを攻め殺し、天慶二年、つひに反して、下總の猿島に據れり。これと殆ど同時に、前伊豫掾藤原純友スミヨシもまた海賊

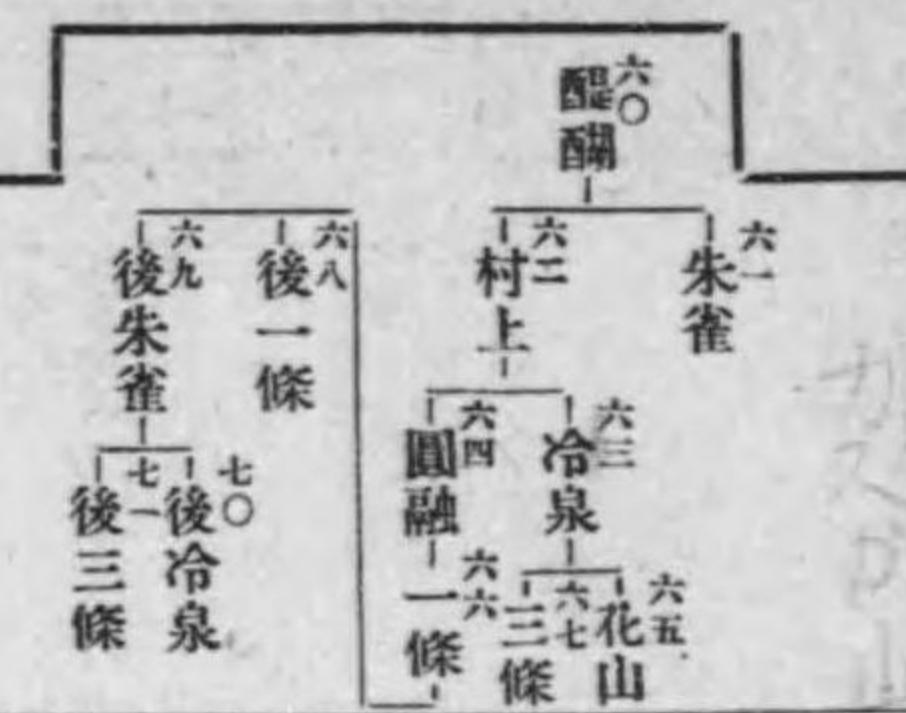


をあつめて、山陽・南海地方をあらしたり。



叛亂平定 かく東西一時に亂れたりければ、朝廷大に驚き、翌年、藤原忠文を征東大將軍として、將門を討たしめしに、未だ至らざるに先だち、國香の子貞盛は、藤原秀郷とともに、純友を討ちて之を平げたり。世に之を承平・天慶の亂といふ。將門を討ち滅したり。翌年に至り、小野好古・源經基等は、またけられたれば、源平二氏の名は、これより世にあらはれ、武人漸く權を有するに至れり。中にも、源氏は、満仲以來、藤原氏に用ひられて、その護衛に任じ、その子賴光・賴信などまた武名をあげたり。

第十三章 藤原氏家門の争



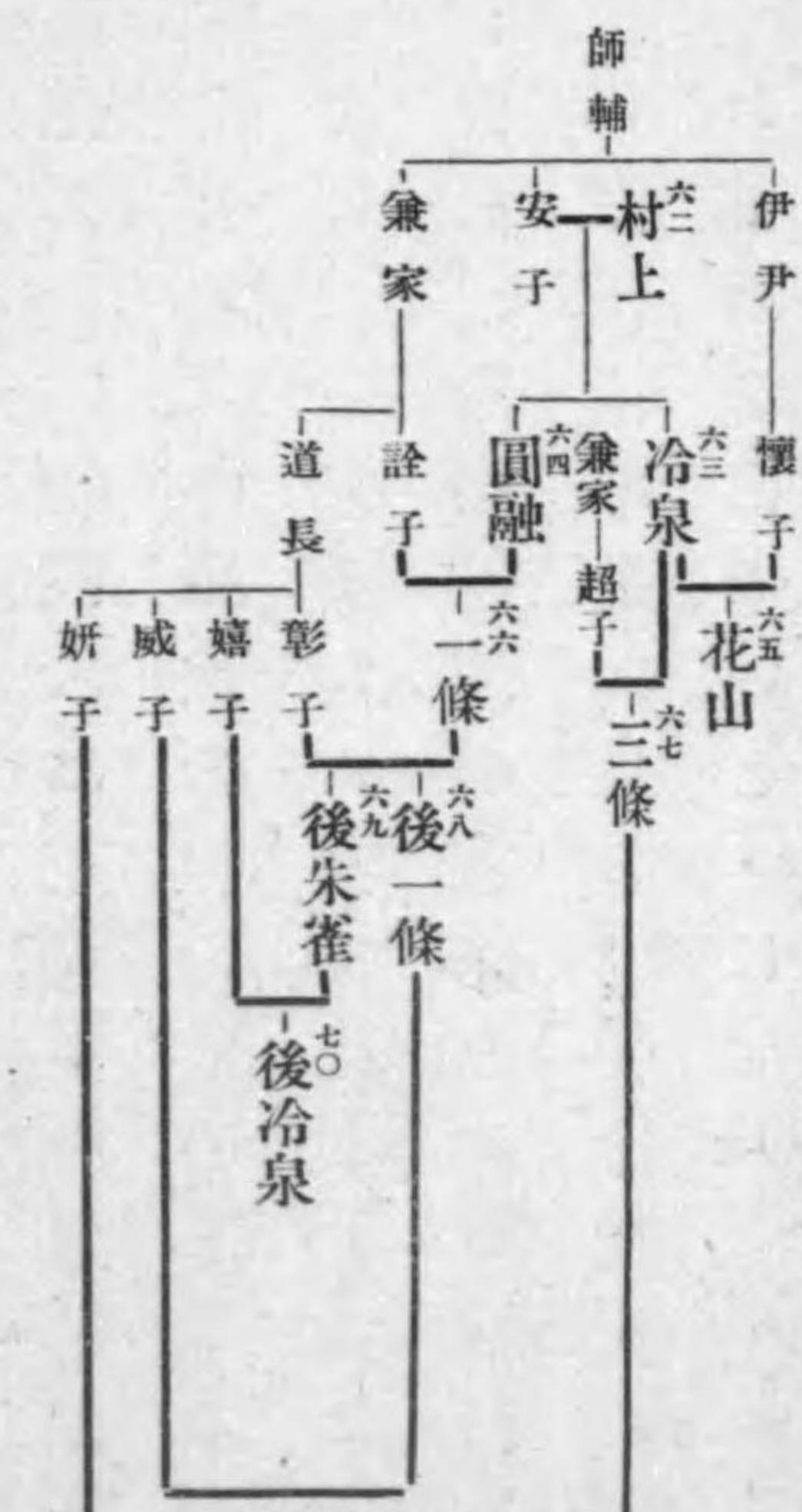
天暦の治 次の村上天皇は争亂の後をうけて、政をはげみ給ひしかば、世よく治まりたり。之を天暦の治といひ、延喜の治と並べ稱せり。されど、藤原氏の專權は益はげしく、加ふるに、地方の武士は、いよいよ勢盛となりしかば、朝廷の威權は、大に衰へたり。

藤原氏の他氏
排斥

藤原氏の專權 村上天皇崩じて、冷泉天皇立ち給へり。この御代に、左大臣源高明^{アキラ}は、事に坐して、太宰權帥におとされ、次の圓融^{エンユウ}天皇の御代には、左大臣源兼明は、その官を罷められたり。これみな、藤原氏の、己の家の繁榮を計らんため、他氏をしりぞけんとするによりて、生じたることどもなり。藤原氏は、また、后妃を多く其の家より出し、攝政・關白は、其の一族之に任じたれば、冷泉天皇より後冷泉天皇まで、八代の間、ひとりその權勢をほしいまゝにせり。



【係關のと氏原藤と室皇】



藤原氏一門の爭

藤原氏一門の争 藤原氏は、他氏を避け、一門の繁榮をのみはかりしが、後には、其の同族の間にも、争をおこすに至り。朱雀天皇の御代に、忠平攝政に任せられてより、其の子實賴、及び其の甥伊尹・兼通相ついで攝政・關白になれり。圓融天皇の御代、關白兼通、弟兼家と權を争ひ、兼通は、實賴の子頼忠を關白となせり。ついで、花山天皇の御代には、兼家、その子道兼をして、天皇に出家をすすめ奉り、己の女の生める一條天

伊周と道長

皇を立て、ついで攝政となれり。兼家の後は道隆・道兼・道長兄弟相ついて政權を專にせしが、道隆の子伊周コレチカ、また道長と争ひて敗れ、道長ひとり全盛を極めたりき。

道長の榮華　道長は、一條・三條・後一條の三朝二十餘年間、天下の權を握り、其の三女は、三天皇の中宮に立ち、その外孫に當らせらるる皇子は、三人までも引つづきて天位に即き給ひしかば、道長獨り全盛を極め威權ならぶものなし。或時道長歌を詠じて曰く、

此の世をば、我が世とぞ思ふ望月の

かけたることもなしとおもへば

實に藤原氏の榮華は、ここに極まれりといふべし。晩年法成^{ハウジヤウ}寺を立て、ここに居たれば、後世御堂關白^{ミダラカクヒツ}の稱あり。其の子賴通、また父につきて、後一條・後朱雀・後冷泉の三朝に仕へ、攝政。

御堂關白

關白となりて、權勢を振ひたり。されど、この頃より、藤原氏の權勢は漸く衰運に向へり。

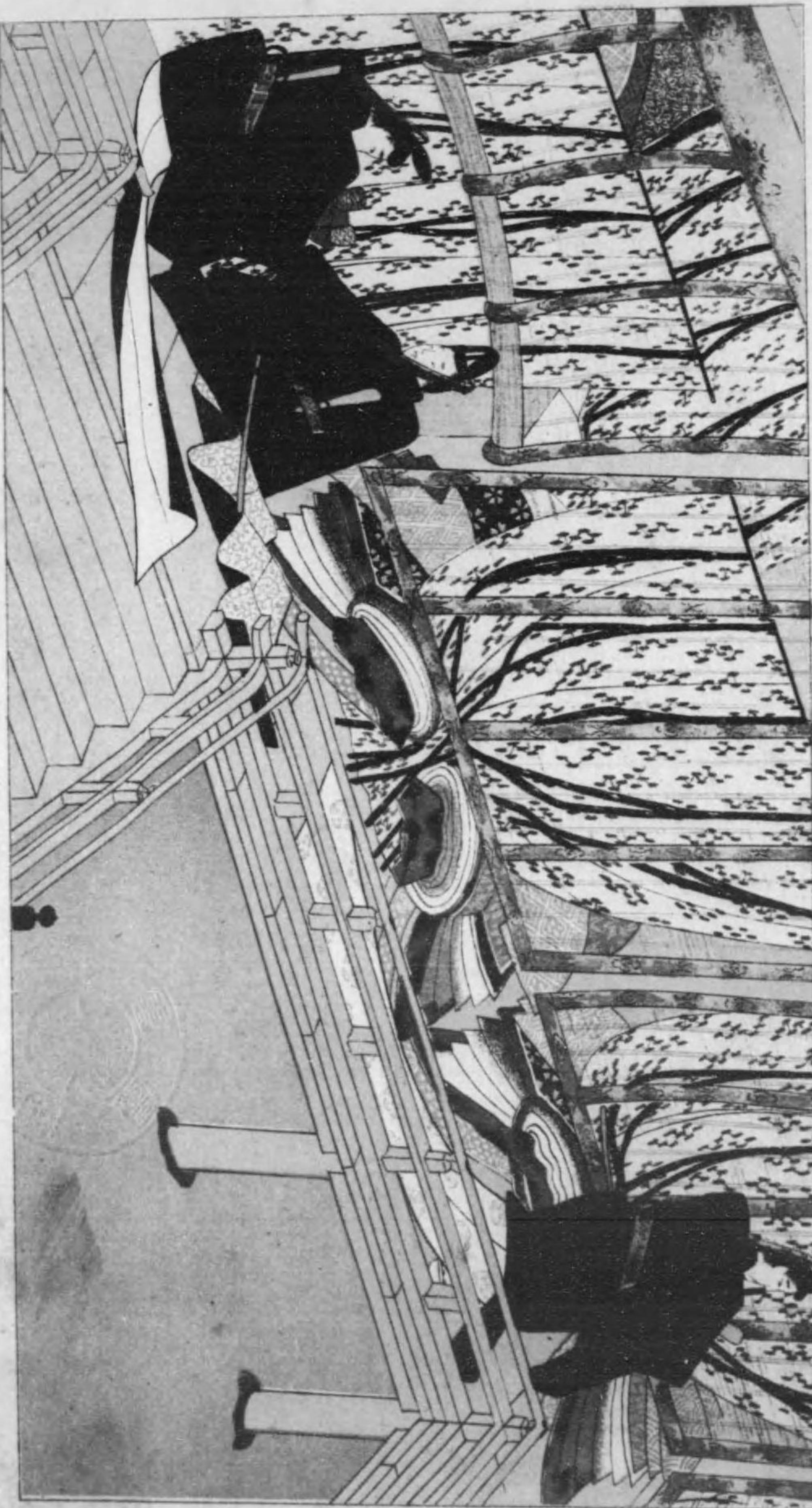
第十四章 平安時代の文物

漢文學の衰運 平安奠都後約百年間は、漢文學隆盛を極め、朝廷の公文はもとより、日常一般の消息類に至るまで、皆漢文を以てしたりしが、その後、漸くその風廢れんとせしをりしも、宇多天皇の御代に、菅原道眞の意見によりて、遣唐使を停められ、支那との交通も少くなりしかば、漢文學は益すたれたり。

國文學の發達 これよりさき、片假名・平假名の使用はじまりしかば、國語をしるすことたやすくなり、國文學の發達を促せしが、藤原氏全盛の時代に至りては、未曾有の隆盛を

遣唐使の停廢

遣唐使の停廢
唐使を遣初て寛平遣を
唐使を遣てはさて遣天六
年には二百れ遣
しより凡そ二年後なり



帝國の歴史と文化

この圖は紫式部日記繪卷の一節にして、一條天皇寛弘六年正月、第三皇子敦良親王(後朱雀天皇)の御誕生五十日の御祝當日の事にかかる。御簾を垂れ其内に几帳を建て渡したる様、唐衣著たる女官の御簾の下に打出(ヂテ)(袖を飾として出すをいふ)せる有様、または袍を着用し裾を引ける公卿の東帶姿など、平安時代に於ける宮廷風俗の一斑を見るべし。

和歌の勅撰集

致せり。和歌もまた盛にして、歌の名人には、さきに在原業平あり。延喜の頃には紀貫之あり。貫之は凡河内躬恒とともに、勅を奉じて、古今和歌集を撰び、勅撰集の起りをなし、また土佐日記を著して、假名文流行のはじめをなせり。

女流文學者　國文・和歌の、次第に盛になるに従ひ、女流の文學また起れり。ことに藤原氏の一門權を争ひ、各、その女を宮中に入れんとし、これが侍女に秀才を選びしかば、才媛多く輩出したり。紫式部・清少納言を始として、和泉式部・伊勢大輔・赤染衛門の如きは、最も有名なり。中にも紫式部は、和漢の學に通じ、其の著せし源氏物語は、清少納言の枕草子と共に、國文の模範と稱せらる。

學者の輩出　男子にありても英才少からず。法律經史に於ける三善清行、詩文に於ける菅原道眞・紀長谷雄の如き共に、

紫式部と清少 納言

に有名なり。又藤原行成・藤原公任・藤原齊信・源俊賢は文藝を以て聞え世に四納言の稱あり。

書畫の名手

藤原行成はまた書道に秀で、小野道風・藤原佐理と共に能書の譽高く、三蹟の稱あり。又

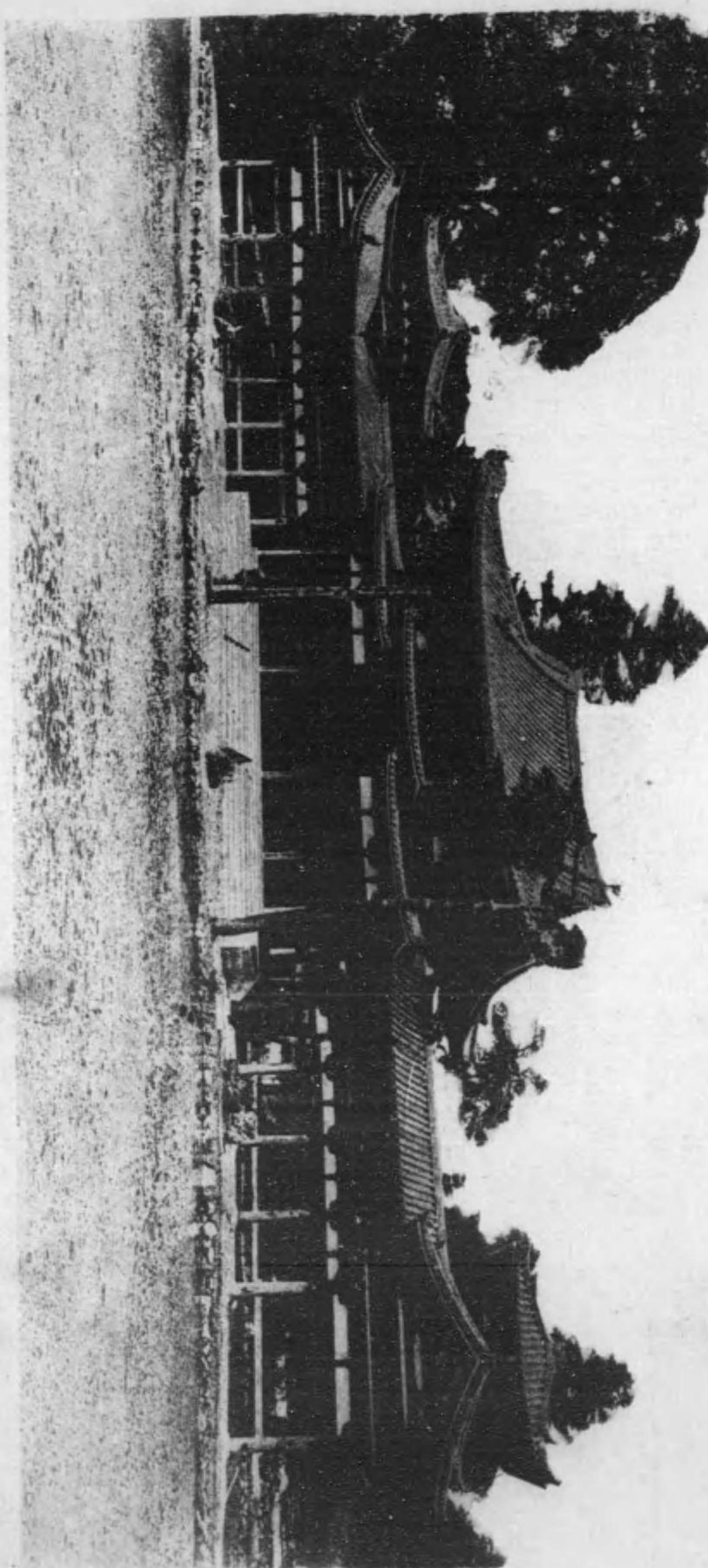


鳳凰堂壁畫

繪畫には是より先き仁明・文徳の御代に百濟河成ありしが、村上天皇の御代に巨勢金岡出でて、巨勢

三蹟

四納言



平等院は山城國久世郡宇治町にあり。藤原賴通の造營にかかり、藤原氏全盛の時は諸堂莊麗を極めしが、後屢々兵火に遇ひ、堂宇の焼失したるもの少からず。唯その本堂、及び鐘樓、釣殿のみは、其の災を免れ今に存す。本堂は即ちこゝに示したる鳳凰堂にして、今特別保護建造物なり。其の本尊阿彌陀佛は定朝の作にて今國寶たり。また堂内の壁畫は宅磨爲成の筆なりといふ。相俟つて平安時代末に於ける美術工藝のおもかげを見るに足る。

平等院

派の祖をなし、ともに佛畫を以て名高し。

工藝の發達 貴族の奢侈榮華に伴ひ、建築・彫刻・織物・蒔繪等の美術工藝も、また發達し、自らこの時代の優美なる特風をあらはせり。道長の建立せし法成寺、賴通の造營にかかる平等院の如きは、精巧華美を極めたるものにして、平等院の鳳凰堂は、今に存して、定朝の作と傳ふる佛像、及び宅磨爲成の筆なる壁畫と共に、當時のおもかげを見るに足る。

第十五章 刀伊の入寇 前九年の役

刀伊の入寇 都にては人々太平の夢を貪れる間に、地方は漸く多事となれり。後一條天皇の寛仁三年、今の朝鮮の東北部に居りし刀伊の賊、突然對馬・壹岐を犯し、進みて筑前に迫れり。太宰權帥藤原隆家等防ぎ戰ひ、之を退けたり。

凡そ九百年前

藤原隆家

刀伊入寇の後九
年

平高望
國香・貞盛
良久・忠頼

忠常

冊尾第二圖參照

忠常の亂後二十
餘年

源經基
賴光
賴信
義家
安倍氏の跋扈

に東國に高まれり。

参考

- 一 隆家は藤原道隆の子なるが、機を過たず、刀伊の賊を破り、外敵の侮りを擯ぎしは、誠に處置よろしきを得たるものなり。然るに、その報朝廷に達するや、朝命を待たずして賊を討ちたりとの廉を以て、賞を與べからずとの議論盛なりしが、僅に藤原實資の辯論によりて、賞を與ふることとなれり。しかも隆家の部下を賞したるのみにて、隆家はこれに與らざりき。當時朝臣の事理に暗きことかくの如し。隆家の子孫は、世々肥後に住し、後菊池氏と稱せり。
- 二 源頼義・清原武則の援を得て、頻に賊の諸柵を抜き、遂に衣川の館を破る。時に義家貞任に追ひ及び、弓に矢を注し、衣のたてはほころびにけり」と下の句を云ひかけしに、貞任後れず、年を経し、絲の亂れの苦しさにと連ねたれば、其の優なるに感じて、遂に矢を放たざりきといふ。ついで貞任の軍は連敗して、厨川柵にて滅びたり。
- 三 源義家を八幡太郎と稱するは、頼義の第一子にして、石清水八幡宮にて元服せしによるなり。傳へいふ、義家陸奥に下らんとして、途勿來關(磐城)を横ぎりし時、詠じて曰く、「吹く風をなごその關とおもへども、道もせに散る山桜花」。

平安・奠・都

面目一新の必要

平安・奠・都
邊境の状況

千餘年間の帝都
蝦夷の鎮定
朝鮮半島の變遷
渤海の入貢
新文室田村麻呂
新羅の治世
高麗の建國

新官制と新宗派

藏人所・檢非違使
最澄の天台宗・空海の真言宗
本地垂迹説

表 括 概 期

二 藤原時代

攝政・關白
藤原氏の四家
皇室と藤原氏との關係

延喜天暦の治
朝臣の榮華と帝都の文化

藤原道眞
菅原道眞

武士の興起と地方政治の頗廢

藤原氏專權

藤原氏一門の爭
他氏の排斥

道長の全盛—藤氏衰運

文學の發達

遣唐使停廢と漢文學
國文學の隆盛—假名の發達

和歌の勃興

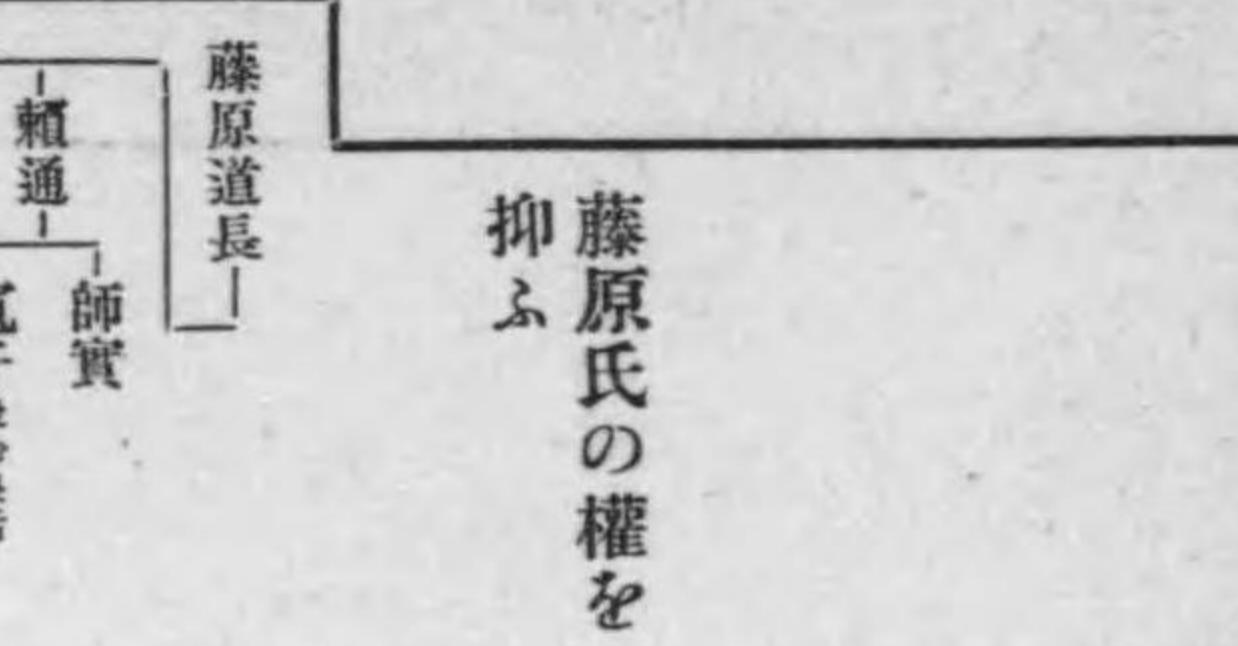
女流文學者の輩出

第三期 後三條天皇の親政より平氏滅亡まで

凡そ百二十年間

第十六章 後三條天皇 院政

後三條天皇の即位 後冷泉天皇崩じて、後三條天皇立ち
給へり。醍醐天皇より、後冷泉天皇に至るまで、十一代の天皇



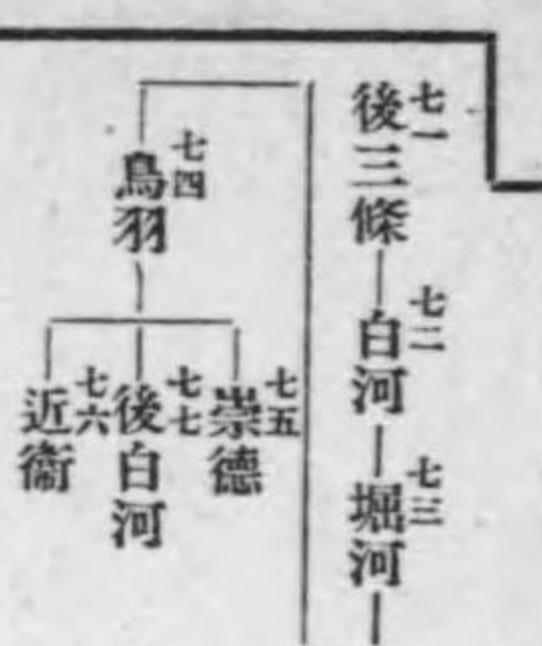
は、みな、藤原氏の所生におはせしかば、この間、政權は全く藤原氏の手に歸せり。然るに、この天皇の御母は、三條天皇の皇后なるが上に、天皇は才學に秀で給ひ、御氣性も剛毅嚴明にましましければ、いたく藤原氏の權を抑へ、大權を皇室に復し給へり。是よりさき、關白藤原賴通は、職を辭して、宇治に退隱し、弟教通これに代りしも、ただ名のみにして、藤原氏の勢大に衰へたり。

記録所の政 この頃、權門・勢家・社寺等の莊園、いよいよ増加して、租稅を納めず、朝廷の歲入益減少して、其の弊害甚だしかりき。天皇よりて記録所を設けて、親しく政務を見給ひ、新立の莊園を禁じ、其の舊きものも、證據の不明なるものは、悉くこれを取り上げ給へり。天皇、また國司の重任(ナヨウジン)を禁じ、賣官の弊をあらため、親ら節儉を行ひて、奢侈をいましめたま

莊園の禁
國司重任の禁
節儉の獎勵

記録所の政

この頃、權門・勢家・社寺等の莊園、いよいよ増



ひければ、朝廷の紀綱再び振張せり。かくて、天皇は院中にて政を聽かんとし給ひ、在位僅に五年にして、位を皇子白河天皇にゆづり給ひしが、間もなく崩じたまひて、御志をはたし給はざりき。

院政の始

院政の始 白河天皇は、御性質果斷にして、父天皇の風お
はしき。また藤原氏をおさへ給ひしが、はやく位を御子堀河ホリカ天皇に譲りたまひ、なほ院中に入りて政をきき給ひしかば、
これより院政といふこと始まり、大臣關白は、ただ員に備は
るのみにして政治の實權は全く院中に歸せり。また院に北
面の武士を置かれたれば、これより武士登用の道開かれた
り。

白河法皇の崇佛

白河法皇の崇佛　白河上皇は、あつく佛法を信じ給ひし
が、髪を剃りて、法皇ハウ^{ワウ}と稱し給ひ、堀河・鳥羽・崇徳トガ・スコトクの三代にわた

注皇の書



南都北嶺

りて、四十餘年の長き間、政を執り給へり。この間、宮室・寺塔の建立盛にして、佛像を彫み、法會を營み給ふこと多く、又熊野高野の御參詣も十餘度に及びしかば、國用不足し、後三條天皇の銳意改革し給ひし事共も、また亂れて舊にかへり、朝威はまた衰へたり。

僧兵の横暴

の僧徒は日吉の神輿を奉じ、興福寺の僧徒は春日の神木を擁して、朝廷に強訴するなど、強暴實にその極に達したり。されば白河法皇も、朕が意の如くならざるものは、鴨河の水と雙陸の采と山法師となり、と歎じ給へり。しかるに、朝臣等は柔弱にして、之を鎮むること能はざるを以て、常に源氏・平氏等の武士に依頼して、これを禦がざるべからず。かくて愈、武士の勢力を助長したり。

第十七章 後三年の役

清原氏の内訌 前九年の役後、清原氏は、安倍氏の舊地を領して、一族強盛なりしが、武則の孫眞衡に至り、白河天皇の御代に、異母弟家衡及び叔父武衡と争ひ、藤原清衡また家衡に應じて、奥羽大に亂れたり。時に源義家陸奥守兼鎮守府將

冊尾第二圖參照

家衡武衡の亂
清原武則
武衡
眞衡
家衡

源義家
藤原秀郷……清衡
基衡秀衡泰衡
源義光の來援

前九年の役平定
後二十年の役

部内のそび及堂色金寺尊中



黒み包て以を布紗外内壁四るはいとも納む棺の人三衛秀衡基衡清は堂色金
ゆ見に圖本りあ名のこに故く輝て以を色金堂全し貼な箔金に上の其てし漆
るゝかに立建の王親康惟軍將は堂覆りあに中のこは堂色金てしに堂覆はる

軍たりしかば、往いて眞衡を助け、家衡・武衡等を攻めしが、克つ能はず。既にして清衡は義家に屬し、義家の弟義光もまた來りて、兄を助けたれば、漸く之を討ち平ぐるを得たり。時に堀河天皇の寛治元年なり。世に之を後三年の役といふ。

源氏と東國武士
亂平きて後、義家戰捷

を奏せしに朝廷之を私闘として賞せられざりしかば、義家、私財を分ちて將士をねぎらひたり。これより東國の武士は、ますます源氏に歸服するに至れり。

平氏と西國武士 また平氏にては、貞盛六世の孫忠盛、白河・鳥羽兩法皇の信任を蒙るに及びて、その勢大に加はり、西國武士の心を得て、源氏と相對立するの形をなせり。
陸奥の藤原氏 またこの役に、藤原清衡、義家に屬して功あり。清原氏間もなく衰へしかば、その舊領は清衡の手に歸せり。清衡は藤原秀郷六世の孫にして、これより世々平泉_{陸中}に居り、東北の強族たり。清衡の建てたる中尊寺_{チヨウゾンジ}の金色堂_{コウジキドウ}は、今に存して、當時の富盛を示せり。

参考

この役に鎌倉權五郎景政敵の矢の目に中りしにも屈せず、その矢を折りしまゝにて、まづその敵を斃せしが如き、三浦爲繼をして跪きてその矢を抜き取らしめしが如き、

當時の武士氣質を見るに足る美談なり。

第十八章 源平二氏の盛衰

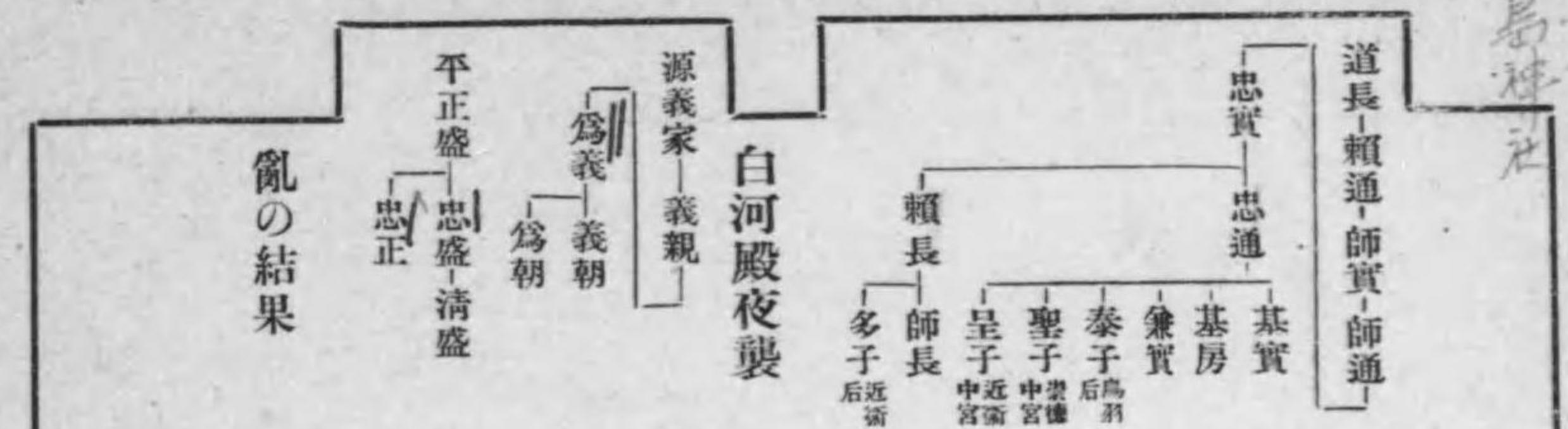
鳥羽上皇の院
政

七三	七四
堀河	鳥羽
七五	
後白河	
七六	
近衛	
七八	
以仁王	
高倉	

崇徳天皇の御不滿

崇徳天皇 鳥羽法皇は、御子崇徳天皇を愛したまはず、強て近衛天皇に位を譲らしめ給へり。天皇は美福門院の御腹にして、この時僅に三歳の幼君なり。されば崇徳上皇は、御不平におはしが、間もなく天皇崩じ給ひければ、上皇は、自ら重祚し給ふか、又は御子重仁親王を立てんと思召されしに、法皇は關白藤原忠通とはかり、美福門院のすすめによりて、

陸奥藤原氏の富強



上皇の御弟後白河天皇を立て給へり。是に於て、上皇益々御不満なりき。

藤原頼長 時に藤原氏にありても、關白忠通と、その弟左大臣頼長との間に、權力の爭あり。頼長は父忠實サネミツの寵こうをたのみ、上皇によりて兄を凌マサニがんとせり、

保元元年法皇の崩せりるるや上皇遂に頼長とはかり源爲義その子爲朝及び平忠正等を白河殿に召して兵を集め給へり天皇は爲義の子義朝忠正の甥清盛等を召して夜半急に白河殿を襲はしめ給ひければ上皇の軍大に敗れ頼長は流矢にあたりて薨じ上皇は讃岐にうつされ給へりまた爲義忠正は殺され爲朝は伊豆の大島に流されたりこれを保元の亂といふ

藤原通憲と平清盛

後白河天皇は位を皇子二條天皇に



皇天河白後

勢盛なり。

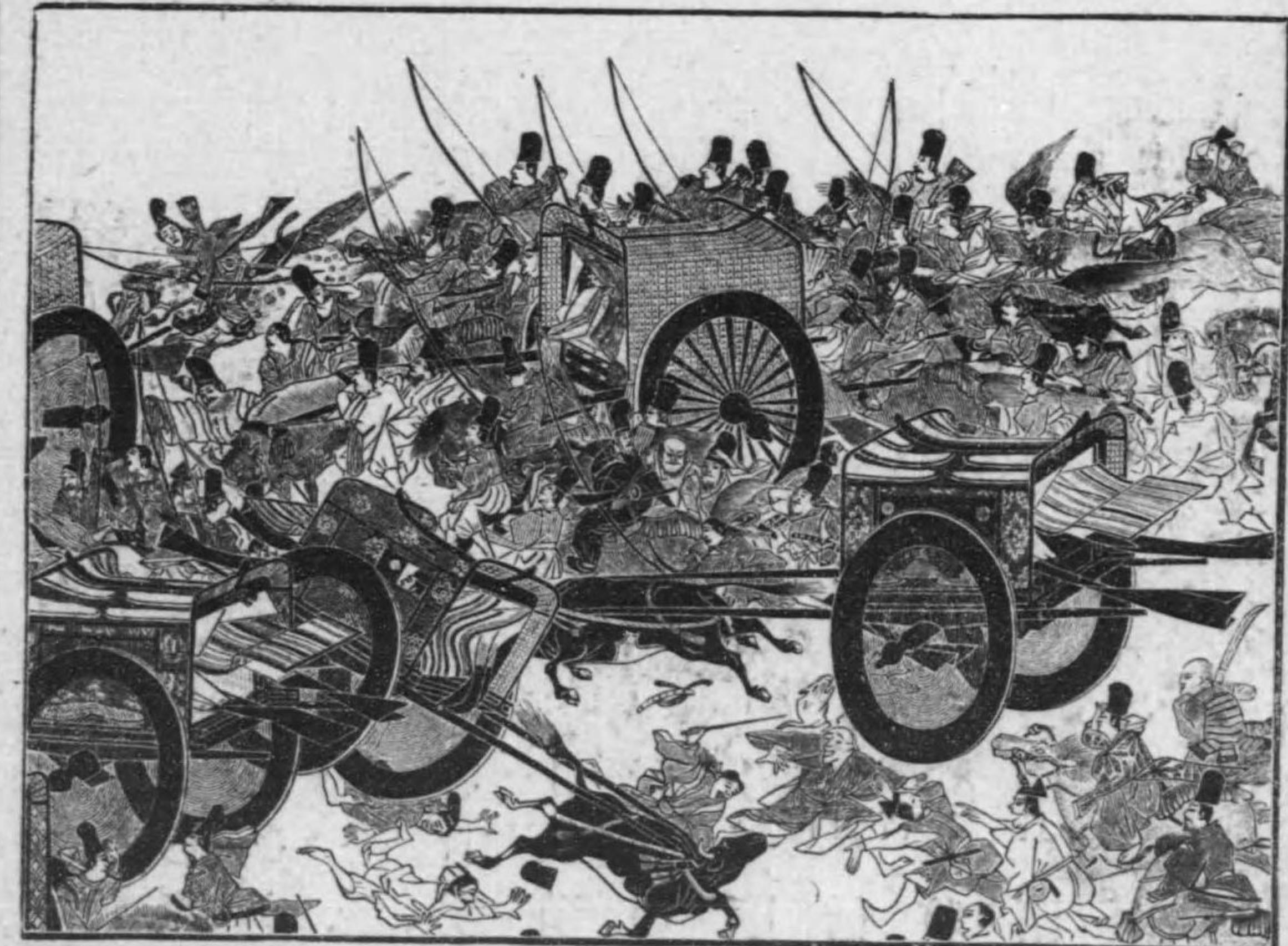
平信 賴義朝の不

中古史 第十八章 源・平二氏の盛衰

九

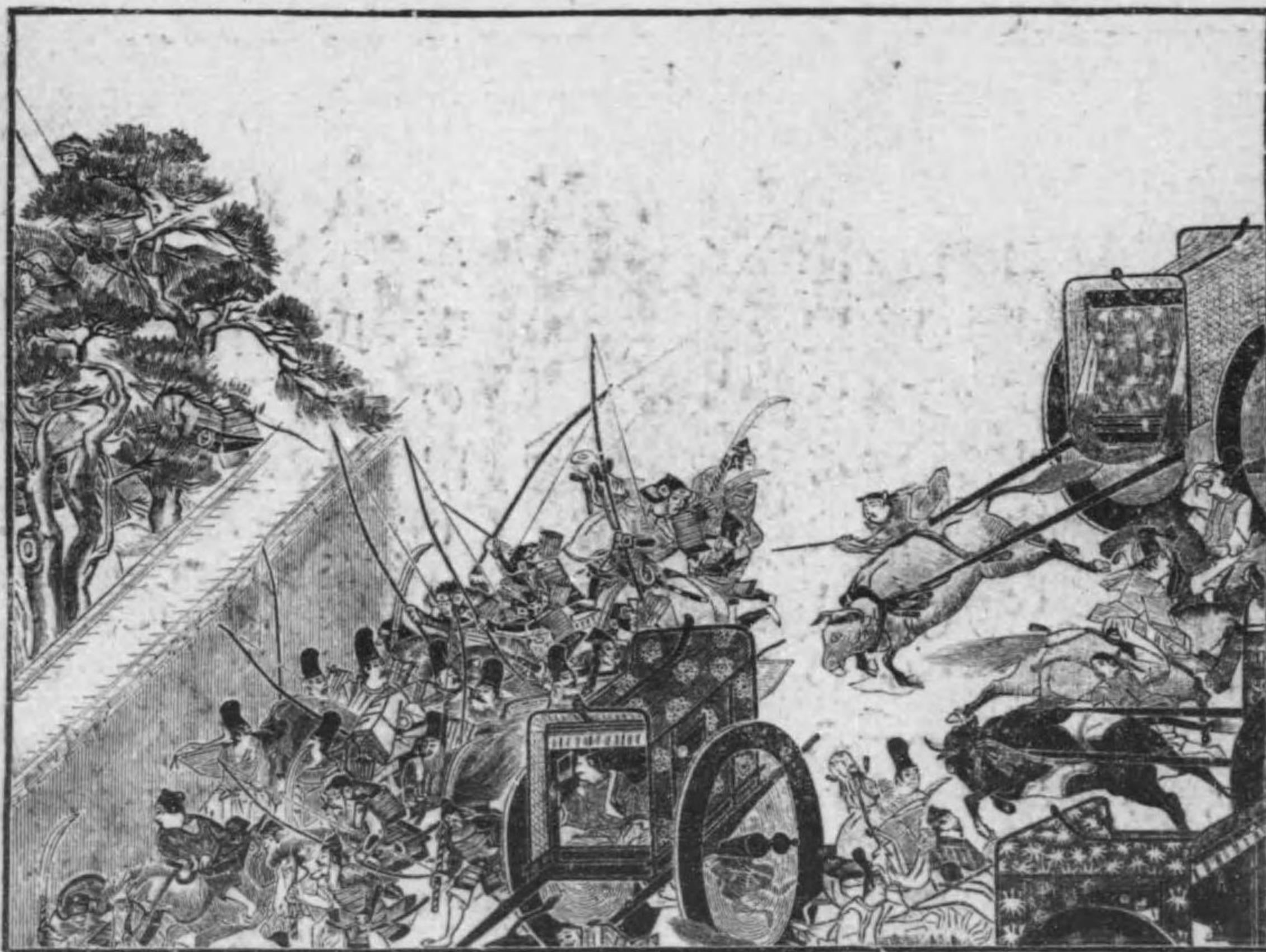
ふこと三十餘年、二條・六條・高
時に藤原通憲ミチノリといふもの博
うけ、政務に與りて、頗る勢力
清盛は、さきに保元の戰功に
す、また信西の親戚となりて
勢盛なり。

藤原信頼と源義朝 この
頃、後白河上皇の寵臣に、藤原
信頼といふものあり。近衛大
將たらんことを望みしに、信
西に妨げられ、深くこれを怨
めり。然るに、義朝は保元亂後
威望清盛に及ばず、常に之を



藤原信頼等三條殿御院所の夜(所)

嫉み、また信西と不和なりしかば、相結びて清盛信西を除かんとせり。
平治の亂 平治元年、信頼・義朝等は、清盛の熊野に詣でし不在に乘じて兵を擧げ、上皇及び天皇を幽し奉りて宮城に據り、また信西を殺したり。清盛この變を聞きて、途中より馳せかへり、天皇を六波羅の自邸に迎へ奉り、その子重盛等を



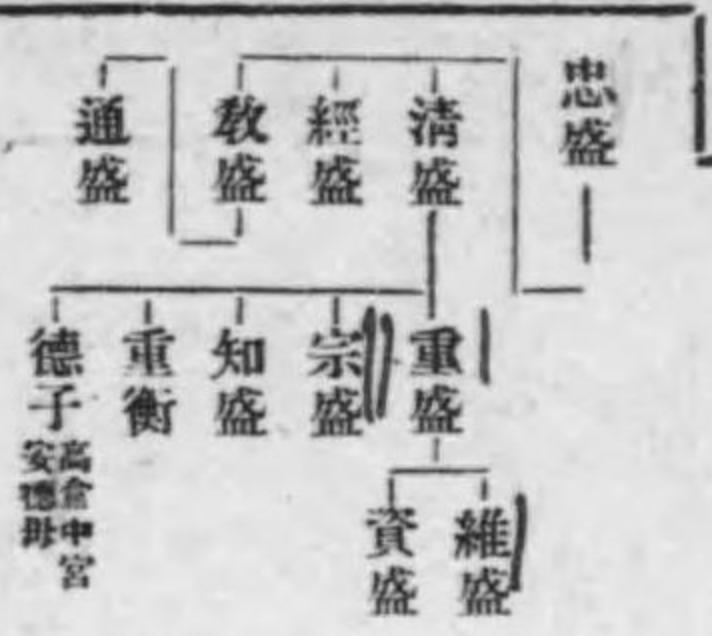
(節一の卷語物平治筆恩慶吉住傳) 討圖の

して、宮城を攻めしめ、信頼を捕へて之を誅せり。義朝は東國に走らんとして、尾張にて殺され、子弟多く斬られしが第三子頼朝は死を免されて伊豆に流されたり。之を平治の亂といふ。この亂によりて、源氏の一族多く殺され、これより平氏獨り勢を振ふに至れり。

第十九章 平氏の滅亡

源氏衰ふ

亡信賴義朝の敗



平氏政權を握る

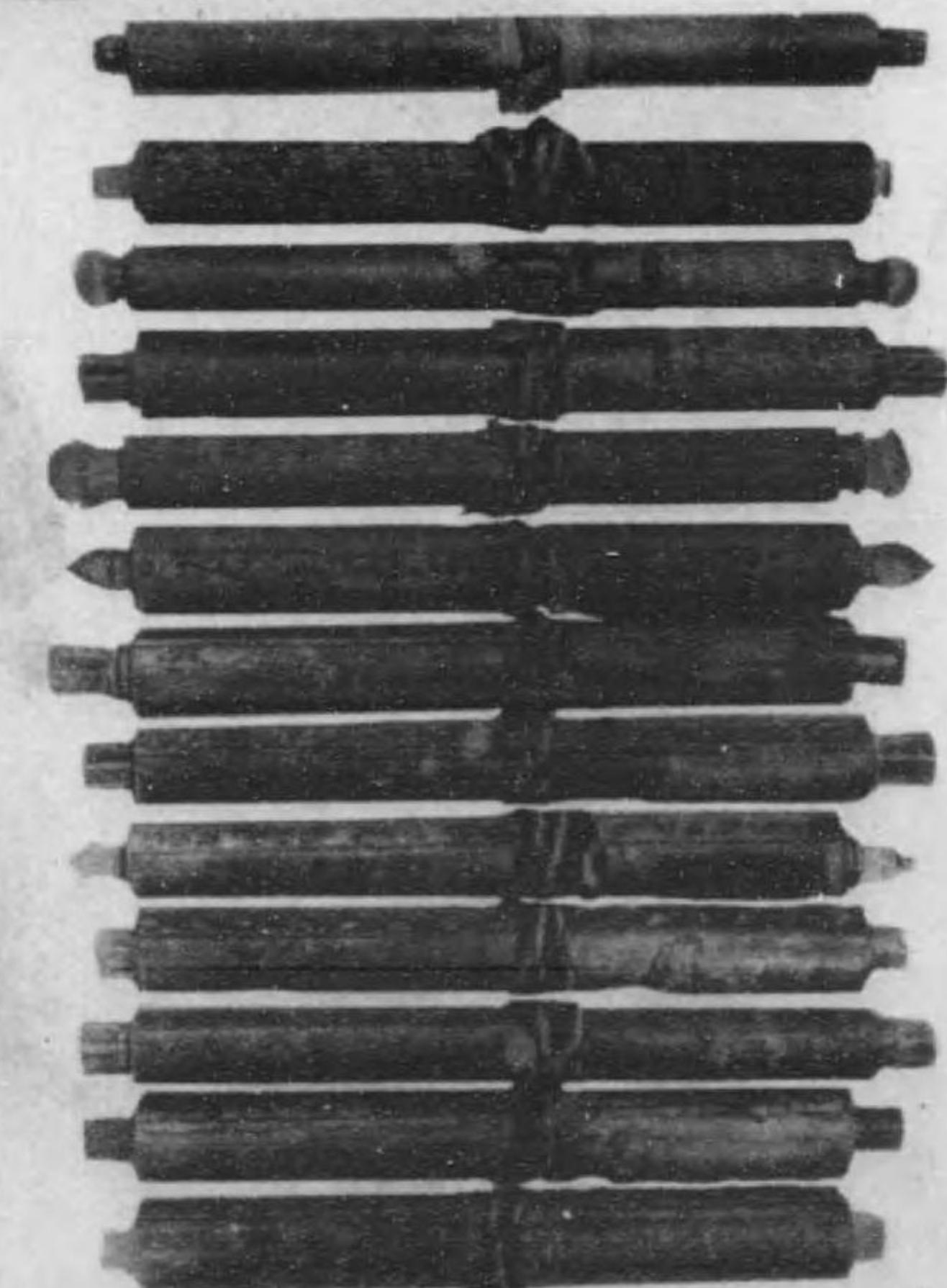
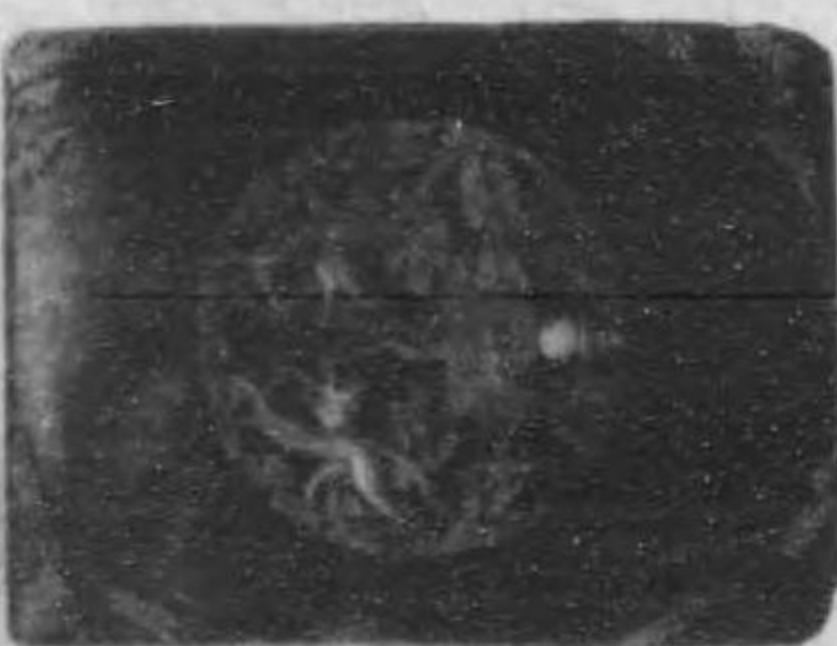
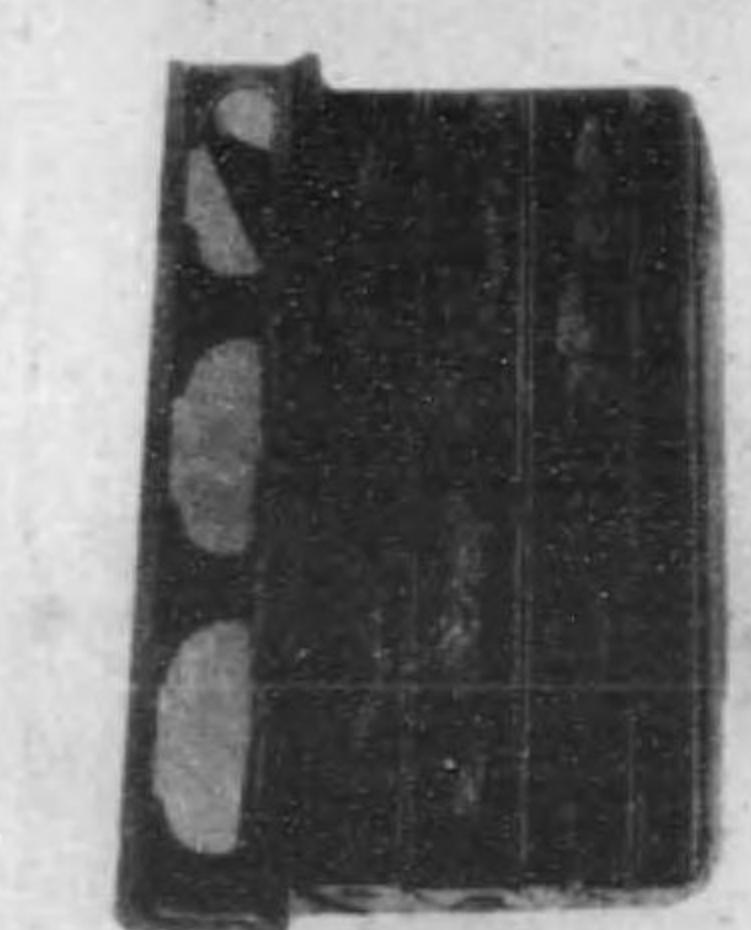
平氏討滅の陰謀



平氏の全盛 平清盛は、平治の亂後、官位頻にすすみて、六條天皇の御代には、從一位太政大臣にのぼり、妻の妹の生み奉りし高倉天皇を御位に即け奉り、女徳子を中宮にすすめければ、平氏の繁榮、藤原氏の昔に異らず、一門多く高官にのぼりて、榮華の限りをつくせり。かくて、政權は全く平氏に歸し、清盛の專横日に甚しく、後白河法皇の院政も、ただ名のみとなりしかば、法皇の近臣藤原成親・僧西光・僧俊寛等平氏を滅さんと謀りしが、事露はれて、或は殺され、或は流されたり。この時、清盛は法皇をも幽し奉らんとせしが、重盛なだめて之を止めたり。



第一回 平氏の全盛



この經は法華經、無量義經を始めとして總て三十二卷あり。平清盛家門の隆運を感謝し、來世の妙果を祈る爲に、一門子弟は勿論、自らも筆をとりて之を書寫し、長寛二年の夏、嚴島神社の寶前に納めしものなり。その裝飾頗る華麗、平家豪奢の狀を今日に髣髴せしむるものあり。料紙には金銀切箔砂子を施し、青紫紅綠の種々なる色どりなし、文字にも墨書あり、金銀泥を用ひて書せるあり、群青鋒青うち混せて料紙の美に映ぜる様目もあやなり。表紙見返しの繪の妙は勿論、巻軸題簽等の裝飾誠に美を盡せり。宮は銅製にして、銀製の雲、鍍金の龍を以て裝飾せられ、三重にして、臺の上に安んぜらる。内側には大和錦を貼付す。納經の美と相俟ちて、益々光彩を放たしむ。

伊藤



以仁王の令旨

清盛の專横、重盛は忠孝の志厚かりしに、父に先ちて早く薨じければ、清盛の亂行甚しく、終に法皇を幽し奉り、やがて徳子の生み奉りし安徳天皇を位に即け奉り、益、權を專にせり。

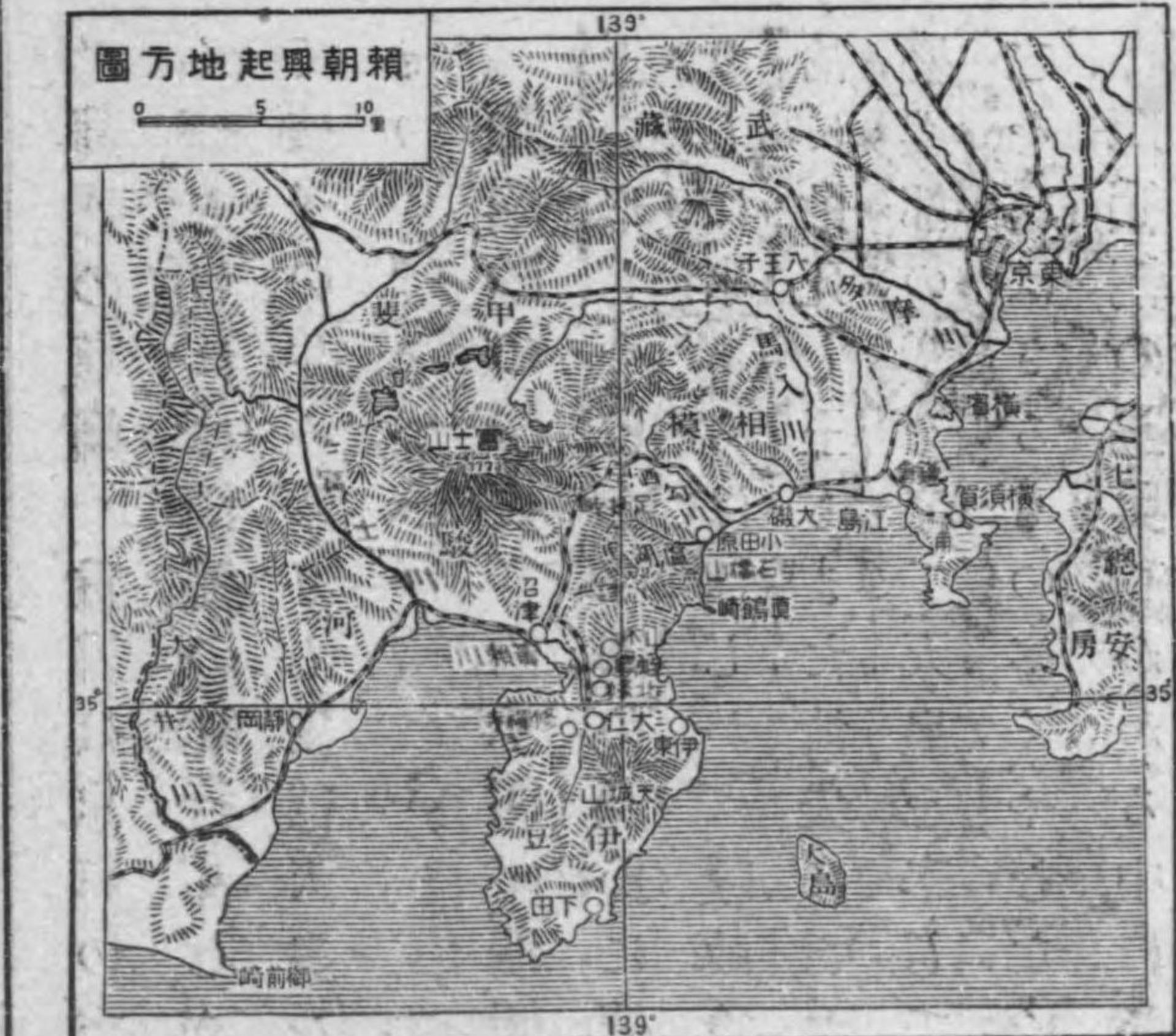
源賴政の舉兵

ハイシ

治承四年、源賴政、後白河法皇の御子以仁モトヒト王を奉じ、令旨を諸國の源氏に傳へて、平氏を滅さんとはかりしに、事あらはれしかば、賴政急に兵を擧げしが、つひに宇治に敗死し、王もまた流矢にあたりて薨じ給へり。ついで清盛遷都の議を立て、天皇を奉じて攝津福原に移りしが、人々之を喜ばざるもの多く、やむなくまた京都にかへれり。

源賴朝の舉兵　かかる中に、諸國の源氏、以仁王の令旨を奉じて、兵を起すもの多く、源氏の勢强大となれり。中にも、源賴朝は、北條時政の助を得て、伊豆に起り、一たび石橋山の戦

賴政敗戦
福原の遷都



に敗れたれども、忽ちにして、安房・上總・下總・相模・武藏の地方を從へ、東國の豪族次第に來り應じ、勢大にふるへり。ここに於て、清盛、孫維盛をしてこれを討たしむ。維盛進みて富士川に對陣せしが、一夜水鳥に驚かされ、戦はずして逃げ歸れり。その後、間もなく清盛薨じ、平氏の勢大に衰へたり。

源義仲の舉兵

これよりさき、賴朝の從弟義仲も、また兵を信濃に起ししが、北陸を從へ、しきりに平氏

義仲敗亡
平氏の西走
義仲の入京



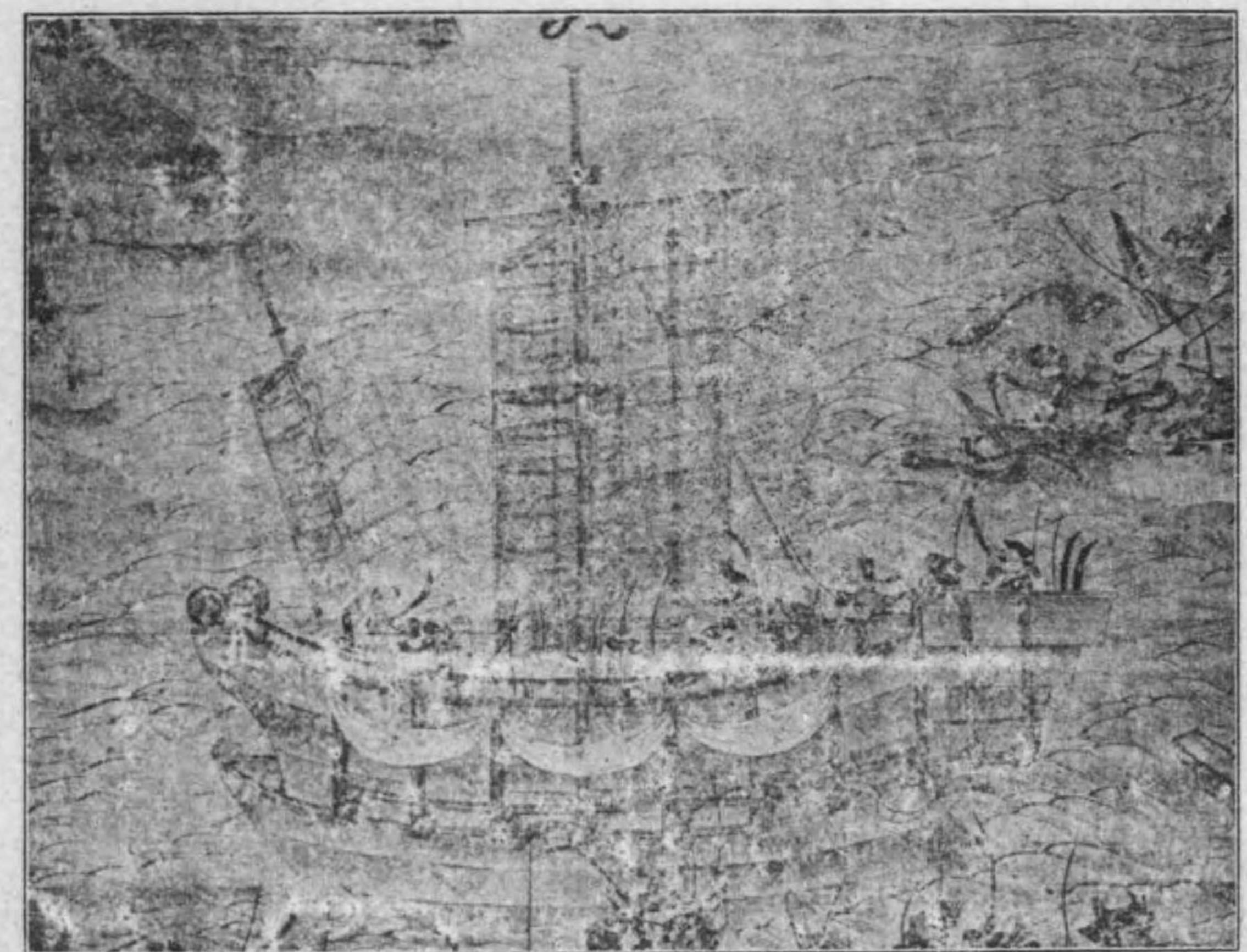
の軍を破り、勢に乗じて都に攻め上れり。宗盛大に恐れ、安徳天皇を奉じ、神器を擁して、一族と共に西海に遁れたり。義仲京に入りて後、功にはこり、亂暴を極めしかば、賴朝は、弟範賴、義經を遣はして義仲を討たしめた。義仲之を宇治・勢多に拒きて敗れ、遂に粟津に戦死せり。



一ノ谷の戦

屋島の戦

壇浦の戦



船兵の氏平るけ於に戰の浦壇

平氏の滅亡 この間に、平氏は再び勢を得、安徳天皇を奉じて福原にかへり、一ノ谷の要害を恃みしが、程なく範頼・義經に破られ、讃岐の屋島に走れり。ついで、範頼は山陽道より九州に向ひ、義經は屋島を襲ひ、その逃ぐるを逐ひて、之を長門の壇浦に滅したり。天皇は海に投じて崩

紀元一八四五年

参考

春

表括概期三第

じ給ひ、神劍もまた海底に沈みぬ。平氏の一門多く戦死し、榮華を極むること、僅に二十年にして、平氏ここに亡びぬ。時に壽永四年なり。

○清盛は経島を築きて波浪を防ぎ、兵庫の築港を完成し、また音戸の瀬戸を開けて、西國への航行を便にしたり。これらは清盛の美舉として注意すべきことなり。

源平時代院政の世
源平二氏の隆替
平氏の繁榮

（後三條天皇の親政）
（政權院中に移る）
（武士實力の發揮）
（地方の争亂と保元・平治の亂）
（清盛の專横）
（一門の榮華）
（諸源氏の舉兵—平氏の滅亡）

中古史總括

中古史は、大化の新政より平氏の滅亡まで、凡そ五百四十年

院政時代

平氏
源氏
朝(大統三)
平氏の全盛と滅亡

ども、ついで、院中の政起りてより、また實權は院廳に移れり。その間、源・平二氏は、或は地方の亂を平げ、或は院廳に登用せられ、或は僧兵の跋扈を防ぎて、益々その實力を示したりしが、保元・平治の亂を経て、源氏まづ衰へ、平氏の全盛を見るに至りては、政治の全權、また平氏の一門に歸せり。而してその驕奢は、人心を失ふの因となり、久しうからずして亡びしといへども、源氏はここに再び勢を得て、政治の中心は、長く武門に屬するに至れり。

訂修中學日本歴史 上巻終

◎物部氏略系

饒速日命—可美真手命(此間八代祖)—伊苦弗(此間九代祖)—尾輿—守屋

目—布都久留

(此間五代祖)

尾輿—守屋

躑躅火

◎蘇我氏略系

孝元天皇—彦太忍信命—屋主忍男武雄心命

巨勢雄柄(巨勢氏祖)—滿智(此間二代祖)—稻目—馬子

德陀古

(此間三代祖)

蝦夷—入鹿

武内宿禰—蘇我石川(平群氏祖)—滿智(此間二代祖)—稻目—馬子

德陀古

(此間三代祖)

蝦夷—入鹿

平群木菟(平群氏祖)—真鳥—鮎

赤兄

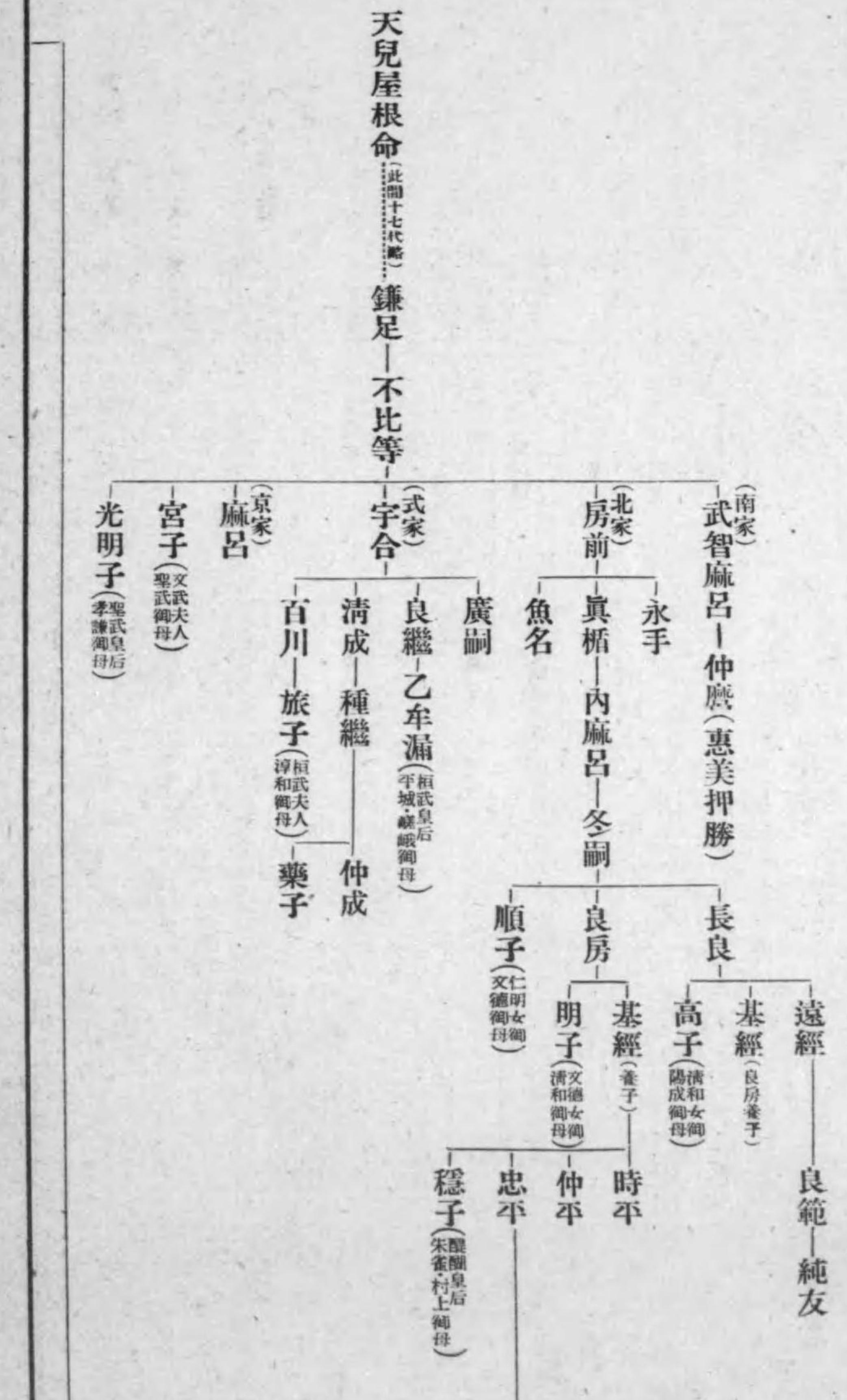
(此間四代祖)

石川麻呂

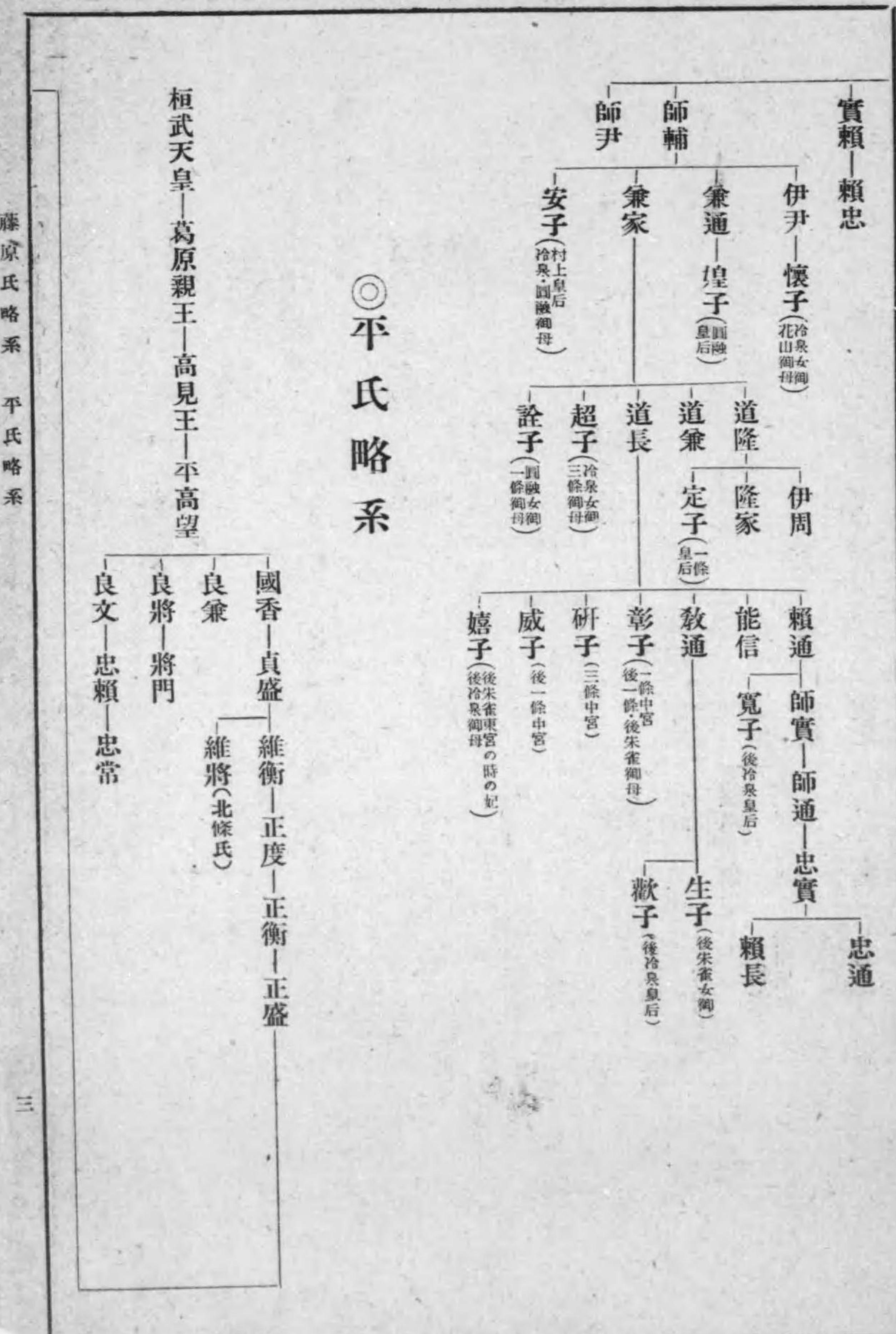
葛城襲津彦(葛城氏祖)—磐之媛(仁德皇后)—履仲反正九郎御母

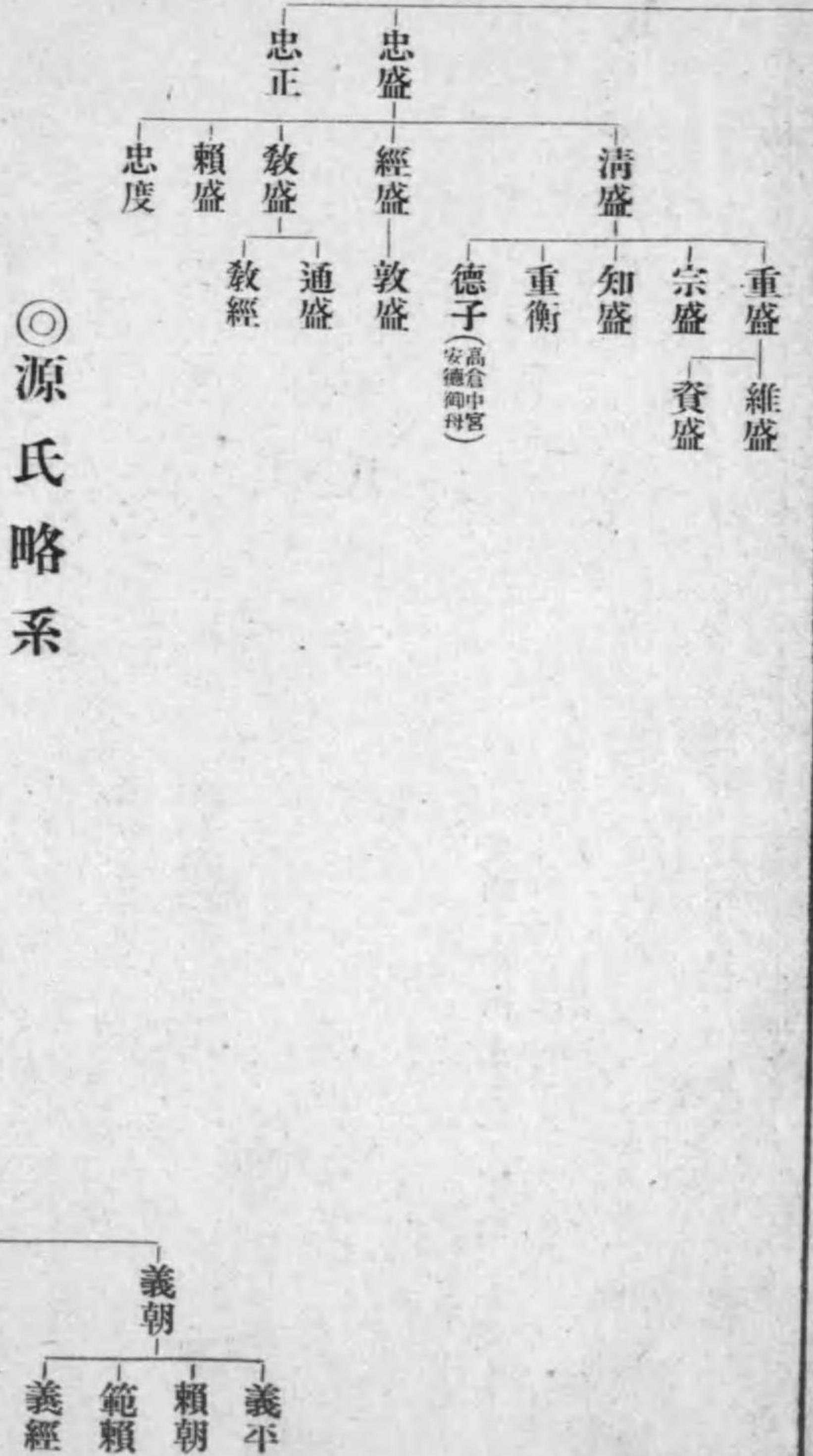
玉田—圓

◎ 藤原氏略系



◎ 平氏略系





◎源氏略系

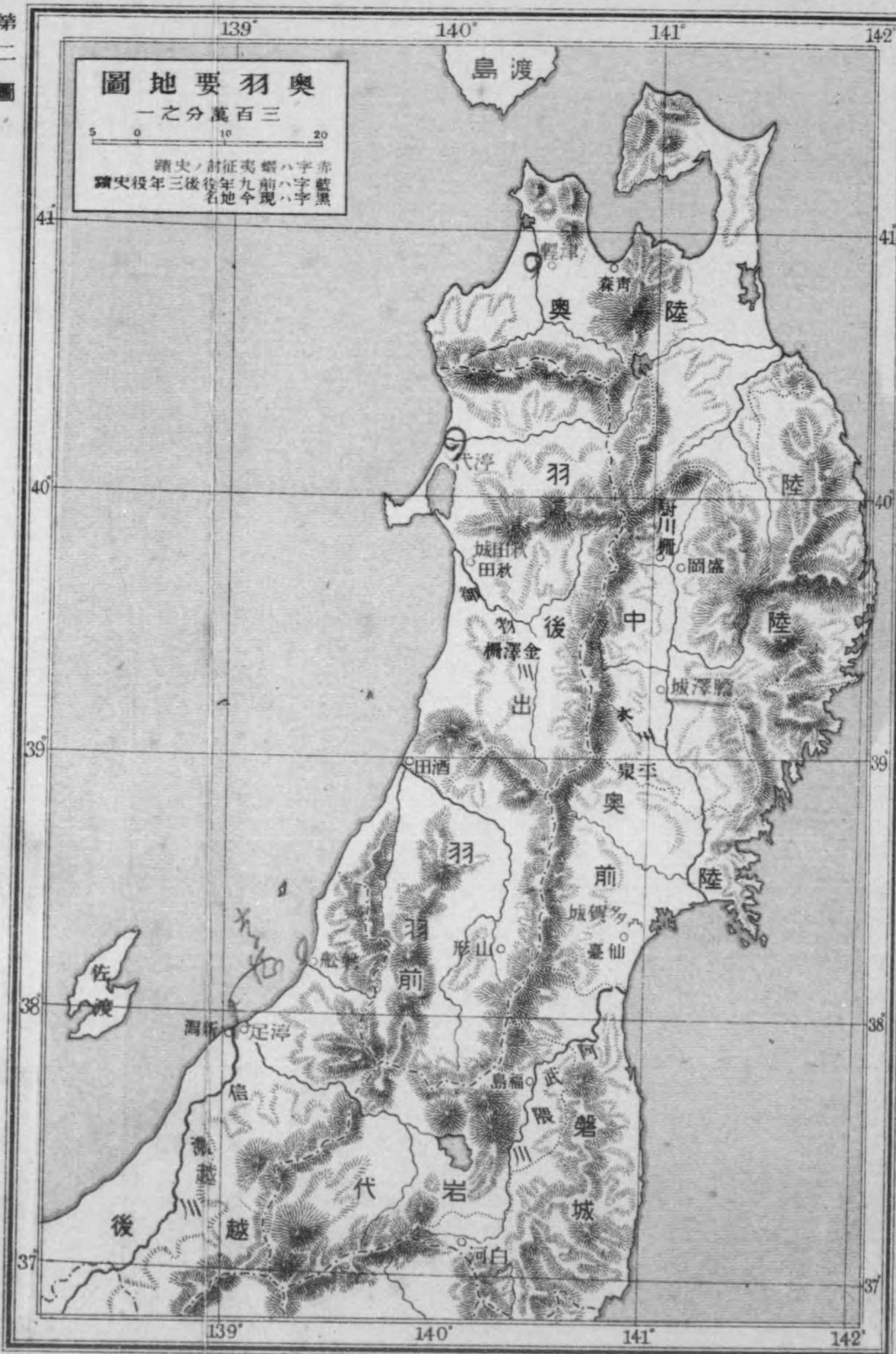
第一圖



第一圖

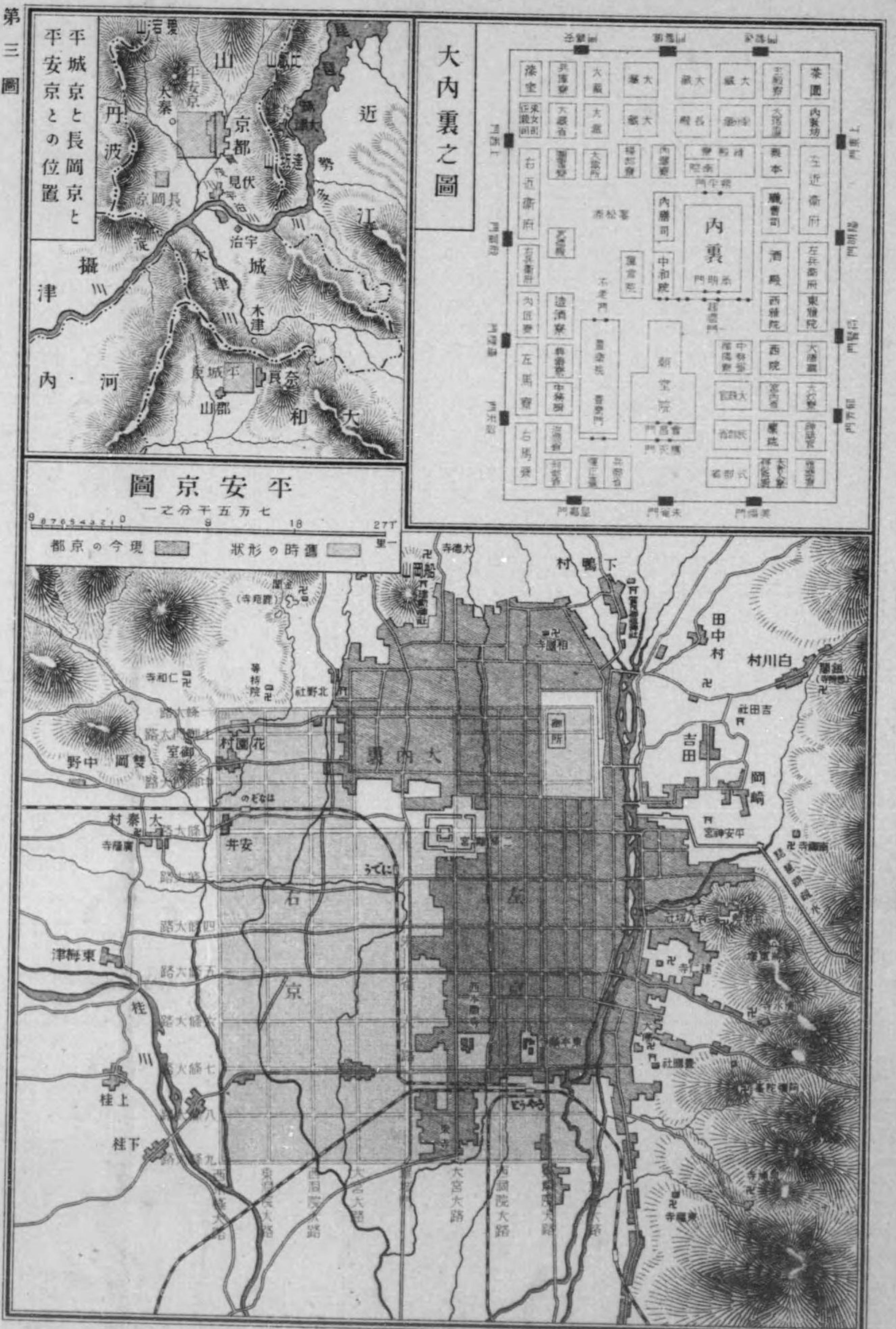


第二圖



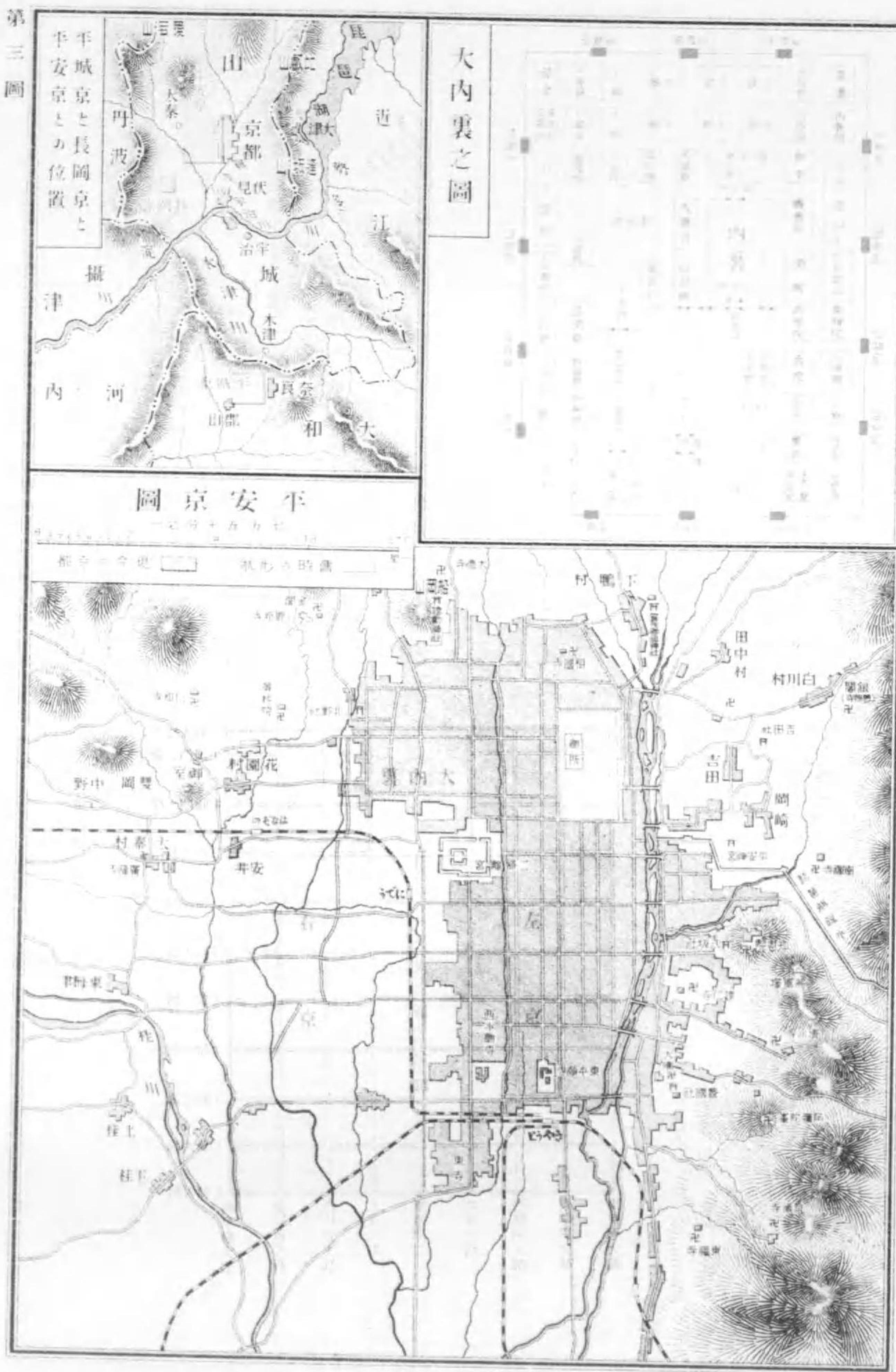
露光量違いの為重複撮影

第三圖



露光量違いの為重複撮影

第三圖



略年表

(上) (一)

區時代

御代款

天皇御在位年門

年號紀元

重
要
事
蹟

同上

四
三

支

上

上

一〇	崇神	開化元靈	九八孝元	七
一〇	崇神	開化元靈	九八孝元	七
一一	垂仁	五四三二	五六四	五〇四
一二	景行	六三二一	四七	四七
一三	成務	七九一八五	五六三	五七五
一四	仲哀	八五一八六	五六九	五六九
一五	應神	八六〇九七〇	七五七	七四二
一六	仁德	八六三一〇九	七七〇	六四三
一七	履中	九三一〇六	七七八	六二四
一八	反正	一〇六〇一〇五	九四三	六〇四
一九	允恭	一〇七二一一三	九四四	五七五
二〇	安康	二二三一一二六	九四五	五七三
二一	雄略	二二六一一二三九	九四五	五七三
二二	仁宗	二二九一一二四七	九四六	五七三
二三	顯寧	二二九一一二四八	九四七	五七三
二四	清烈	二二九一一二四九	九四八	五七三
二五	武烈	二二九一一二五〇	九四九	五七三
二六	繼體	二二九一一二五一	九五〇	五七三
二七	安閑	二二九一一二五二	九五一	五七三
二八	宣化	二二九一一二五三	九五二	五七三
二九	欽明	二二九一一二五四	九五三	五七三
三〇	敏達	二二九一一二五五	九五四	五七三
三一	用明	二二九一一二五六	九五五	五七三
三二	崇峻	二二九一一二五七	九五六	五七三
三三	推古	二二九一一二五八	九五七	五七三
三四	舒明	二二九一一二五九	九五八	五七三
代年〇〇二一元紀				
代年〇〇一一元紀				
代年〇〇九元紀				
代年〇〇八元紀				
代年〇〇七元紀				
代年〇〇六元紀				
代年〇〇五元紀				
代年〇〇四元紀				
代年〇〇三元紀				
代年〇〇二元紀				
代年〇〇一元紀				
代年〇〇〇元紀				
代年〇〇九百年前				
代年〇〇八百年前				
代年〇〇七百年前				
代年〇〇六百年前				
代年〇〇五百年前				
代年〇〇四百年前				
代年〇〇三百年前				
代年〇〇二百年前				
代年〇〇一百年前				
代年〇〇二十年前				
代年〇〇一年前				
代年〇〇一月前				
代年〇〇一日前				
代年〇〇一時前				
代年〇〇一時後				
代年〇〇一年後				
代年〇〇一月後				
代年〇〇一日前				
代年〇〇一時前				
代年〇〇一時後				
代年〇〇一年後				
代年〇〇一月後				
代年〇〇一日前				
代年〇〇一時前				
代年〇〇一時後				
代年〇〇一年後				
代年〇〇一月後				
代年〇〇一日前				
代年〇〇一時前				
代年〇〇一時後				
代年〇〇一年後				
代年〇〇一月後				
代年〇〇一日前				
代年〇〇一時前				
代年〇〇一時後				
代年〇〇一年後				
代年〇〇一月後				
代年〇〇一日前				
代年〇〇一時前				
代年〇〇一時後				
代年〇〇一年後				
代年〇〇一月後				
代年〇〇一日前				
代年〇〇一時前				
代年〇〇一時後				
代年〇〇一年後				
代年〇〇一月後				
代年〇〇一日前				
代年〇〇一時前				
代年〇〇一時後				
代年〇〇一年後				
代年〇〇一月後				
代年〇〇一日前				
代年〇〇一時前				
代年〇〇一時後				
代年〇〇一年後				
代年〇〇一月後				
代年〇〇一日前				
代年〇〇一時前				
代年〇〇一時後				
代年〇〇一年後				
代年〇〇一月後				
代年〇〇一日前				
代年〇〇一時前				
代年〇〇一時後				
代年〇〇一年後				
代年〇〇一月後				
代年〇〇一日前				
代年〇〇一時前				
代年〇〇一時後				
代年〇〇一年後				
代年〇〇一月後				
代年〇〇一日前				
代年〇〇一時前				
代年〇〇一時後				
代年〇〇一年後				
代年〇〇一月後				
代年〇〇一日前				
代年〇〇一時前				
代年〇〇一時後				
代年〇〇一年後				
代年〇〇一月後				
代年〇〇一日前				
代年〇〇一時前				
代年〇〇一時後				
代年〇〇一年後				
代年〇〇一月後				
代年〇〇一日前				
代年〇〇一時前				
代年〇〇一時後				
代年〇〇一年後				
代年〇〇一月後				
代年〇〇一日前				
代年〇〇一時前				

發行所

不許複製

東京市神田區錦町一丁目
振替口座東京四九九一卷

株式明治書院

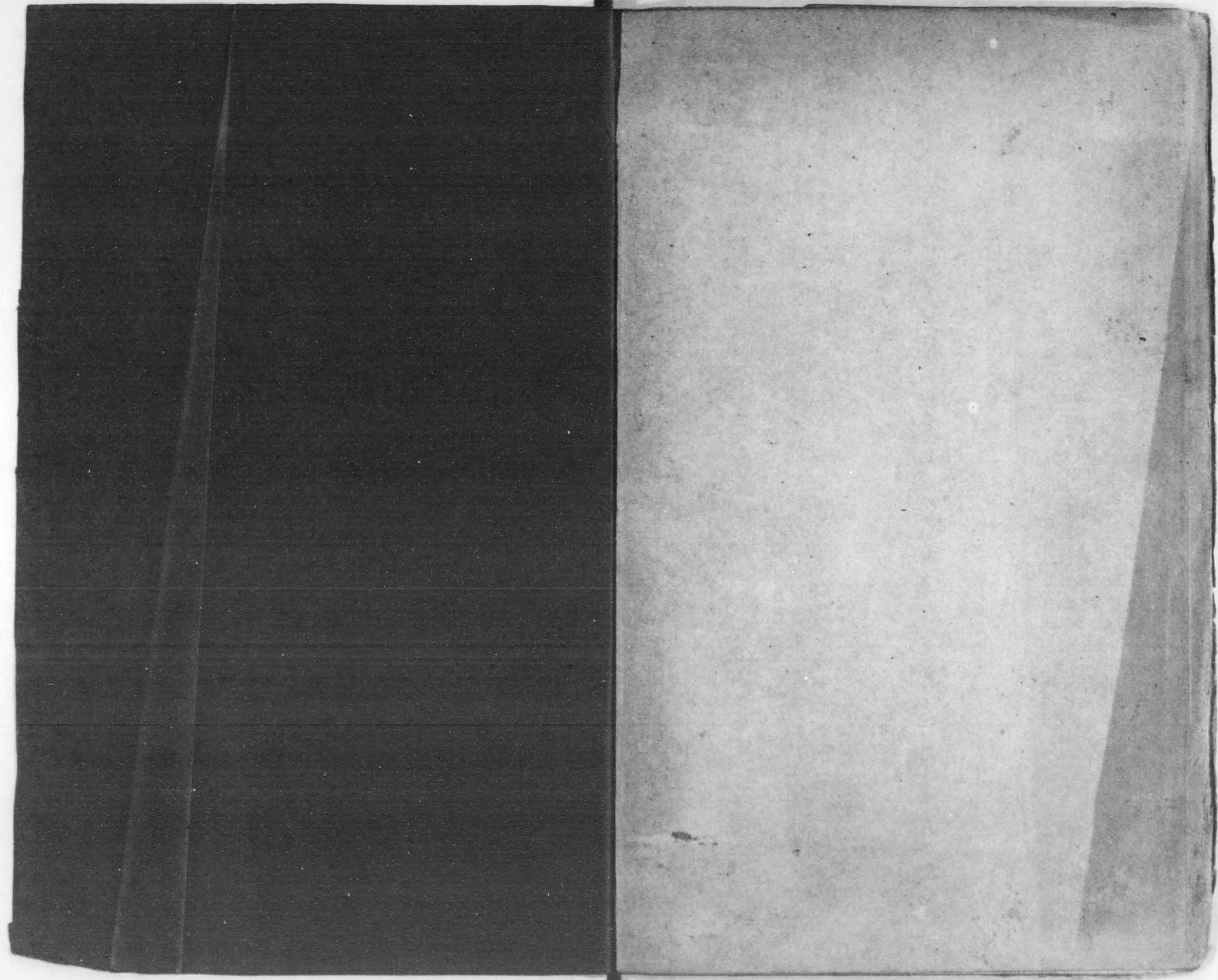
長電話本局二四三八番

著者 芝葛盛
・發行者 東京市牛込區砂土原町二丁目五番地
・取締役社長 株式會社明治書院
印刷者 東京市神田區錦町一丁目十番地
守岡 功 平院功
印刷所 東京市本所區番場町四番地
凸版印刷株式會社本所分工場

大大大大
正正正正
六六四四
六年十年年年
十二月九九一一
月月月月
十八日二十一
二十三十五
日日日日
修訂再版發行
修訂再版發行
修訂再版發行
修訂再版發行

訂中等日本歷史

定價	上卷金四拾八錢
下卷金七拾五錢	



322
178

終

